

災 害 事 例

事例コード

195801

1958 年（昭和 33 年） 狩野川台風

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

昭和33年9月26日夜伊豆半島東岸を北上して三浦半島に上陸した台風22号は伊豆半島中部に750mmの豪雨を降らせ、狩野川を氾濫させて伊豆地方に大水害をもたらした。

① 気象条件の特徴

静岡県特に伊豆地方に大水害をもたらした台風の特徴は以下の通りである。

- ・最低気圧877mbで中心気圧としては戦後最低を記録した。
- ・関東南岸の停滞前線が台風の接近とともに活発となり伊豆半島中部に集中豪雨を降らせ、湯ヶ島では24時間雨量694mmを記録した。
- ・台風は毎時50kmの速さで北上してきたが、静岡県の南沖で速度が急速に落ち、一時毎時20kmくらいになった。
- ・台風の勢力が本土に接近、上陸してから急速に弱まった。
- ・静岡県西部は東部に比べて雨量が少なかった。
- ・風は伊豆地方と駿河湾沿岸で強く暴風となったが、その他の地方では割合弱かった。

② 被害の特徴

台風22号による被害はその大部分が伊豆半島に集中し、なかでも狩野川の洪水、伊東大川の氾濫により伊豆温泉郷は大水害となった。被害の特徴は以下の通りである。

- ・26日の豪雨により各所で山崩れが発生したこと。
- ・伊豆半島に強雨が集中し、各河川の氾濫が著しかったこと。
- ・狩野川上流域一帯に集中豪雨が降り、狩野川、伊東大川の決壊により大洪水となったこと。
- ・高潮あるいは大波により、御前崎港、田子浦港の防波堤や護岸に大きな被害があったこと。

表1 被害概要(静岡県)

人的被害(人)				家屋被害(戸)				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
736	193	294	1,203	449	820	792	6,820	7,680

(出典) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

表2 主要被害額(静岡県)

土木被害	農地被害	農作物被害	林地被害	水産関係施設被害
4,777,334千円	104,994千円	2,288,684千円	261,799千円	186,071千円

(出典) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

(2) 災害後の主な経過

- ・静岡県は、台風22号の接近に伴い9月26日13時に「災害応急対策本部」を設置した。同日22時頃に狩野川が氾濫する。翌日27日には、3市9町7村に災害救助法が適用され、5時には、「伊豆災害応急対策本部」を設置、市町村の総合的な被害把握を行った。
- ・その後、10月31日に「伊豆災害応急対策本部」を解散し、「伊豆災害復興本部」を設置した。
(次頁参照)

表3 災害後の主な経過（静岡県の取組状況）

年	月日	項目
昭和33年	9月26日	13:00 台風22号の接近に伴い「災害応急対策本部」を開設
		22:00頃 狩野川氾濫
		23:00 陸上自衛隊富士学校に対し出動要請
	9月27日	3:00頃 県庁員、警察官の非常招集
		3:00～17:00 3市9町7村に災害救助法を適用
		5:00 「伊豆災害応急対策本部」の設置
		10:00 災害町村の実態を一応総合的に把握
		避難所を99か所に設置(9575人)
		静岡県県議会全員協議会を開催
	9月28日	避難所を99か所から81か所(6438人)に
	9月29日	避難所を81か所から96か所(5356人)に 「中央災害救助対策協議会」の開催(政府)
	10月1日	伊豆災害応急対策本部の再編成
		静岡県県議会対策推進本部の開設
	10月2日	「内閣災害対策本部」の開設
10月8日	災害地市町村応急対策会議の開催	
10月31日	「伊豆災害応急対策本部」の解散	
	「伊豆災害復興本部」の設置	

【参考文献】

- 1) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【19580101, p5】	
施策2：復興計画の作成		●→	【19580102, p5】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置		●→	【19580103, p6】	
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19580101】復旧・復興体制の構築（静岡県）

○伊豆災害復興本部の設置

- ・昭和33年9月26日の狩野川台風災害発生に伴い、即日静岡県庁内に「災害応急対策本部」を設置し、これを11月1日「伊豆災害復興本部」に改め、本部を参事室に設置した。
- ・事業の円滑な遂行を期するため、関係の県議、市町村長、団体長を委員に委嘱し、「伊豆災害復興協議会」を開催した。
- ・現地の復興事業の連絡調整を図るため、本部員及び土木、農地、林業の三復興事務所並びに関係出先機関の職員をもって、「伊豆災害復興地方連絡協議会」を設置した。
- ・復興事業の基本的計画として、昭和33年11月27日、伊豆災害復興第1次計画を樹立し、さらに年度別事業の具体化計画として、昭和34年2月25日に第2次計画を樹立した。

【19580102】復旧・復興計画の策定（静岡県）

1) 復興の基本方針

○伊豆災害復興本部では、以下の復興基本方針が示された。

- ・今回の災害は、未曾有の異常降雨、崩壊土砂、立木の流出によって大きな被害を引き起こされたため、復興方式も単に復旧にとどまらず今後の災害防止を考慮するものとした。すなわち、治山、治水、農業施設、耕地復旧等全般にわたって復旧工事を実施する場合、再び災禍を繰り返さぬためにも改良工事を伴った方針とする。
- ・復興計画は、施設事業の復旧改善と経営指導、金融斡旋等臨時処理による範囲に限定し、恒久的（平常業務的）な分野は、正規各事業とした。
- ・地方財政や、村づくり計画は指導計画とした。

2) 土木関係

○河川

- ・昭和33年の秋の収穫を無惨に踏みにじられた農家が昭和34年の植え付けに大きな期待を寄せているので、農地復旧計画との調整を図りつつ、昭和34年度に対する安全度を考慮しながら、35年出水期を目標に復旧工事を進めた。

○砂防

- ・根本対策として砂防施設を強化することとした。昭和33年度は2.1億円の緊急砂防工事を行った。

○道路、橋梁

- ・道路は主要幹線の交通確保に重点を置くとともに、橋梁にあつては、河川断面の確保を図ることに特に留意し、あわせて主要橋梁は長経間の永久構造をする方針をとった。

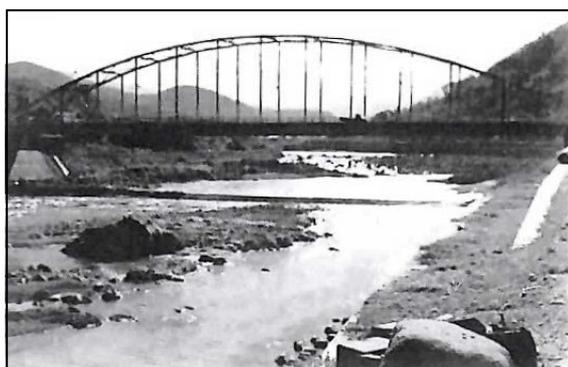
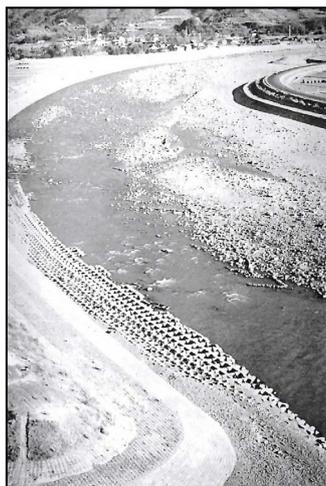


写真 復旧事例(左：狩野川堤防、右：災害の教訓を生かした橋脚なしの橋)

3) 農地関係

- ・地域的に資材搬入路より見た難易、労務確保、経済効果、民政安定の4条件を考慮し工事に着手することとした。
- ・技術的には将来の営農方針を考慮し、かつ復旧費の節減、早期植え付けの完了のため、極力区画整理復旧の方法をとった。

4) 林業関係

- ・林産物等の速やかな生産再開を図って、被災農村方面における民政の安定に期す。
- ・県は林業事務所を通じ、林産関係施設の補助並びに融資などの施策を実行し、林業全般にわたる各種事業の早期復興を図った。

5) 住宅関係

- ・生活困難のため自力建築のできない該当世帯の対象戸数は424戸あった。
- ・この世帯に対して、緊急に応急仮設住宅を建設して、入居の必要があったが、法による設置基準（市町村ごとに、全壊、流出の30%）によって365戸の建設が割り当てられた。59戸の不足を生じたので、これについては厚生大臣に基準外設置の申請を行い、該当世帯をすべて入居させることができた。

【参考文献】

- 1) 静岡県広報協会編『狩野川台風災害誌』昭和37年3月。

【19580103】復興財源の確保（静岡県）

1) 応急対策費

- 緊急の度合いに応じて処理、財源不足分については暫定的な借入金を充当。

2) 復旧・復興財源確保

- 災害復旧事業執行計画を作成し、これに対する必要財源として国庫支出金、起債、分担金等の収入を推定。
- 上記を基礎に詳細な資金計画を作成し、確定財源が入るまでのつなぎ資金として、主に政府機関からの一時借入措置を執る。
- 市町村の財源確保としての増税がないように、税務事務担当者会議を開催し、被災者への減免事務が公平に行われるように指導。
- 市町村の災害復旧事業が計画どおり執行できるように、国庫支出金の早期交付、起債枠の獲得。
- 市町村の多額の一般財源所要額と多額の一時借入金の利子からの新規赤字発生を防ぐために、昭和33・34年度の起債・特別交付税の確保について政府に要望。

3) 結果

- 国庫支出金を伴う災害復旧事業費に係る起債は市町村負担額の95%以上が充当。
- 市町村単独復旧事業に対して、1箇所10万円以下の事業に対し、特例債を発行し、元利償還金の全額を国庫から補給金として交付する財政援助が実施される。

事例コード

195901

1959 年（昭和 34 年） 伊勢湾台風

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

1959（昭和34）年9月26日午後6時過ぎに潮岬に上陸した台風15号は、全国的に大きな被害をもたらした。伊勢湾周辺地域、とりわけ湾奥部の名古屋市を中心とする臨海低平地に未曾有の大災害を引き起こし、後に伊勢湾台風と命名されることになった。

この台風は、1930（昭和5）年の室戸台風（上陸時最低気圧911.8hPa）及び1945（昭和20）年の枕崎台風（916.6hPa）とともに昭和の三大台風（犠牲者数が3,000名以上の台風）の一つに数えられる。上陸時の中心気圧も我が国観測史上3番目（929.6hPa）に位置づけられている。

この台風による災害の最大の特色は、人的被害の大きさにある。台風による犠牲者の数は明治以降最大であり、地震・津波以外の災害としては最多の犠牲者を出した台風である。また、この災害が契機となって、そのほぼ2年後の1961（昭和36）年11月15日に災害対策基本法が制定された点でも災害史上特筆される台風である。

①愛知県概要（昭和34年9月1日現在）

- ・人口 406.97万人
- ・面積 5,058km²
- ・可住面積 2,465km²（県土面積 約49%）

②被害概要

表1 人的被害（昭和34年12月31日現在） [単位：人]

	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	計
名古屋	1,851	58	1,619	38,909	42,437
尾張	1,129	27	1,107	11,244	13,507
西三河	162	3	300	4,981	5,446
東三河	26	4	64	821	915
計	3,168	92	3,090	55,955	62,305

表2 住家被害（昭和34年12月31日現在） [単位：戸]

	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	住家合計	非住家被害
名古屋	6,166	1,557	43,249	34,883	32,469	118,324	6,503
尾張	9,359	1,409	26,341	13,479	22,275	72,899	44,701
西三河	5,811	155	21,167	2,654	5,161	34,948	46,215
東三河	1,962	73	6,292	2,544	2,926	13,797	18,181
計	23,334	3,194	97,049	53,560	62,831	239,968	115,600



写真1 甚水化した市街地（名古屋市南区）

(2) 災害後の主な経過

表3 伊勢湾台風の動きと災害後の経過

月日	概要
9月22日	9:00 台風15号発生
	15:00 サイパンの北東およそ150kmの海上、中心気圧970mb。その後北西に進む。
9月23日	17:45 愛知県 水防本部発表を行う。(26日19:25間に計10回)
9月25日	15:00 硫黄島の南南西およそ600kmの海上、中心気圧は894mb・最大瞬間風速75m/s 毎時20~25kmの速度で北西に進む。
9月26日	11:15 名古屋市に暴風雨・高潮・波浪の警報発令
	14:00 紀伊水道の南およそ200km、熊野灘や遠州灘が、暴風圏に入る。
	18:00 潮岬の西およそ15kmに中心が上陸。
	18:13 潮岬、最低気圧929.5mbを観測。
	20:00 名古屋市港区に避難命令発令(警察による)
	20:30 名古屋市南区に避難命令発令(警察による)
	21:30頃 名古屋港で最大潮位5.81m(名古屋港検潮儀D.L.上)を示す。
	22:00 揖斐川上流付近、中心気圧は945mb
	22:45 御前崎で南南西35m/sを観測した。
	23:00 岐阜県白川付近通過。
9月27日	0:00頃 愛知県では情報連絡が全くの不通となる
	0:45頃 高田と糸魚川の間を経て日本海へ抜ける。
	9:00 北海道の襟裳岬の南南西、約50km地点を経て、毎時40kmで北東に進み千島の南東海上に抜ける。
9月28日	中央災害救助対策協議会(会長=内閣総理大臣)を開催
9月29日	内閣に災害復旧対策協議会(会長=内閣官房長官)を設置
9月30日	中部日本災害対策本部(本部長=国務大臣〔副総理〕)を愛知県庁内に設置

【参考文献】

- 1) 愛知県『伊勢湾台風災害復興計画書』昭和35年8月。
- 2) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会『1959伊勢湾台風報告書』平成20年3月。
- 3) 内閣府「読み切りシリーズ：過去の災害に学ぶ第21回 まずココから！1959年(昭和34年)伊勢湾台風」、広報『ぼうさい』No.48 p30-31』2008年11月号。

2. 災害復興施策事例の索引表

195901	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【19590101, p11】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【19590102, p11】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				【19590103, p12】	●	→	●
施策3：都市基盤施設の復興					【19590104, p12】	●	→
施策4：文化の再生					【19590105, p12】	●	→
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【19590101】 復旧・復興体制の構築（愛知県）

○復興に向けた体制づくり

- ・政府は9月28日に中央災害救助対策協議会（会長＝内閣総理大臣）を開催して、被害と応急対策の状況について報告を受け、今後の対策についての検討などを行った。また、翌29日の閣議了解で内閣に災害復旧対策協議会（会長＝内閣官房長官）を設置し、現地には中部日本災害対策本部（本部長＝国務大臣〔副総理〕）を30日、愛知県庁内に設置した。
- ・中部日本災害対策本部を設置し、救助復旧対策を一元化するとともに政府機関の業務の大半を現地で処理して、迅速かつ円滑な応急措置を講ずる体制をとった。ここには、本部長・本部長代理の両国務大臣の下に大半の省庁の次官が副本部長、それらの省庁の部局長クラスが本部員として派遣され、これに愛知・三重・岐阜の各県、名古屋市、名古屋港管理組合、日本国有鉄道、日本電信電話公社、中部電力の職員が加わった。
- ・災害対策本部内には「締切排水連絡小委員会」（10月5日）、「災害救助連絡小委員会」、「住宅対策連絡小委員会」（以上、10月7日）が設置され災害救助、災害復旧、被災地復興のための多岐にわたる対策・施策が併行して進められた。活動は12月9日まで行われた。
- ・愛知県は、昭和34年末「愛知県災害復興計画委員会」の設置を決定し、中央及び地元の各界の権威者及び関係行政機関の参加を得て、昭和35年1月11日第一回委員会が開催された。
- ・愛知県災害復興計画委員会は、委員30名、専門委員38名、幹事58名の構成により、第一回委員会において基本事項を決定の後、県土・水政交通・商工・農林農地・文教厚生・財政金融の六部会を構成し、各部会においてそれぞれの専門事項を審議することとした。

○復興計画案づくりの流れ

- ・部会10回、打合せ・幹事会21回を開き、各部門計画案が作成された。この計画案は、3月28日の第二回委員会において承認された。

【19590102】 復旧・復興計画の策定（愛知県）

○応急対策

- ・災害発生直後から国会・政府その他関係各方面の支援・協力を得て、災害応急対策に全力を傾注した。
- ・応急対策中緊急の要務とされた仮締切工事及び排水作業は、関係機関・団体等の強力な応援を得て、感潮河川堤防は10月13日までに仮締切を終り、海岸堤防は11月21日までに鍋田干拓地を除き仮締切を完了した。

○被災者の生活再建

①住宅対策

- ・災害救助法によって建設される応急仮設住宅は、従来は滅失戸数の30%までであった建設戸数の比率を40%に引き上げ、1戸当たりの単価も5坪8万円を10万円として約1万4,000戸が建設され、そのうちの80%以上が愛知・三重・岐阜の3県で建設された。

②生活対策

- ・被災者に対する税等の減免、生活資金・生業資金の貸付け、手数料・料金等の減免及び猶予、預貯金払い出しの特例措置などの対策は様々な面において行われた。
- ・中部日本災害対策本部では、これらの対策や住宅・交通対策などについてまとめたパンフレット「罹災者のための応急措置の手引」を作成し、県及び市町村を通じて配布した。
- ・被災者の就労については職業安定所がその対策にあたり、堤防の復旧工事や大阪方面での就労のあっせんを行った。
- ・災害救助法に基づく生業資金については、貸付け時期を災害発生から1か月以内と規定しているが、湛水期間が長期化して救助期間も延びたために資金需要もある程度ずれて発生し、実際には11月以後に貸付けが行われた。
- ・また、災害関係世帯更生資金の貸付け（厚生省の特例措置）を行った。（翌年度を含めて1,111件（名古屋市）の利用、平均貸付金額：生業資金約5万4,000円・家屋補修費：約2万9,000円・生活費：約2万4,000円）
- ・商工業者に対しては、長期金融、短期金融、中小企業向け融資などで特例的取り扱いがなされた。災害復旧資金や運転資金などの融資以外にも、例えば名古屋銀行協会及び東海相互銀行協会は、①手形決済期日の延期、②手形の不渡り停止処分の猶予、③定期預金の期限前払戻し、④通帳等流失の場合の特例措置を行い、下請け工場は、親企業や取引関係先の商社から手形の引受け現金払い、製品代金の前渡し、原料・資材購入代金の支払いの延期等で資金繰りの援助を受けた。

○地方公共団体への支援

- ・被災地の地方公共団体は、救助活動や応急復旧工事のために多額の経費を必要としたため、政府としても緊急に財政支援措置を講ずることが求められた。
- ・普通交付税は通常4月・6月・9月・11月の4期に分けて交付されたが、9月中に発生した災害の被害額が大きかった12府県と16府県下の市町村に対して、11月交付予定の交付税のうち約46億円が10月2日に繰り上げて交付された。また、災害復旧事業の国庫負担金・補助金を引当とした短期融通（いわゆる「つなぎ融資」）も1960年1月末で約58億円が融通されたほか、災害応急資金として簡易保険資金約60億円が愛知・三重等6府県及び12府県下の市町村に短期融通された。

○高潮対策

- ・施設の機能面から考えると海岸堤防、干拓堤防、河口部の河川堤防、港湾・漁港施設等多岐にわたり、それらを所管する省庁も農林省、水産庁、運輸省、建設省に分かれていたため、各種施設の整合性を確保した整備が重要との認識から、「伊勢湾等高潮対策協議会」が設置された。この協議会は総理府、経済企画庁、科学技術庁、大蔵省、農林省（水産庁）、運輸省、建設省によって構成され、必要に応じて学識経験者の意見を聞くこととされた。
- ・第1回協議会（11月26日開催）から第3回協議会（翌年10月25日開催）を経て、名古屋港高潮防波堤計画策定の基本方針が決定された。全体事業は、対象となる海岸等延長約679kmで事業費約825億円と決定され、建設省関係の直轄事業は1962年、補助事業も翌1963年に完成し、名古屋港高潮防波堤も1964年に完成した。

【参考文献】

- 1) 愛知県『伊勢湾台風災害復興計画書』昭和35年8月。
- 2) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会『1959 伊勢湾台風報告書』平成20年3月。

【19590103】災害危険区域に係る条例の制定（名古屋市）

○名古屋市は建設省建築研究所に基礎調査を依頼し、「災害危険区域の指定要綱案(第2次案)」を得て、これを基礎として「名古屋市災害危険区域に関する条例草案」を起草し、その後、慎重に内容を検討。この間に、市議会建築部会、建設省、名古屋市建築士会、愛知建築士会等と意見交換の上で、得られた成案を市議会に提出し、昭和36年3月24日に公布した。

○内容

- ・危険区域を第1種から第5種にわけ、それぞれの段階に応じて建築物の敷地・構造に関する制限を規定した。
- ・高潮防波堤等防災設備が整備されたことにより、平成2年条例改正を行い、4種に再編した。
 - ・第一種区域内における居室を有する建築物等の禁止
 - ・建築物の1階の床の高さを規定
- ・公共建築物の床の高さ、構造の規定等を規定している

【19590104】公共施設への洪水対策（名古屋市）

○名古屋市が作成した防災都市建設計画において、公共施設に対する防災対策や整備に関して以下のような計画が作成された。

- ・水道整備計画：配水池の増強・新設を行う。
- ・街路防災計画：南部の幹線街路の内、2本を嵩上げし、水害時の道路輸送の確保を図る。
- ・公共建築物の不燃高層化：区役所、消防署、土木出張所、水道業務所、下水道管理事務所、清掃事務所、保健所等の公共建物の不燃高層化とその集中化を図る。

【19590105】被災公共施設の整備例（愛知県・名古屋市）

○浸水危険の高い南部の2本の都市計画道路を以下のように整備を図るよう計画した。

- (1) 1本の主要幹線路線を中央高架構造
- (2) 別の1本をN.P.(+)2.0m

○新設する都市計画道路は、N.P.(+)2.0mで整備を図る。

事例コード

196001

1960 年（昭和 35 年） チリ地震津波

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

1960年5月24日早朝、チリ地震津波は突如として日本の太平洋沿岸を襲い、北海道、三陸などを中心に死者行方不明者139名をはじめ、家屋、耕地、船舶及び水産関係に大被害を与えた。

中でも、岩手県沿岸では、津波の波高が高く、いくつかの湾において5m以上の大津波となり最大の被災地となった。

①チリ地震の概要

- ・災害の起因となった津波は、5月23日4時15分頃（日本時間）にチリ国の中部西海岸で発生した地震によるもので、太平洋をはるばる横断してきた極めてまれなものである。
- ・チリにおいては連日地震が発生し、その規模はマグニチュード7.75、8.75に達するものであり、これによりチリ国沿岸には大津波が押し寄せ、局地的には10mの大波となり大被害を与えた。

②津波の特徴

1) 津波来襲地域

- ・今回の津波は、日本の太平洋岸全域に及ぶものであり、波高が高く被害の大きかったのは比較的大きな湾、すなわち、大船渡、広田、山田、宮古であり、昭和8年津波で大被害のあった吉浜、田老、綾里では水位が低く被害も軽微であった。

2) 津波の形

- ・明治29年、昭和8年の津波は鎌首をもたげた直立状の大波が押し寄せ家屋をつぶしたが、昭和35年の津波はそのような形状ではなく潮が静かに上下するという状況であった。もっとも陸上部に侵入すると急激に流速を増し、河川を遡るときは小さい直立した形で進んでいる。

3) 津波の波長

- ・チリ地震津波の波長は長く約40分の周期で水位が上下するゆっくりとしたものであった。

4) 津波の波高

- ・津波の波高は全般的に、昭和8年、明治29年の方が高く、昭和35年の地震津波は低い。しかし昭和35年の津波と昭和8年の津波の著しい差は、昭和8年の時には湾の入り口で高く、奥に行くにしたがって低くなっているが、昭和35年の津波は港口で低く奥に行くにしたがって高くなっている。

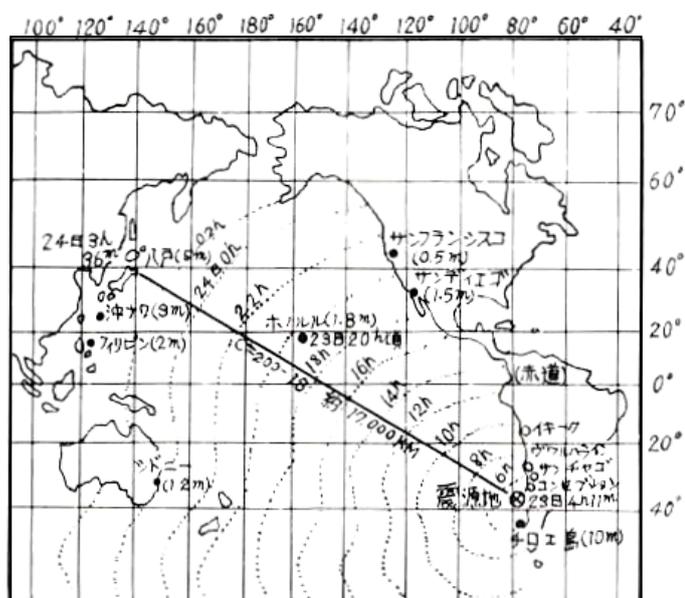


図1 津波等波線図

(出典) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

表 1 被害概要

人的被害（人）				家屋被害（戸）				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
57	5	31	277	465	497	1,209	2,990	1,517

（出典）岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

表 2 主要被害額

土木被害	耕地被害	農林畜産関係	水産関係	商工鉱関係
1,505,794 千円	731,634 千円	602,558 千円	2,657,439 千円	2,781,075 千円

（出典）岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

（2）災害後の主な経過

- ・ 5月23日午前4時15分頃にチリ地震が発生し、4時50分頃、岩手県沿岸に津波が到達。「岩手県災害救助隊本部」「チリ地震津波災害対策本部」が設置された。5月27日には、「高田松原海岸復旧工事対策本部」が設置され、一ヶ月後に復旧工事は完了する。
- ・ 8月18日、「昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法」が施行された。

表 3 災害後の主な経過（岩手県の取組状況）

年	月日	項目
昭和35年	5月23日	4：15頃 チリ地震発生
	5月24日	4：50頃 津波到達
		6：20 自衛隊緊急出動命令
		岩手県災害救助隊本部を設置
		チリ地震津波災害対策本部を設置
		11：30 災害救助法適用
	5月27日	高田松原海岸復旧工事対策本部設置（6月27日復旧工事完了）
	5月30日	第7回県議会臨時会
6月27日	昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法 公布	
8月18日	昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法 施行	

【参考文献】

- 1) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

196001	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【19600101, p17】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【19600102, p17】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				【19600103, p17】	●	→	●
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【19600101】復旧・復興体制の構築（国）

○昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

・目的

昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業の計画的な実施を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

・津波対策事業

津波対策事業とは、チリ地震津波による災害を受けた政令で定める地域において、海岸又はこれと同様の効用を有する河川でチリ地震津波により著しい災害を受けたもの、及び、これらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について施行する津波による災害を防止するために必要な政令で定める施設の新設又は改良に関する事業

【19600102】復旧・復興計画の策定（岩手県）

○対策事業の基本的考え方

6月27日特別措置法、8月18日同法施行令に基づき「チリ地震津波対策審議会」が設立され、チリ地震津波対策事業計画が決定された。主な内容は次の通り。

・津波対策事業計画の策定基準

・津波対策事業計画の事業量

・津波防波堤計画



写真 復旧後の防波堤(高田海岸・左：第一線堤、右：第二線堤)

(出典) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

【19600103】津波危険地域の災害危険区域指定（浜中町）

○北海道浜中町では、チリ地震津波を契機として危険地域を指定し、その区域内での建築制限を条例で以下のように定めている。

第3条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の名号に掲げる建築物については、この限りではない。

(1) 季節的な仮設のもの。

(2) 主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの。

(3) 基礎コンクリートとして、その高さを防潮堤の高さと同等以上とするもの。

(4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの。

【参考文献】

1) 岩手県『チリ地震津波災害復興誌』昭和44年3月。

事例コード

197701

1977 年（昭和 52 年） 有珠山噴火

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①有珠山の概要

有珠山は、北海道の南西部、洞爺湖の南に位置し、胆振支庁（いぶりしちょう）管内伊達市、虻田町、壮瞥町にまたがってそそり立つ。標高 732m の活火山である。

表 1 有珠山の過去の噴火

年代	災害・その他
1663（寛文 3）	多量の火砕物降下で家屋埋積・焼失、死者 5 名
1769（明和 5）	火砕流で南東麓の家屋火災
1822（文政 5）	火砕流で南西麓の 1 集落全焼、死者 82 名、負傷者多数、集落移転
1853（嘉永 6）	住民避難、赤く光るドーム出現
1910（明治 43）	火砕降下物で山林・耕地に被害、泥流で死者 1 名
1943～45（昭和 18～20）	火砕物降下・地殻変動で災害、幼児 1 名窒息死
1977～78（昭和 52～53）	火砕物降下・地殻変動・泥流で市街地・耕地・山林等に被害、泥流で死者行方不明者 3 名
2000～（平成 12～）	火砕物降下・地殻変動・泥流で市街地・耕地・山林に被害

※勝井（1988）「有珠山の噴火予測・災害予測および防災の問題」、曾屋ほか（1981）「有珠山地質図」を編集・加筆。

②被害の概要

昭和新山の噴火以来の 32 年ぶりの噴火である。1977 年 8 月 6 日から始まった火山活動は、翌 7 日に噴火を開始し、地震や地殻変動は、1982 年まで続き、火口原の中央部に有珠新山を生成した。

この噴火災害では、泥流により死者 2 名、行方不明 1 名の人的被害を出した。また、農業被害、土木被害、観光被害などを含めると被害総額 500 億円を超える被害となった。

表 2 1978 年 10 月 16 日・24 日の泥流による被害

	人的被害（人）			住家被害（棟）				
	死者	行方不明	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
虻田町	2	1	2	3	7	3	20	142
壮瞥町							9	12
計	2	1	2	3	7	3	29	154

(2) 災害後の主な経過

表 3 有珠山の噴火の状況と経過

年	日時	噴火の状況と経過
1977 年	8 月 6 日	3：30 頃 32 年ぶりに有感地震が多発。
	8 月 7 日	9：12 頃 小有珠付近で噴火。
		10：00 伊達市・壮瞥町・虻田町の一部に避難命令
		11：13 頃 1 回目の大噴火終了。 北海道庁 有珠山噴火災害対策連絡本部を設置 地方連絡本部設置（胆振支庁、東京事務所） 伊達市・壮瞥町・虻田町各災対本部設置
	8 月 8 日	15：37 第 2 回大噴火 有珠山噴火災害対策後志地方連絡本部設置・虻田町・壮瞥町に災害救助法適用 洞爺村・真狩村、倶知安町、積丹町、喜茂別町、災害対策本部設置 洞爺湖温泉地区に避難命令
	8 月 9 日	洞爺湖温泉地区に避難命令 国土庁、気象庁、農林省、建設省、消防庁の関係 5 省庁の連絡会議設置 仁木町、留寿都村に災害対策本部設置
	8 月 10 日	有珠山噴火北海道災害対策本部設置 有珠山噴火北海道災害対策地方本部設置（胆振支庁、後志支庁、東京事務所）
	8 月 11 日	国は、昭和 52 年有珠山噴火非常災害対策本部を設置
	8 月 12 日	北海道農務部「有珠山噴火農業災害対策連絡会議」を発足 伊達市に災害救助法適用
8 月 15 日	洞爺村に災害救助法適用	

（次頁へ続く）

年	日 時	噴火の状況と経過
1977年	8月16日	15:30 虻田町泉地区で泥流発生。(伊達27mmの降雨) 洞爺村旭浦地区などに避難命令。洞爺湖温泉木の実団地全戸(26戸)放棄
	9月2日	道対策本部、胆振地方本部現地事務所を虻田町役場に設置
	9月7日	虻田町、泥流危険区域を除き避難命令全面解除
	9月11日	虻田町泉、入江地区で泥流発生。(有珠山で8~11日に52mmの降雨) 泉地区住民避難
	9月14日	虻田町泉、入江地区で泥流発生。(有珠山で26mmの降雨) 入江地区の9戸に避難命令
	9月21日	虻田町泉地区で泥流発生。(有珠山で19~21日に36mmの降雨) 虻田町泉、入江地区で14世帯61名に避難命令
	10月20日	避難全面解消
1978年	2月22日	局地激甚災害を決定。(伊達市、虻田町、壮瞥町、洞爺村)
	10月16日	泥流発生。(木の実、全日空、泉、入江地区、板谷川、カトレア、道南青果の 沢、昭和新山地区) 虻田で32mmの降雨
	10月24日	泥流発生。(有珠山周辺ほぼ全域) 有珠山で29mmの降雨。 死者2名、行方不明者1名
	10月26日	危険区域の住民、集団避難(341人)
	10月29日	虻田町・壮瞥町、洞爺湖温泉、壮瞥温泉の危険地帯住民に避難命令
1979年	2月5日	有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム設置

【参考文献】

- 1) 北海道総務部有珠山噴火災害対策本部事務局『1977年有珠山噴火災害対策の概況』昭和55年3月。
- 2) 内閣府『有珠山噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

2. 災害復興施策事例の索引表

197701	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理		● →	【19770101, p23】	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		● →	【19770102, p23】	
施策2：復興計画の作成		● →	【19770103, p23】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		● →	【19770104, p23】 【19770105, p24】 【19770106, p24】	● →
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建			【19770107, p24】	● →
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19770101】被災農業者の雇用による降灰除去（虻田町）

○北海道農業開発公社に委託して降灰除去を実施。作物等の被害によって収入が無くなった被災農家も除去で、賃金を得ることができた。

【19770102】復旧・復興体制の構築（北海道）

○有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム設置

道では、有珠山噴火被害に対して、二次災害防止や災害復旧のための治山事業・砂防事業等の緊急対策を進めてきた。さらに道では、この体制を強化し有珠山周辺地域における災害防止対策の確立と当該地域の安全な町づくりを推進するために1979年2月5日に道内の学識経験者や関係機関で構成される「有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム」を設置した。

・「有珠山周辺地域対策プロジェクトチーム」の目標

1. 災害防止対策
 - (1) 流出土砂の検討予測
 - (2) 危険区域の設定
 - (3) 危険防止施設の整備
2. 恒久対策の策定
安全な町づくりの推進

【19770103】復旧・復興計画の策定（北海道）

○復旧事業

・有珠山噴火被害に対して、二次災害防止、軽減を目指した緊急事業として開始された。

○砂防事業

・Ⅰ期計画（昭和52年度）

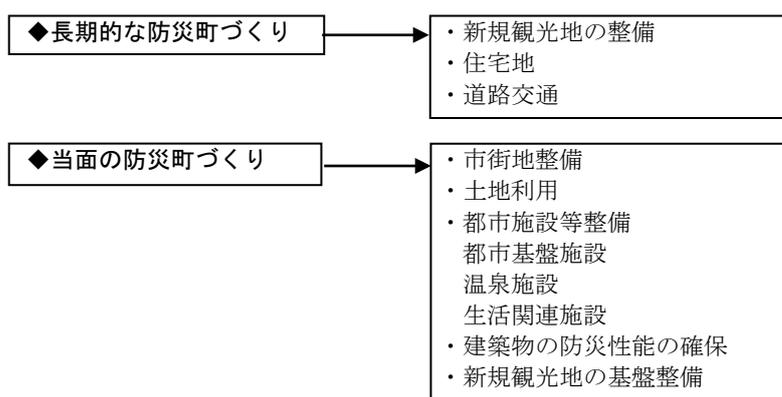
・土石流の発生する可能性の高い泉地区の4溪流では、治山事業、砂防事業による取り組みが行われた。

・Ⅱ期計画（昭和53～56年度）

・泥流の発生に伴い、砂防ダムが満砂となった。また、10月16・24日の大規模な泥流発生によりⅠ期計画を見直し、激特砂防事業として取り組むことになった。

○防災町づくりの必要性

・洞爺湖温泉街・壮瞥温泉街を有珠山の地盤変動からの安全を確保するための防災施設、都市施設の整備を行う防災町づくりの必要性をあげ、以下の項目を検討している。



【参考文献】

- 1) 北海道総務部有珠山噴火災害対策本部事務局『1977年有珠山噴火災害対策の概況』昭和57年3月。
- 2) 内閣府『有珠山噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

【19770104】ハザードマップの作成と公表（虻田町）

○役場内においては、ハザードマップの公表により、大きく地価が下がる場所が発生すると懸念されたが、実際は地価の低下は特に見られなかった。地区住民からも良い評価を得ている。

【19770105】 建築基準法第39条による災害危険区域（虻田町）

- 防災集団移転促進事業の適用のために、被災者等に対して移転の意向を調査したが、移転意志の無い被災者も多数おり、区域の設定は移転意志の無い被災者の家屋を除外して行った。

【19770106】 防災集団移転促進事業（虻田町）

1) 事業導入の経緯

- 火山活動に伴う地殻変動により、家屋や公共施設に被害が発生し始めたことから、住宅移転が必要とされ、事業が導入された。その後の泥流の発生により移転の必要性の認識が高まった。

2) 手続き等

- 集団移転促進計画の策定にあたっては、地籍に変化があったが、再調査結果を待つ時間がないため、被災前のデータに基づき移転計画の策定を行った。実施計画にあたっては、その後地積調査を実施した。

3) 事業対象者への対応

- まず初めに個別訪問による被災者の移転意向を把握し、その後、防災集団移転事業に関する計画案を住民へ提示した。計画案は住民の意向が反映された形であったため、その後の意向の集約は比較的容易にできた。
- 高齢者からは経済的な問題から移転意向がほとんど得られなかった。
- 移転促進地域からの移転戸数は21戸、その内、住宅団地へ移転したのは15戸。

【19770107】 修学旅行誘致（虻田町）

- 島原市では、警戒区域が設置された後も、既解除区域において、災害遺物の収集が実施され、島原大変（1792年死者約1万5千人）時代の古文書等も合わせて収集を行い、これらの一部については平成6年6月から、仮展示を開始している。）
- 建設省雲仙復興工事事務所（当時）では、「雲仙普賢岳資料館」を設置し、火山災害の実態や防災事業の概要を紹介している。また、島原城内に、「観光復興記念館」を設置し、ジオラマによる展示や映像による土石流、火砕流に関する紹介を行っている。

事例コード

198201

1982年（昭和57年） 長崎水害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①災害の特徴

・気象条件の特徴

- ・今回の大雨は、対馬海峡を通過した低気圧の動きが遅かったため、南海上から北上した梅雨前線が長崎県の中心部から南部に停滞して、記録的な短時間豪雨を降らせた。
- ・上海方面からの強い湿舌が九州北部に流入しており、南西側が海に面し、北東側が山でさえぎられている長崎県の地形が、全盛活動の活発化を助長した。

・災害の特徴

昭和 57 年 7 月 10 日から長雨が続き、7 月 10 日から 20 日までの雨量は県の南部で、600～800 ミリに達しており、地盤がすっかり緩んだところに、記録的な短時間強雨が続いたため、河川の氾濫、山崩れ、がけ崩れなどの大災害が発生して、死者・行方不明者 299 人を数える大災害となった。

②被害の特徴

・都市災害

時間雨量が 100 ミリを超える集中豪雨が 3 時間余り続いたため、長崎市内を流れる中小河川が氾濫し、交通施設及び都市施設等も各所で冠水し重大な機能障害を受けた。

・土石流災害

長崎水害による人的被害の特徴は、鉄砲水が噴出し山腹の山崩れや土石流を引き起こしたため、死傷者が多く発生した。県下の死者・行方不明者 299 人のうち土石流や山崩れなどの土砂災害による犠牲者は 220 人で、県全体の約 8 割を占める。

・自動車の散乱被害

長崎水害の特徴の一つとして、車社会を反映して、濁流に押し流された車の被害である。帰宅時のラッシュと重なったため、多くの車が走行中あるいは停車中に濁流に次々と流されたり、もぎとられた土石と一緒に転落埋没した。長崎市内における放置された自動車の台数は、道路上で 1,204 台、河川、空地、駐車場等で 364 台であった。今回の大水害で、豪雨の際には自動車はあえなく押し流され、水にもろいことが端的に示された。

表 1 人的被害状況（人）

	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	計
長崎県	299	5	16	789	1,104
内) 長崎市	257	5	13	745	1,016

表 2 住家被害状況（棟数）

	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
長崎県	584	954	1,111	17,909	19,197	39,755
内) 長崎市	447	746	335	14,704	8,642	24,874

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（長崎県の取組状況）

年	月日	項目	
昭和 57 年	7月13日	梅雨前線が停滞、県北を中心に土砂崩れなどの被害が広がる	
	7月20日	長崎市に 243 ミリの降水量、県北を中心に土砂崩れなどの被害が広がる	
	7月23日	14：20	壱岐対馬地方に大雨洪水警報発表、長崎県災害警戒本部設置、長崎県水防本部設置
		16：50	長崎地方に大雨洪水警報発表、県警察本部災害警備本部（B号体制）設置
		20：15 頃	長崎市本河内町奥山で山津波、芒塚町・北高飯盛町で土石流が発生
		20：00	長崎市街地の中島川が警戒水域を突破、次いで浦上川、東長崎地区の、八郎川、中尾川等の河川が氾濫
		20：30	長崎県災害対策本部設置、県警察本部災害対策本部がマスコミを通じ長崎市民に早期避難を呼びかけ
		21：50 頃	長崎市鳴滝3丁目で土石流が発生
		22：00	長崎県災害救助本部設置、長崎市に対し災害救助法を適用
		22：40 頃	長崎市川平町で土石流が発生、治水ダムの一部が決壊
		7月24日	
			陸上自衛隊が活動開始
			災害救助法適用市町に災害救助用備蓄物資の緊急輸送を開始
	7月25日	災害義捐金の受付を開始	
	7月26日		長崎市がごみの収集活動を開始
			長崎市が住宅相談所を設置
			県警災害相談センターを設置
	7月27日	長崎市内の衛生状況を調査、緊急消毒	
	7月29日	災害救助法の適用の適用期間を延長	
	7月31日		議会運営委員会再開
			被災低所得者勤労者住宅復旧資金の特別融資を措置
	8月1日	海上自衛隊が撤収	
	8月3日		一時集積の災害ごみを埋立地等に搬送処理
			県制度資金「長崎大水害緊急対策資金」の貸付を開始
	8月5日		災害救助法適用期間を再延長
			県災害防疫本部は災害後の伝染病その他の発生もないとみて安全宣言を発表し解散
	8月21日	災害救助法の適用の適用期間を延長	
	8月22日	未明、長崎市一帯に豪雨、芒塚町などの被災地 100 世帯が避難	
	8月31日	災害救助法の適用期間を延長	
	8月2日	公営住宅災害査定	
	9月10日	災害救助法の適用期間終了	
9月24日	救援物資の受付及び市町村への配布終了		
10月1日	長崎土木事務所に災害復興対策室を新設し災害復旧体制を整える		
10月4日	都市災害復旧事業第2次査定		
10月7日	長崎防災都市構想策定委員会幹事会		
12月28日	長崎県災害対策本部を解散		

【参考文献】

- 1) 長崎市水害編さん委員会『7.23 長崎大水害誌』昭和 58 年 3 月。
- 2) 長崎県『7.23 長崎大水害の記録』昭和 59 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198201	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理		● → 【19820101, p29】		
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		● → 【19820102, p29】		
施策2：復興計画の作成		● → 【19820103, p29】		
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建		● → 【19820104, p30】 ● → 【19820105, p30】	● →	
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援		● → 【19820106, p30】		● →
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		● → 【19820107, p30】 ● →	● →	● → ● →
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備			● → 【19820108, p31】	
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19820101】水害時の放置車両対策（長崎県）

- 長崎市内の幹線道路や県道・市町道に、堆積土砂や粗大ゴミとともに放置自動車が散乱し、一般交通や緊急輸送車両等の通行の障害となった。長崎県警で把握した長崎市内各警察署管内の放置自動車の台数は、道路上で1,204台、河川・空地・駐車場で364台に上る。
- 長崎県警は、車両のナンバーによる車籍照会によって所有者に直接引き取らせるか、或いはレッカーなどで周辺の空地に移した。

【19820102】復旧・復興体制の構築（長崎県・国土庁）

- 災害対策本部（長崎県）
長崎県は7月23日災害対策本部を設置し、人命救助を最優先に、不通となった幹線道路の早期復旧、飲水、食料品、救助物資の確保及び防疫対策の徹底などその実施に総力を挙げて取り組んだ。この結果、長崎市をはじめ、県内の生活環境、産業活動は予想以上に早い立ち直りを見せ、また、国の災害査定も終えてその任務を全うしたため、12月28日をもって災害対策本部を解散した。
- 豪雨災害対策本部（国土庁）
災害の応急対策を強力に推進するため、国土庁長官を本部長とする「昭和57年7月豪雨災害対策本部」を設置した。

【参考文献】

- 1) 長崎市水害編さん委員会『7.23長崎大水害誌』昭和58年3月。
- 2) 長崎県『7.23長崎大水害の記録』昭和59年3月。
- 3) 長崎大水害10年誌編纂委員会『57.7.23長崎大水害 災害復興10年誌』平成5年3月。

【19820103】復旧・復興計画の策定（長崎県）

- 「昭和57年7月豪雨災害対策本部」では、各省庁の調査報告に基づき今後講ずべき措置等について検討し、次の事項等について決定した。
 - ・行方不明者等の迅速な捜索救出作業の実施
 - ・生活物資の確保等生活安定のための適切な措置
 - ・電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧
 - ・主要幹線道路の早期復旧
 - ・被災河川の改修事業等関係事業の早期実施
 - ・被災中小企業者に対する救済措置
 - ・防疫対策の実施

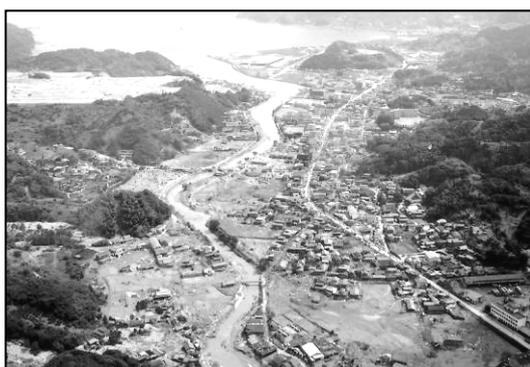


写真 2級河川・八郎川(土地区画整理事業・左：昭和57年7月、右：平成4年8月)



写真 芒塚川砂防事業(左：昭和57年7月、右：平成4年8月)

【参考文献】

- 1) 長崎市水害編さん委員会『7.23 長崎大水害誌』昭和58年3月。
- 2) 長崎県『7.23 長崎大水害の記録』昭和59年3月。
- 3) 長崎大水害10年誌編纂委員会『57.7.23 長崎大水害 災害復興10年誌』平成5年3月。

【19820104】被災者に対する補助事例（長崎県）

- がけ崩れにより住宅に被害を受け、その復旧のために住宅金融公庫の「宅地防災工事資金」の融資を受けた者の初期負担の軽減を図るため補助金を交付する市町に対して、県が必要な助成を行う制度として「宅地防災工事資金助成制度」を実施。

【19820105】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（長崎県）

- 住宅金融公庫災害復興住宅資金の貸付制度の事業を的確・円滑に運営する目的で、県の地方機関及び災害関係市町に災害復興住宅相談所を設置し、住宅金融公庫へ職員の巡遣を依頼。特に災害救助法適用市町村については、公庫職員並びに県職員が現地に開設された災害復興相談所において、直接被災者の相談に応じた。

【19820106】義援金の受付（長崎県）

- 被災市町村が直接受領したものを除き、県、日赤県支部、県共同募金(NHKと共同)、県社会福祉協議会がそれぞれ受託のうえ、義援金受入れのための預金口座をそれぞれ新設して、配分を行うまでの間、保管することとした。
- 義援金の寄託者に対しては、それぞれ知事名によるお礼状を送付した。また、4回にわたって長崎新聞に寄託者の氏名、金額を掲載して謝意を表するとともに、全国紙上に知事名をもって謝意と復興に取り組む決意を表明した。

【19820107】砂防・地すべり施設の整備事例（長崎県）

- 被害発生箇所 土石流・がけ崩れ・地すべり等の被害は大小合わせ4,457箇所
- 計画の考え方
 - ・流域面積が1㎢以下の小規模溪流においては、谷の出口付近にできるだけ大きな遊砂空間、貯砂空間を計画、その下流に流路工を計画
 - ・流出土砂量が多い場合には、土石流発生域での発生防止対策や流下部での土石流調整対策を計画する
- 計画作成/工事期間
 - ・砂防・地すべり関係のほとんどの死者が発生した現場では、二次災害の恐れもあり緊急を要するために、全て昭和57年中に発注、契約完了。
- 適用事業・事業費
 - ・砂防激特事業：全体事業費約140億円、箇所数：49溪流、ダム工60基、流路工29箇所、山腹工1箇所
 - ・緊急砂防事業：事業費約48億円、箇所数45溪流、ダム50基
 - ・地すべり激特事業：全体事業費約16億円、箇所数7地区
 - ・緊急地滑り対策事業：事業費約3億円、箇所数9地区

【19820108】中島川分水路整備（長崎県）

○被害概要：床上浸水3,294戸、浸水面積107ha(いずれも中島川分のみ)

○計画概要

- ・中島川の改修については、安全性の確保と石橋の現地復旧のために以下のような意見が出された。
（１）石橋等を中島川上流や瀧の観音風致地区を流れる間の瀬川に移転・保全する、（２）中島川・浦上川では新しいダムサイトがないため、上流部の西山ダム等を治水ダム化し、河川負担の軽減と一部河道改修すれば、石橋の保全も可能ではないか、（３）導水トンネル方式、（４）暗渠バイパス方式で石橋群を存置する
- ・実際の改修には、最も効果のある治水ダムと河川改修の組み合わせとし、暗渠バイパス方式については、模型実験による水理実験を行い、計画原案をまとめた。

○適用事業・事業費

- ・災害復旧助成事業：1,267,001千円
- ・河川激甚災害対策特別緊急事業：6,000,000千円（中島川）

事例コード

198301

1983 年（昭和 58 年） 豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

昭和53年7月23日、前線に向かって南海上から暖湿な空気が強く流入し、前線上を低気圧が通過する際に島根県西部で局地的な豪雨が発生した。この豪雨によって、島根県西部では軒並み記録破りの集中豪雨となり、中小河川の大氾濫による水害及び山地・急傾斜地の崩壊、土石流の発生による激甚な土砂災害が発生した。

① 気象条件の特徴

- ・ 典型的な梅雨末期の集中豪雨で1982年7月23日の長崎を襲った57.7豪雨と類似している。
- ・ 梅雨前線上を低気圧が東進し、日本の南海上から暖湿な気流が前線付近に流れこんだため、島根県西部、広島県北部、山口県北部にかけての比較的広い範囲に豪雨が降った。
- ・ 23日夜半すぎから昼前まで島根県浜田の西方海上で下層のやや強い南西風により低気圧正循環が維持されていたため、レーダー観測によればエコー合流の場が持続し、海岸から陸地に入ったところでエコーは急発達した。この期間に主な3個の強雨域が現れた。

② 被害の特徴

- ・ 被害の大部分は島根県内で発生しているが、主に島根県西部に集中している。
- ・ 一時、島根県西部は陸の孤島と化し、被災地の救援活動も海路に頼った。
- ・ 災害の様相は中小河川の大氾濫と山崩れ、がけ崩れによる被害が大半であった。

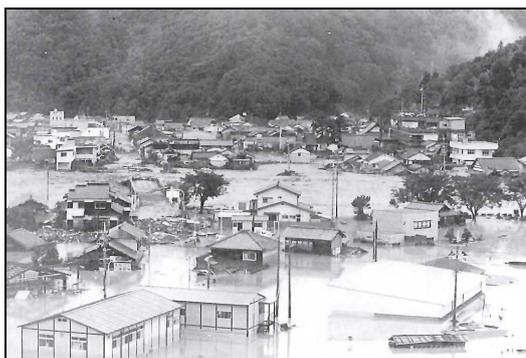


写真1 被害例（島根県三隅町）

（出典）島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

表1 被害概要（島根県）

人的被害（人）				家屋被害（戸）				
死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
103	4	61	98	939	125	1,977	6,953	7,043

（出典）島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

表2 主要被害額（島根県）

土木被害	農地被害	農作物被害	林地被害	水産関係施設被害
124,297百万円	34,800百万円	5,293百万円	82,072百万円	150百万円

（出典）島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（島根県の取組状況）

年	月日	項目
昭和33年	7月23日	0:35 島根県東部、西部に「大雨・洪水警報、雷雨注意報」発令
		4:00 弥栄村で災害対策本部が設置される
		5:18 三隅町長は全町民に対し、防災行政無線で非常事態を宣言し、避難を勧告
		8:00 島根県災害対策本部を設置。第2災害体制に入る
		10:46 浜田市が浜田川流域住民に避難命令
		12:45 第一回島根県災害対策本部会議を開催
		19:00 国は「昭和58年7月豪雨非常災害対策本部」を設置
		県下13市町村に災害救助法を適用
	7月24日	災害救助法の適用市町村について、商工被害状況調査を実施
	7月25日	島根県災害対策本部は第3災害体制に入る
		昭和58年7月豪雨災害対策指針（農林水産部）を作成配布
	7月29日	浜田市外7市町村について災害救助法の期間の延長を申請、承認
	8月4日	臨時島根県議会を開催し、豪雨災害特別委員会を設置
		島根県議会総務委員会を開催し、被災状況及び災害復旧対策について協議
	8月10日	理事の専決処分により7,985,571千円の災害復旧対策を決定
	8月13日	災害復旧の手引きを作成、配布
	9月1日	災害救助法の適用市町村なくなる
	9月5日	県災害対策本部は第3災害体制を第2災害体制に切り替え
	9月13日	昭和58年7月豪雨を激甚災害に指定（政令195号）
	9月14日	第1回「島根県7市、三隅町防災都市構想策定委員会」開催
12月23日	国の昭和58年7月豪雨非常災害対策本部が廃止	
12月28日	島根県災害対策本部解散	

【参考文献】

- 1) 国立防災科学技術センター『1983年7月梅雨前線による島根豪雨 災害現地調査報告書』昭和59年。
- 2) 島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【19830101, p37】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【19830102, p37】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建				【19830103, p38】 ●	→	●	→
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧		●	→		●	→	●
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				【19830104, p38】	→		
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【19830101】 復旧・復興体制の構築（島根県）

1) 激甚災害への指定

○政府は9月9日の閣議において、一連の豪雨災害として認定し、この間における被害が激甚であったことにかんがみ、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用し、措置を次の通り指定した。

- ・法第3条及び第4条 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保障の特例
- ・法第13条 中小企業近代化融資等助成法による貸付金等助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ・法第15条 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- ・法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・法第17条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・法第19条 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ・法第20条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

2) 災害復旧予算措置

○災害発生後、県はただちに被災者に対する緊急救援措置を実施すると同時に、被害箇所への応急復旧をはかり、これの実施に必要な予算措置を講じた。

○年間を通じた豪雨災害関係予算は1139億92百万円余となり、復旧・改良等の事業費予定額に対し、初年度で49.6%の予算措置を行った。

【参考文献】

- 1) 国立防災科学技術センター『1983年7月梅雨前線による島根豪雨 災害現地調査報告書』昭和59年。
- 2) 島根県『昭和58年7月豪雨災害の記録』昭和59年3月。

【19830102】 復旧・復興計画の策定（島根県）

1) 島根県益田市・三隅町防災都市構想策定委員会

○市街地が壊滅的な打撃を受けた益田市及び三隅町については応急工事の推進とともに、災害復旧に合わせた市街地整備について検討を行うため、8月30日「島根県益田市・三隅町防災都市構想策定委員会」が設置され、県知事から災害に強い総合的な防災対策の上に立った新しい都市づくりの基本構想について諮問がなされた。

①益田市について

- ・益田川の益田川ダム建設と河川改修事業、都市基盤整備と建築物整備のため、住環境整備モデル事業及び、街路事業等の推進と住環境整備事業について調査する必要がある。

②三隅町について

- ・建設中の御部ダムの早期完成を図るとともに、三隅支川に新規ダムを計画することとし、河川改修事業を促進する。
- ・幹線道路の整備を促進し、向野田地区については、土地区画整備事業を推進する必要がある

2) 防災まちづくり（島根県益田市・三隅町）検討委員会

○国（建設省）においても、今回の災害発生後ただちに「防災まちづくり検討委員会」が設置され、復興に向けての手法等の審議が行われた。

○防災まちづくり検討委員会から島根県益田市・三隅町防災都市構想策定委員会に対し、その都度、適切な指導、助言がなされ、事業の円滑な実施が図られた。

3) 島根県総合土石流対策の推進

○今回の災害の犠牲者の8割ががけ崩れを中心とした土砂災害によるものであり、このような災害を再び繰り返さないよう、今後さらに土石流等の対策事業の推進と危険個所の地域住民への周知徹底、警戒避難、雨量基準の設定、災害予警報の伝達等各関係機関の協力を得て防災体制の整備を推進するため、昭和59年2月6日、島根県総合土石流対策推進連絡会を設置した。

○連絡会では以下の事項について連絡し調整を図る。

- ・関係市町村に提供する資料に関する事
- ・土石流危険渓流、山地災害危険地及び急傾斜地崩壊危険個所の表示に関する事
- ・警戒避難体制に関する事

- ・その他必要な事項

【19830103】分散型公営住宅の建設（島根県）

○り災世帯が山あいの谷々に点在しており、これを数カ所にまとめた集合住宅として建設・入居させることは生活基盤がなくなる世帯が多数見込まれるため、建設省（当時）の理解を得て木造一戸建て公営住宅65戸を分散して建設した。

【19830104】三隅川河川改修・放水路整備（島根県）

○被害概要：床上・床下浸水 968戸

○計画概要

<全体計画>

・被災前の中小河川計画

計画日雨量303mm、基本高水流量1,960 m^3/s 、計画高水流量1,360 m^3/s 、上流ダム600 m^3/s カット

・三隅川水系の治水計画を再度改訂し、水系一貫型の大規模な工事とする。

被害流量2,400 m^3/s

・基本高水流量2,440 m^3/s （1/100確率）、配分計画：計画高水流量1,730 m^3/s 、上流ダム840 m^3/s カット

・三隅川本流L=9,088m 立川井川L=12,364m その他立川L=9,088m 総延長約35km

<放水路計画>

・三隅川本川下流部は河幅が狭く家屋密集地であるため、計画高水流量1,730 m^3/s の内、1,400 m^3/s を本川を改修して流下させ、330 m^3/s は放水路を新設し、直接日本海に放流する計画とした。

・放水ルートは、以下の項目について検討した後、決定した。

・放水路の延長が最短距離でなおかつ直線に近い

・分流量を安全に対流するため、呑口が地形的に横越流堰が設置できる位置にある

・切盛量が最少で、用地取得面積が少なく経済的である

・国道、県道、町道等の交差点の問題が少ない

・民家密集地域から遠ざける

・分流開始水位：標高2.5m（警戒水位通常時は分流しない）

・放水路形状：単断面開水路

・河口処理対策：単流堤

・水理模型を使って実験を行い、計画内容を決定していった。

○計画作成/工事期間

・災害復旧助成事業5年間

・事業実施にあたり、県西部の被害が激甚であり、労力・資材・機材の調達のために、県及び他県の請負業者を含め事業の促進を図った。

○適用事業/事業費：災害復旧助成事業30,896,457千円

【19830105】土地区画整理（三隅町）

○島根県が作成した防災都市づくり計画作成における予備調査の結果、三隅川の氾濫により浸水した地域の一部が土地区画整理事業による面的整備地区として位置づけられ、整備が行われた。

○この事業は、道路・水路・公園等の公共施設の計画的な配置を行い、良好な住環境を整備し、災害に強い魅力あるまちの形成を目的としている。

事業区域 5.8ha

事業期間 昭和51年～昭和60年

事業費 7億1,075.8万円

事例コード

198302

1983 年（昭和 58 年） 三宅島噴火

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①三宅島の概要

三宅島は、東京から約 180 km 南に位置する火山島で、直線距離で東京駅からほぼ静岡県掛川市、長野県長野市、福島県いわき市までの距離に相当する。緯度では徳島県徳島市とほぼ同位置である。

面積は 55.5k m²、周囲は 38.3km で、ほぼ円形を成している。

中央に島のシンボルともいえる雄山（噴火活動前標高 814m）がある。

②人口

人口は昭和 30 年ごろをピーク（昭和 30 年国勢調査：7,131 人、1,703 世帯）に年々減少傾向にある。

噴火時の昭和 58 年（1983 年）1 月の人口は、4,407 人となっている。

③主な被害

昭和 58 年 10 月 3 日 15 時 23 分頃、雄山中腹にある通称「二男山」付近から噴火した。人的被害はなかったものの、島の南西部から南東部一帯にかけて甚大な被害をもたらした。主な被害状況は次のとおりである。

表 1 主な被害状況

区分		被害
人的被害	死者・行方不明者	0 人
	負傷者 重傷・軽傷	0 人
住家被害	全壊	340 棟 330 世帯 811 人
	全壊・全焼を免れたが、溶岩流のため、道路開通まで出入不可能となったもの※	182 世帯 477 人
非住家	公共建物	9 棟
	その他	73 棟
田畑	畑埋没	362.5ha
その他	文教施設	6 ヲ所
	道路	29 ヲ所
	水道	1,279 ヲ所
	崖くずれ	3 ヲ所
	海岸被害	1 ヲ所
り災世帯数		512 世帯
り災者数		1,288 人

※ 床上浸水と同様の災害救助法救助基準を適用

(2) 災害後の主な経過

表 2 火山活動の経過と対応

月日	関係機関の対応等
10月3日	13:58 三宅島測候所の地震計に地震を記録し始めた。
	14:46 三宅村村長（代理）に緊急電話で「火山性地震頻発」の情報を伝達
	15:05 都災害対策部・三宅島警察署に「火山性地震頻発」の情報を伝達
	15:23 頃 噴火発生
	15:25 阿古の無線中継所で噴火（火柱及び黒煙）を確認した。噴火は二男山から山頂方向に拡大、次に海岸方向に拡大した。
	15:30 三宅空港を閉鎖
	15:37 都災害対策部に「噴火発生」の情報を伝達
	15:40 同報無線により「噴火発生」を放送「三宅村災害対策本部」設置 村営バスを阿古地区に派遣決定
	15:50 同報無線により阿古地区住民に対する避難を勧告（10 分間放送し続ける）
	16:00 三宅小・中学校体育館に避難所を開設 神着老人福祉館・伊ヶ谷体育館・坪公民館に避難所を開設

（次頁へ続く）

月日	関係機関の対応等
10月3日	16:17 最初の村営バス 阿古地区へ到着 11台のバスにより約600人の住民が避難
	17:00 過ぎ最後のバスが阿古地区を脱出
	17:45 「東京都災害対策本部」設置
	17:50 以降 孤立状態となった阿古地区住民等約80人を阿古漁港から漁船8隻により海路場の浜漁港に避難させる
	18:30 三宅村に災害救助法の適用決定
	19:00 三宅小学校に救護所設置 (10/3~10/9)
	19:30 第1回災害対策本部会議を開催
	22:33 測候所で震度5 (マグニチュード6.2) を観測
10月4日	朝 溶岩の噴出が止まる。
10月6日	13:00 「現地総合相談所」開設 (10/12まで)
10月7日	14:00 「東京都臨時災害対策本部」(現地対策本部) を設置
10月8日	9:25 避難所を三宅村体育館に移転 三宅島空港開港
10月12日	小・中学校授業再開、三宅高校授業再開
10月14日	16:30 「災害対策本部」及び「臨時災害対策本部」廃止 「三宅島復興対策推進本部」設置
10月16日	避難所を伊豆老人福祉館等へ移転 阿古地区への立入禁止措置解除、交通規制解除
10月17日	阿古(薄木)~坪田(三宅高校)定期バス運行開始
10月22日	応急仮設住宅着工(阿古下錆地域)
10月29日	避難所移転(伊豆保育園→三宅村社会教育会館)
10月30日	応急仮設住宅入居(神着地区)
11月30日	15:30 「臨時火山情報第10号」発表(噴火活動の終息を宣言) 「三宅村災害対策本部」廃止 避難所閉鎖

【参考文献】

- 1) 東京都『記録 昭和58年三宅島噴火災害誌』昭和60年9月。
- 2) 内閣府『三宅島噴火災害教訓情報資料集』平成17年度。

2. 災害復興施策事例の索引表

198302	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理		●	→	【19830201, p43】			
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【19830202, p43】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【19830203, p43】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				【19830204, p44】	●	→	●
施策3：都市基盤施設の復興					【19830205, p44】	●	→
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【19830201】被災農業者の雇用による降灰除去（三宅村）

○農地の降灰除去に関しては、農作業が不可能となった農業者を雇用し、実施した。これにより、被災農家が一時的に現金収入を得ることができた。

【19830202】復旧・復興体制の構築（東京都・三宅村）

○策定経緯

- ・第8回災害対策本部会議（10月14日）において、知事を本部長とする「東京都三宅島復興対策推進本部」を設置し円滑な復興対策の推進を図ることとなった。これに伴い、三宅支庁内に「三宅島現地復興対策推進本部」、三宅村に「復興課」が設置された。

○計画体系

三宅島復興計画は、以下のような計画体系によって構成されている。



図 三宅島復興計画

【19830203】復旧・復興計画の策定（東京都・三宅村）

○阿古地区新集落形成の基本的考え方

- ①住民意向の尊重
- ②住民の自力による再建、定住の促進
- ③防災集団移転促進事業を中心とする各施設の総合化

○阿古地区新集落形成基本計画の概要

- ・防災集団移転促進事業の実施

「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」の適用を受け以下のように事業が実施された。

- ①住宅団地の取得・造成、②団地内公共施設整備、③住宅建設のための利子補給、④移転費助成、⑤跡地買取

- ・新集落の設置

新集落は、「二島・横座地区」「二富賀山地区」「釜根・下錆地区」の3ヶ所とした。

- ・防災集団移転促進事業による住宅団地の整備
- ・道路の整備
- ・公共公益施設の整備
- ・住宅建設の助成

噴火災害による復興資金貸付制度を創設した。

事例コード | 198303

1983 年（昭和 58 年） 日本海中部地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

昭和58年5月26日12時00分ごろ

②震源地

能代沖約100km 北緯40.4度 東経138.9度

③震源の深さ：約5km

④規模：マグニチュード7.7

⑤各市町村の最大震度（震度4以上）

震度5：秋田・深浦・むつ

震度4：青森・八戸・江差・森・盛岡・酒田

⑥被害状況

表1 日本海中部地震の主な被害状況

都道府県	人的被害（人）		住宅被害（棟）				
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
秋田県	83	265	1,132	2,632	2,867	65	277
青森県	17	25	447	865	3,018	62	152
北海道	4	24	5	16	69	27	28
新潟県	0	2	0	0	0	2	0
石川県	0	3	0	2	0	3	3
京都府	0	0	0	0	0	0	3
島根県	0	5	0	0	0	141	277
計	104	324	1,584	3,515	5,954	300	740

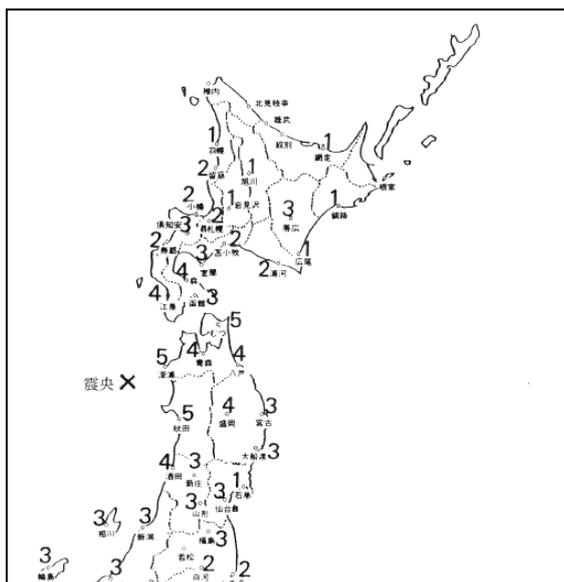


図1 日本海中部地震の震度分布図

⑦被害の特徴

- ・震源地が陸地に近いため、地震発生とほぼ同時に津波が襲い、被害が拡大した。
- ・津波による被害が多かった。死者104名の内100名が津波による犠牲者である。
- ・砂地地盤において液状化現象が発生した。
- ・危険物施設は、地下埋設されているタンク施設は地面より上昇し、地上にあるタンク施設は地面より沈下する傾向が見られた。

(2) 災害後の主な経過

表2 災害後の主な経過（秋田県の取組状況）

年	月日	項目
昭和 58 年	5 月 26 日	12 : 00 日本海中部地震発生
		12 : 05 地震に関する情報第 1 号
		12 : 14 大津波警報
		20 : 18 津波警報解除
		12 : 25 県災害対策連絡部の設置
		12 : 50 県災害対策本部の設置
	5 月 27 日	災害弔慰金支給制度、災害援護資金貸付制度の適用
		被害速報の発表
	5 月 28 日	災害救助法適用(能代市、男鹿市、八森町、八竜町)
	5 月 29 日	死亡者に対する県単災害見舞金の支給決定
	6 月 2 日	知事から弔慰金の早期支給について指示
	6 月 3 日	昭和町に災害救助法適用
	6 月 4 日	災害救助法に基づく捜索延長申請決定
		各部局の復旧状況について説明
	6 月 6 日	井川町に災害救助法適用
		局地激甚災害適用の可否について検討
	6 月 7 日	義捐金の配分基準について検討
		死者の取扱(判定)について検討
	6 月 9 日	山本町に災害救助法適用
	6 月 11 日	山本町に災害救助法適用
	6 月 13 日	災害救助法に基づく捜索延長申請を決定
	6 月 17 日	国の災害本部会議の状況について報告
	6 月 20 日	第 1 回義捐金配分委員会
	6 月 24 日	災害救助法に基づく捜索再々延長申請を決定
	7 月 1 日	激甚災害指定とその内容について状況報告
	7 月 4 日	災害対策本部の体制について検討
	7 月 10 日	住宅被災者に対する県単災害見舞金の支給決定
	7 月 15 日	災害弔慰金の支給金額決定
	7 月 20 日	被害確定公表
	7 月 26 日	被災市町村に対して災害見舞金公布
	7 月 28 日	秋田県防災会議の開催
	7 月 30 日	県災害対策本部解散

【参考文献】

- 1) 東京消防庁『日本海中部地震調査報告書』昭和 58 年 8 月。
- 2) 秋田県『日本海中部地震の記録 被害状況と応急対応』昭和 59 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198303	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【19830301, p49】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【19830302, p49】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧		●	→	【19830303, p49】	●	→	
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【19830301】復旧・復興体制の構築（秋田県・政府）

- 災害対策本部の設置(秋田県)
 - ・5月26日12時50分、知事を本部長とする「秋田沖地震秋田県災害対策本部」を設置するとともに、山本、秋田地方部にそれぞれ「秋田県災害対策山本地方部」、「秋田県災害対策秋田地方部」を設置し、県災害対策本部並びに、被災市町村の災害対策本部との連携体制をとった。
- 日本海中部地震非常災害対策本部（政府）
 - ・5月26日午後、災害対策関係省庁連絡会議を開催するとともに、「昭和58年(1983年)日本海中部地震非常災害対策本部」を設置した。

【19830302】復旧・復興計画の策定（秋田県）

- 1) 災害復旧予算
 - 災害関連の予算計上にあたっては、民政対策をはじめ商工対策等について、緊急を要するものや災害査定に基づく農業施設、公共土木施設などの公共土木補助事業、さらに県単独事業等の恒久復旧対策に要する経費について、県議会に補正予算として計上した。
 - 秋田県県議会は6月定例会の会期後ではあったが、地震災害の復旧対策を促進するため、各常任委員会を開会するとともに、各会派代表者会議を開会し、議会の対応について協議した。さらに、政府、国会、その他の関係機関、県選出国會議員に対し、県民の窮状を訴えるとともに、一日も早い立ち直りを促進するよう、金融、財政などの援助措置を陳情した。
 - 秋田県県議会9月定例会では、災害復旧議会に終始し、津波対策、港湾堤防などの災害復旧について、議論が集中し、また県から提案された緊急災害予算の専決処分を承認するとともに、災害救助、公共施設災害復旧関係の予算を議決した。
- 2) 激甚災害の指定
 - 秋田県は、災害の規模、財政規模から「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けることが早期復旧対策には絶対不可欠であると判断し、激甚災害の指定とそれに伴う各種融資制度の適用、融資条件の緩和などについて、国に対して強く働きかけた。
 - 7月5日付で「日本海中部地震についての激甚災害の指定およびこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布され、秋田、青森両県に対して、激甚災害として正式に指定された。指定の内容及び措置は次の通り
 - ・同法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)
 - ・同法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)
 - ・同法第22条(罹災者公営住宅事業に対する補助の特定)
 - ・同法第24条(公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利補給等)
 - さらに能代市、男鹿市、八森町、八竜町、若美町の区域に係る災害については、次の規定が適用された。
 - ・同法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保障の特例)
 - ・同法第13条(中小企業近代化資金等助成法による貸付金用の償還期間等の特例)
 - ・同法第15条(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)

【参考文献】

- 1) 神戸大学都市安全研究センターホームページ『大規模災害後の復興プロセスにおける住宅再建支援に関する教訓資料』
(<http://www.research.kobe-u.ac.jp/rcuss-usm/research/index.html>)。)
- 2) OCN ホームページ『地震被害状況 日本海中部地震』
(<http://jishin.ocn.ne.jp/pdf/higai-21.pdf>)。)
- 3) 東京大学社会情報研究所廣井研究室ホームページ『今後の地震対策のあり方に関する専門調査会資料 参考資料1 我が国の地震防災対策の概要平成13年10月24日』
(<http://www.hiroi.iii.u-tokyo.ac.jp/index-iinkai-jishin-bosai-kongo-no-jishin-taisaku02-02.pdf>)。)
- 4) 秋田県『日本海中部地震の記録 被害状況と応急対応』昭和59年3月。

【19830303】港湾における防潮堤等整備の手順例（秋田県）

- 秋田港は旧雄物川の河口に埋め立て及び掘り込み式により建設された港であり、岸壁、物揚場、

護岸、エプロン、臨港道路、アンローダー等に被害を受け、港湾機能の80%以上が麻痺状態となった。

- 秋田港の復旧において、運輸省第一港湾建設局秋田港工事事務所並びに秋田県は、応急復旧に着手するとともに災害復旧に着手するとともに災害復旧工事の早期着手を国に強く働きかけた
- ・災害復旧工事(直轄災害)は7月29日閣議決定、8月5日から着手

事例コード

198501

1985 年（昭和 60 年） 地附山地すべり災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

地附山地すべりは、昭和60年7月26日午後5時ごろ、長野市西方の地附山南東斜面に発生し、山麓部にあった老人ホーム松寿荘や湯谷団地を襲い、埋没・全壊55棟の被害を出した。特に松寿荘では、特別養護老人のうち40名が土砂に破壊されつつあった同荘に取り残され、うち14名は救出されたが26名は不帰の人となった。

○地すべりの特徴

- ・地附山地すべりの崩壊源発生位置は、地附山南東斜面の中において古い地すべり・崩壊により周囲よりも斜面後退の激しい部分であった。
- ・破碎作用と断裂にそう地下水の浸透による風化作用の進行・軟弱化により地すべり・崩壊が発生しやすくなり浸食・斜面の後退が進行した。この中には変異途中で停止し安定化した部分があったと考えられ、今回の地すべりの主崩壊源はそのような部分にあった可能性がある。

表1 被害概要

人的被害（人）				住家被害（棟）		
死者	行方不明者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損
26	0	1	3	50	5	9

(出典) 地附山地すべり記録誌編集委員会編『復旧への足跡：地附山地すべり対策事業の記録』平成元年3月。

表2 主要被害額

農林業関係被害		公共土木施設被害	
果樹園埋没	林地	道路	都市施設
2.99ha	14.42ha	375,000千円	200,000千円

(出典) 地附山地すべり記録誌編集委員会編『復旧への足跡：地附山地すべり対策事業の記録』平成元年3月。

(2) 災害後の主な経過

表3 災害後の主な経過（島根県の取組状況）

年	月日	項目	
昭和60年	7月21日	湯谷団地グラウンド上部斜面一部崩壊(避難者430人)	
	7月21日	上記避難勧告を市が解除	
	7月26日	13:00	地附山地滑り対策本部長野地方部設置
		16:30	長野市長が湯谷団地住民38戸へ避難指示発令
		17:00	長野市対策本部設置
		17:30頃	地すべり発生
		21:00	地附山地すべり災害対策長野県本部設置
		22:00	自衛隊へ派遣要請
		22:58	災害救助法適用
	7月27日	湯谷団地被災者一時帰宅	
	7月28日	応急工事説明会	
	7月30日	地附山地すべり災害対策委員会、同専門部会	
	8月1日	松寿荘での最後の行方不明者遺体で収容される	
	8月3日	湯谷団地被災者の会発足	
	11月5日	地附山地すべり対策工事計画検討委員会発足	
	11月16日	地附山地すべり防止区域指定	
12月7日	地附山地すべり機構解析検討委員会発足		
12月20日	県災害警備本部廃止		
昭和61年	4月1日	長野建設事務所地すべり係設置 市防災対策課設置	
	9月23日	21:10 二次崩落	
		二次崩落のため、望岳台、湯谷団地184世帯530人へ避難指示	
	9月24日	二次崩落に伴う184世帯530人に対し解除	
12月23日	避難指示すべて解除		
昭和62年	3月27日	湯谷団地被災者の会解散	
	4月7日	災害対策本部廃止	

【参考文献】

- 1) 地附山地すべり記録誌編集委員会編『復旧への足跡：地附山地すべり対策事業の記録』平成元年3月。
- 2) 長野市地附山地すべり災害誌編さん委員会編『真夏の大崩落：長野市地附山地すべり災害の記録』平成5年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198602	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期	
1. 復興への条件整備								
1.1 復興に関連する応急処置								
施策1：被災状況等の把握								
施策2：がれき等の処理								
1.2 計画的復興への条件整備								
施策1：復興体制の整備		●	→	【19850101, p55】				
施策2：復興計画の作成		●	→	【19850102, p55】				
施策3：広報・相談対応の実施								
施策4：金融・財政面の措置								
2. 分野別復興施策								
2.1 すまいと暮らしの再建								
施策1：緊急の住宅確保								
施策2：恒久住宅の供給・再建								
施策3：雇用の維持・確保								
施策4：被災者への経済的支援								
施策5：公的サービス等の回復								
2.2 安全な地域づくり								
施策1：公共施設等の災害復旧								
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				【19850103, p56】	●	→	●	→
施策3：都市基盤施設の復興								
施策4：文化の再生								
2.3 産業・経済復興								
施策1：情報収集・提供・相談								
施策2：中小企業の再建								
施策3：農林漁業の再建								

3. 災害復興施策事例

【19850101】復旧・復興体制の構築（長野県）

- ・本災害における復旧・復興体制に関する記録なし。

【19850102】復旧・復興計画の策定（長野県）

1) 計画立案の考え方と経緯

○被災地は、長野県企業局が整備した住宅地であった。

○当初、被災者からの意向も踏まえ、1) 原形復旧、2) 山側の一列目の宅地復旧は諦め、下方の2列の宅地を再建、3) 埋没地域はそのまま押え盛土として将来宅地等として利用する、という3案を考え、地すべり対策上、市道災害復旧、都市施設復旧事業の対象範囲等について検討し、2) が現実的であると判断した。しかし、県首脳部側では宅地全面復旧を要望したため、大規模擁壁整備を補助事業採択できるように再検討した。庁内の調整会議で、1) と3) をミックスする案が出され、設計、住民説明会が実施された。

○しかし、その直後、新聞報道により宅地の安全性に疑問があるとの記事が掲載され、住民側の反発が見られたことから、団地上部に緩衝帯の整備・必要用地買収の要望が住民側から提示され、県側では関係住民の意向集約ができればそれに応ずるとし、この案で事業推進となった。

2) 事業実施方法

○湯谷団地の復旧については、被災を免れた下部の宅地を保全し、そこから下方の居住者に心理的圧迫をかけないように、3段のコンクリートとブロック積みの擁壁を段階状に設けることとし、宅地復旧を行った。

3) 発生した課題

○地すべりによる目標物消失により公図の無い地域では、境界が不明となり、その確定が最大の課題となった。地権者からの要望で、長野市博物館所蔵地図、地元で有する地図、戸隠有料道路買収図面等から、境界を確定するための図面を作成し対応した。

4) 適用事業/事業費

○都市施設災害復旧事業(堆積土砂排除→下水管復旧)、市道及び普通河川災害復旧事業を適用

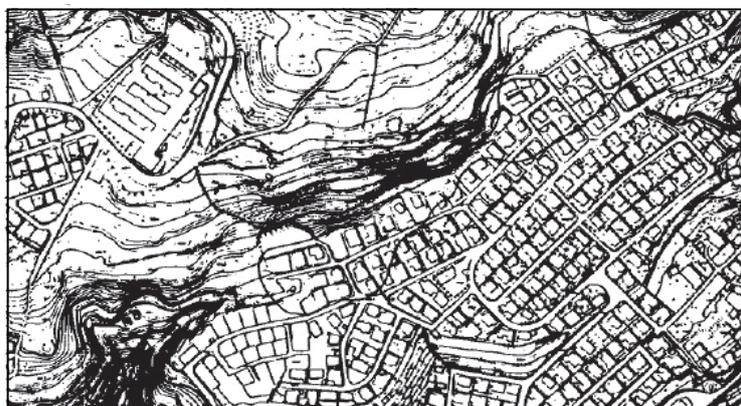


図 湯谷団地被災状況

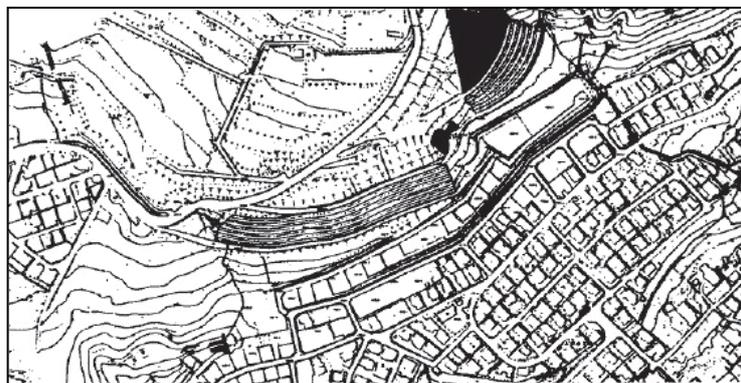


図 湯谷団地復旧計画図

【19850103】福祉施設の移築事例（長野県）

1) 計画概要

- 方針：建設中の養護老人ホームの建設を早め、さらに2, 3の老人ホームを建設し、松寿荘の入居者全員を入所させる。
- 構造：RC造平屋4, 900㎡、各部屋から車椅子で直接外部への避難を可能にしている。

2) 経過

- この間、松寿荘に入居していた老人は、養護老人85人が9カ所の養護老人ホームに、特別養護老人85人は4カ所の特別養護老人ホームに分散されたが、旧県消防学校を改築し、養護老人85人を入所させた。建設が進んでいた矢筒荘が4月に完成し、特別養護老人86人が入所した。
- 被災した松寿荘は、長野市上野の旧結核療養所跡地に全面移転、新築され、61年1月30日に工事着工。10月に入居者の引っ越しを実施。
- 建設費：1億3, 000万円

事例コード

198601

1986年（昭和61年） 台風10号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

昭和61年8月4日から5日にかけての、栃木県東部地域を中心とする「台風10号及びその後の低気圧」による集中豪雨は、栃木県内各地において中小河川の氾濫やがけ崩れ等をもたらした。特に茂木町においては、町の中心部を流れる一級河川逆川が5日未明に溢水氾濫し、市街部の大半が1.5mを越える濁流にのまれた。

台風10号被害は、茂木町をはじめ近隣の町を無残な姿に変え、未曾有の被害をもたらした。この災害による被害状況（確定）は以下のとおりである。

表1 台風10号の主な被害状況

区分			被害	区分		被害	
人的被害	死者	人	6	公立文教施設	千円	128,846	
	行方不明者	人	-	農林水産施設	千円	9,409,970	
	負傷者	重傷	人	7	公共土木施設	千円	22,649,591
		軽傷	人	59	その他の公共施設	千円	554,739
住家被害	全壊	棟	37	小計		千円	32,743,146
		世帯	36	公共施設被害市町村数	団体		48
		人	129	その他	農産被害	千円	6,619,080
	半壊	棟	100		林産被害	千円	48,311
		世帯	94		畜産被害	千円	24,680
		人	370		水産被害	千円	75,634
	一部破損	棟	83		商工被害	千円	5,451,977
		世帯	79		治山被害	千円	5,531,500
		人	321		その他	千円	1,482,420
	床上浸水	棟	1,849		被害総額	千円	51,976,799
		世帯	1,799				
		人	6,900				
		床下浸水	棟	4,965			
世帯			4,941				
人			19,721				

台風10号による豪雨災害の特徴は、被害の集中した県東部の茂木町にみることが出来る。総雨量300ミリ以上の豪雨に見舞われた茂木町では、人口の集中している町中心部を流れる那珂川支流の逆川が急速に増水し、4日深夜溢水が始まり、5日未明には町全体が水没してしまった。このため、電気、水道、ガス、電話等のライフラインに壊滅的な被害をもたらし、死者も発生した。

このように予測しなかった豪雨により、中小河川が溢水し、町全体が水没し、町そのものの機能が完全に停止してしまい、外部から孤立してしまうという状態になったのが特徴といえる。



写真1 逆川の氾濫により水没した茂木町
(出典) 栃木県『激流との戦い—昭和61年8月台風10号災害の記録—』昭和62年3月

(2) 災害後の主な経過

8月4日、台風10号が関東地方に接近、5日午前中にかけて県内で大雨となる恐れがあるため、宇都宮気象台は13時10分「大雨・洪水注意報」を発表して注意を呼びかけた。

4日朝から降り続いた雨は、夜になって100ミリにも達し、5日朝までには平野部でも200ミリを超える所がある見込みとなったため、同気象台は20時30分「大雨・洪水警報」及び「強風注意報」を発表し、河川の氾濫、浸水、山崩れ、がけ崩れ等嚴重な注意を呼びかけた。

これらを受けて栃木県は災害対策関係各課による警戒体制をとり、水防本部を設置して嚴重な警戒にあたったが、被害の情報が続々と入り、ついに5日午前10時10分に災害対策本部を設置するに至り、第1非常配備により全庁をあげて災害対策を実施することになった。

表2 災害後の主な経過（栃木県の取組状況）

年	月日	項目
昭和61年	8月4日	13:10 県内全域に「大雨、洪水注意報」発表
		20:30 「大雨、洪水警報」「強風注意報」発表
		20:45 逆川に水防警報発令（1m85cmの警戒水位突破）
	8月5日	3:50 茂木町災害対策本部から、自衛隊の災害派遣要請依頼
		6:15 「洪水警報」発表、「大雨警報」解除
		10:10 栃木県災害対策本部設置。第1非常配備体制決定
		14:50 「洪水、強風注意報」発表、「洪水警報」は解除
		災害救助法適用（10:00 茂木町、16:30 益子町、20:30 芳賀町）
		第1回栃木県台風10号災害対策本部会議開催
	8月6日	第2回栃木県台風10号災害対策本部会議開催
		第1回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月7日	第2回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月8日	知事、国の関係機関等に陳情
		第3回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月9日	政府調査団茂木町視察
		第4回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月11日	応急仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域の指定（茂木町、益子町、芳賀町外8町）
		第5回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
		茂木町に係る台風10号の災害応急対策の作成
	8月12日	第3回栃木県台風10号災害対策本部会議開催
		第6回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月13日	第7回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月19日	第8回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	8月20日	災害応急対策及び災害復旧対策の作成
	8月27日	第9回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催
	9月26日	激甚災害の指定（茂木町に局地激甚災害適用）＜政令公布＞
9月30日	激甚災害の指定（茂木町に局地激甚災害適用）＜政令公布＞	
10月7日	第10回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催	
10月14日	第4回栃木県台風10号災害対策本部会議開催	
	栃木県台風10号災害対策本部解散	

【参考文献】

- 1) 栃木県『激流との戦い—昭和61年8月台風10号災害の記録—』昭和62年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

198601	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1：被災状況等の把握				
施策 2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1：復興体制の整備		● →	【19860101, p61】	
施策 2：復興計画の作成		● →	【19860102, p61】	
施策 3：広報・相談対応の実施				
施策 4：金融・財政面の措置		● →	【19860103, p62】	
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1：緊急の住宅確保				
施策 2：恒久住宅の供給・再建				
施策 3：雇用の維持・確保				
施策 4：被災者への経済的支援				
施策 5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策 1：公共施設等の災害復旧		● →	● →	● →
施策 2：安全な市街地・ 公共施設整備			● →	● →
施策 3：都市基盤施設の復興			● →	● →
施策 4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1：情報収集・提供・相談				
施策 2：中小企業の再建				
施策 3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19860101】復旧・復興体制の構築（栃木県）

災害対策本部は、県の災害応急対策がその所期の目的を達成し、また災害復旧対策事業を計画的、効率的に執行する見地から、「生活の安定」・「産業の復興」・「県土の保全」の3つの柱からなる復旧計画を策定し、庁内の各部局において対応にあたった（下表参照）。

【19860102】復旧・復興計画の策定（栃木県）

災害対策本部は、県が実施する復旧対策事業のガイドラインとして「栃木県台風10号災害復旧対策計画」を策定した。

表 災害復旧事業と担当部署（栃木県）

復旧対策計画	復旧対策事業	部署
生活安定対策	国税・県税・市町村税の申請等の期間延長及び徴収猶予等の措置	総務部
	災害援護資金貸付金	県民生活部
	母子福祉資金貸付事業	県民生活部
	僻地患者輸送車整備事業	衛生環境部
	住宅・宅地対策費	土木部
地域防災対策	県地域防災計画の見直し検討	総務部
	市町村地域防災計画の見直し検討と市町村防災体制診断の実施	総務部
生活環境整備対策	災害廃棄物物理め立て処分場整備事業	衛生環境部
	ゴミ処理施設送水管復旧事業	衛生環境部
	水道施設災害復旧事業	衛生環境部
	都市災害復旧事業	土木部
道路、交通安全施設復旧対策	道路災害復旧対策	土木部
	橋梁災害復旧対策	土木部
	交通安全施設復旧対策	警察本部
教育施設復旧対策	県立学校災害復旧事業	教育委員会
	芳賀青年の家法面復旧工事	教育委員会
	県立学校地整備費	教育委員会
	県立高等学校授業料の減免	教育委員会
	市町村教育施設復旧事業	教育委員会
商工業復旧対策	緊急融資制度等の創設	商工労働部
	中小企業基盤強化資金の活用促進	商工労働部
	信用保証協会において保証率の引き下げ	商工労働部
	商工会に金融・経営相談等の窓口の設置	商工労働部
農林観光施設復旧対策	農作物、農業施設、家畜災害について技術指導	農務部
	農地及び農業用施設の災害復旧	農務部
	農業災害対策特別措置費	農務部
	共同利用施設災害復旧事業	農務部
	農地、農業用施設災害復旧事業	農務部
	林道・作業道復旧対策	林務観光部
	林産被害復旧対策	林務観光部
	観光施設災害復旧事業	林務観光部
治山、砂防対策	治山復旧対策	林務観光部
	砂防災害復旧事業	土木部
	緊急急傾斜崩壊対策事業	土木部
	緊急地すべり対策事業	土木部
河川安全対策	河川災害復旧事業	土木部
その他の復旧事業	県有財産の災害対策	関係各部
	県営発電所関係施設の災害復旧	企業局
	市町村行財政援助	総務部

【参考文献】

- 1) 栃木県『激流との戦い - 昭和61年8月 台風10号災害の記録 -』昭和62年3月。

【19860103】復興財源の確保（栃木県）

1) 復旧・復興経費の予算措置

- 8月11日付け専決処分：緊急に措置すべき、災害救助法に基づく救助等、農業・商工業被害への融資等、道路・河川・農業用施設等の被害の内、早急に復旧が必要な工事等に要する経費について予算措置を行う。
- 9月補正予算：本格的災害復旧のための所要経費を計上し、復旧に万全を期することとする。主要河川については、洪水痕跡、降雨解析等の調査を行うこととした。（94億1,770万6千円：補正予算の約53%を占めた）
- 10月29日付け専決処分：天災融資法に基づく適用災害に指定されたことにより、これに要する経費を予算措置した。
- 12月補正予算：昭和61年度中の災害復旧費がほぼ確定したことにより、補正を行った（55億1307万円：補正予算額の約71%を占める）
- 2月補正予算：昭和61年度中の災害復旧額の確定により補正実施（6億9,197万6千円）

2) 市町村への普通交付税繰り上げ交付

- 自治大臣（当時）宛に、被災市町村への普通交付税の9月交付額を繰り上げ交付できるよう申請。繰り上げ交付が決定されたことから、8月23日に現金交付を実施。

【19860104】茂木町逆川改修（栃木県）

- 被害概要：床上浸水1,252戸、田畑等の浸水327.2ha

○ 計画概要

- ・ 全体計画延長L=5,800m（本川：逆川5,400m、支川：坂井川400m）
- ・ 計画高水流量510-390m³/s、計画時間雨量78.9 mm/h
- ・ 逆川は、茂木町の市街地部を貫流するL=30.75kmの1級河川であり、栃木県では激特事業を初めて導入した河川改修事業である。河幅を約1.5倍に拡幅したため、用地買収は20,000m²（地権者128人）、建物移転は約152件に上った。
- ・ 河川改修に合わせて、橋梁の改修や河川沿いの小公園の整備等、親水性の向上が図られており、また河川水の浄化活動等、河川を含めた様々なまちづくり活動が継続されている。

- 計画作成/ 工事期間：昭和61年度～平成元年度

○ 適用事業/ 事業費

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業：84億2千万円
- ・ 河川災害復旧事業：42億8千万円
- ・ 小規模河川改修事業：10億円
- ・ 河川局部改良事業：9億円
- ・ 災害関連河川特別水害対策促進事業：4千万円（計146億4千万円）

【19860105】土地区画整理事業・激特事業による宅地の移転（茂木町）

- 逆川の拡幅に伴う住宅移転に必要な宅地の造成と、地元商店街と茂木町による商店街復興計画の核となるショッピングセンターの出店用地として、土地区画整理事業による面的な整備を実施し、逆川の激特事業と連携を図りながら、総合的な整備を実施した。

- 施工面積：5.76ha（河川を除く3.94ha）

- 減歩率：28.24% 総事業費：15億円

【19860106】直轄河川激甚災害対策特別緊急事業による宅地の移転（下館市旭が丘）

- 利根川水系小貝川の氾濫により下館市内5部落が全て浸水したことを契機に、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、この5部落109戸を嵩上げし、当該区域の遊水池化を行った。

- 遊水池：宅地、水田等耕地160haを堤防で囲み、50万m³の貯留量を確保した。

- 宅地：水田より5m嵩上げし、一箇所に集団移転を行った。水田等の耕地はそのまま地復権を補償している。まちづくりとして「環境協定」をつくり、ブロック塀の高さや花壇の作り方を規制し、調和のとれたまちなみとした。

事例コード

199001

1990 年（平成 2 年） 茂原市竜巻災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

1990年12月11日19時13分頃、茂原市に発生した竜巻は約7分間のうちに市の中心部を縦断し、最大幅約1.2km、長さ約6.5kmに及ぶ範囲に深刻な被害をもたらした。

1961年から1982年までの日本の竜巻の統計(小元他、1983)によると、日本では1年間に平均約18個の陸上の竜巻が発生している。一方、竜巻による1年当りの被害は死者0.5人、負傷者21人、家屋の全壊28戸、半壊・一部損壊364戸となっている。今回の竜巻は1個で約3年分(約54個分)の竜巻被害を作り出したことになる。



写真1 竜巻被害の様子

表1 茂原市の被害

死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部破損	停電軒数	電話・り障 回線数
1名	6名	67名	82戸	161戸	1,504戸	23,600軒	1,515回線

(2) 災害後の主な経過

表2 竜巻被害の概要と経過

月日	概要
12月11日	16:40 千葉県南部に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報発令。
	17:45 千葉県北部に大雨・洪水・強風・波浪・雷注意報発令。
	17:50 鴨川市、丸山町に竜巻が発生。
	18:10 君津市に竜巻が発生。
	19:15 茂原市に竜巻が発生。
	19:16 国道128号線沿いの高師・小林地区を竜巻が縦断。幅1km・長さ3.5km内に大きな被害が発生。電気・電話不通。
	20:50 大原町、銚子市に竜巻発生。
	21:00 茂原市竜巻災害対策本部(以下「本部」という)を設置。
	21:30 市民体育館に250人避難。
	24:00 現在 未送電件数 23,600軒
12月12日	0:45 市民体育館に避難者126人
	4:00 現在未送電件数5,400軒
	8:00 本部会議 市職員300人を動員し復旧作業に着手。被害調査開始。
	14:30 日本赤十字社 市民体育館内に無料救護所を開設
	15:00 本部会議 本部発表(家屋全壊44戸、半壊100戸、一部破損445戸)
	17:00 災害救助法の適用となる。
	18:30 本部会議 本部発表(家屋全壊67戸、半壊122戸、一部破損1,079戸)
	19:42 最終停電地区、高師地区など1,699戸が復旧。
12月13日	17:00 消防本部、警防指揮本部解除

【参考文献】

- 1) 茂原市『平成2年12月11日 千葉県茂原市を襲った 竜巻災害の記録』平成4年8月。
- 2) 茂原市『2009 統計もばら』。
- 3) 気象庁気象研究所物理気象研究部主任研究官 新野宏『茂原市の竜巻きの特性と竜巻きを生み出した気象条件について』。

2. 災害復興施策事例の索引表

199001	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		●	→	【19900101, p66】			
施策2：復興計画の作成		●	→	【19900102, p66】			
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建		●	→	【19900103, p66】	●	→	
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

3. 災害復興施策事例

【19900101】 復旧・復興体制の構築（茂原市）

- 平成2年12月11日19時15分に発生した竜巻により、茂原市では、20時、地域防災計画による第2配備をとる。21時、茂原市竜巻災害災害対策本部を設置する。（参集職員150名 本部員15名）
- 平成3年2月28日17時、茂原市竜巻災害災害対策本部を解散した。
- 復旧・復興体制の構築
 - ・本災害では、事業全体を統括した復興計画は立案されていない。

【19900102】 復旧・復興計画の策定（茂原市）

- 茂原市竜巻災害災害対策本部を設置し、以下のような復旧活動等を行った。
 - ・避難場所の開設
 - ・防災行政無線による広報
 - ・被害調査
 - ・見舞金支給
 - ・災害廃棄物処理
 - ・市税減免等
 - ・母子家庭等についての屋根シートをかける費用の負担
 - ・損壊住宅の取り壊し費用、障害物のかたづけ費用、市が10万円以内を負担
 - ・市営住宅に入居する被災者の家賃無料
 - ・市民体育館前スポーツ広場に仮設住宅の建設
 - ・飲料水等の水道修理費用の無料
 - ・災害緊急融資の利子補給
 - ・義援物資の配布
 - ・義援金の配布
 - ・住宅の復興資金に対する利子補給

【参考文献】

- 1) 茂原市『平成2年12月11日 千葉県茂原市を襲った 竜巻災害の記録』平成4年8月。

【19900103】 住宅の復興資金に対する利子補給（茂原市）

- 平成2年12月11日の竜巻により住宅に被害を受けた者がその住宅の復興として、住宅の新築又は購入及び補修、並びに新築又は購入に必要な土地購入資金(土地のみの購入資金は除く)として災害緊急融資を受けた場合、利子の一部を補給する。

表 利子補給の概要

項目	内容
利子補給の対象となる融資の限度額	10万円以上1,000万円返済
利子補給の率	年利5.1%以内
利子補給の期間	被災者に融資した日から7年間。ただし、この期間満了前に融資金額全ての返済が終えた時は、完了時まで
手続き	①被災者が市内の金融機関で融資の手続きをする (金融機関により住宅金融公庫の融資関係も取り扱う) ……………り災証明が必要 ②被災者は市内の金融機関に交付手続き等に関する一切の権限を委任する
取扱期間	取扱金融機関により異なる
その他	災害緊急融資に必要な書類等 ①茂原市長の証明したり災証明 ②見積書 ③所得証明書 ④利子補給に要する委任状 ⑤その他金融機関が定める書類等

事例コード | 199101

1991 年（平成 3 年） 雲仙・普賢岳噴火

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

○雲仙・普賢岳の過去の火山活動

表1 雲仙・普賢岳の過去の火山活動

年代	被害概要
寛文3年(1663年)	4月に普賢岳の九十九島池から噴出し、同25日に停止。12月11日に噴火を再開し、同27日、妙見カルデラ北北東縁の内側から溶岩が流出した(古焼溶岩)。
寛文4年(1664年)	春、同地が決壊して赤松谷方面に泥流が発生、水無川が決壊し、安徳川僚(現在の安徳地区)へ氾濫、死者30人余り。
寛政3年(1791年)	11月、島原半島西部で有感地震が発生、12月5日、半島西側の小浜町山稜で地震被害(死者4人以上)。
寛政4年(1792年)	2月、普賢岳の地獄跡火口から噴火を始め、同29日から4月下旬までの間、普賢岳北北東山稜から溶岩が流出した(新規溶岩)。 4月、島原市で震度5~6の群発地震が発生、地割れや眉山の一部地すべりなどがある。 5月21日、眉山の大崩壊。土砂が有明海に滑落して津波が発生。対岸の熊本県も含め、死者は約1万5千人に達した。「島原大変」
大正11年(1922年)	12月8日、雲仙火山地域を震源地とする地震災害。1回目の地震の規模はM6.9、最大震度6(烈震)。2回目はM6.5で、最大震度5(強震)。合計死者27人、負傷者39人。

○被害の概要

・人的被害

表2 人的被害(島原市内発生分)

[単位:人]

区分		死者	行方不明	負傷者	計
H3. 5. 26	火砕流			1	1
H3. 6. 3	火砕流	40	3	9	52
H5. 6. 23	火砕流	1			1
合計		41	3	10	54

・物的被害

平成3年5月の土石流により最初に非住家1棟が被害を受けて以来、水無川流域において火砕流や土石流による娃物や橋梁などの被害は急激に増加していった。平成5年には災害が中尾川方面や眉山へ拡大したこと、水無川流域の土石流が大規模化したことから、被害数もこれまでとは比較にならない程多くなっているが、平成6年は降雨が少なかったことや防災工事が進んだことにより、被害が大幅に減少した。

表3 物的被害の状況

[単位:棟]

	住家						非住家	建物合計
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計		
平成3年	192	6	11	35		244	343	587
平成4年	20	21		53	45	139	144	283
平成5年	393	71	34	135	251	884	830	1,714
土石流	388	88	24	223	296	1,019	964	1,983
火砕流	217	10	10			237	353	590
噴石			11			11		11
その他日付不明	3					3	6	9
累計	608	98	45	223	296	1,270	1,323	2,593

(2) 災害後の主な経過

災害後の島原市の主な対応は、以下のとおりである。

表4 災害後の主な経過（島原市の対応）

噴火直後	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年11月17日未明の雲仙・普賢岳の噴火にともない、同日午前9時30分に「島原市災害対策本部」を設置。 12月15日、市災害対策本部を「市災害警戒本部」に切り換え、長期的な対策を講じるための体制を整えた。 平成3年2月12日に普賢岳が再噴火。 2月26日に「眉山崩壊に備えた特別避難計画」を公表。
土石流頻発期	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年4月27日、泥石流・土石流の危険性の高い南上本場町、北上木場町の避難計画を公表。 5月15日に初めて土石流が発生。市は警戒本部を災害対策本部に切り換え、住民に避難勧告を発令。
警戒区域等設定当初時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年6月3日、大規模火砕流が発生多くの犠牲者を出す。 6月7日に国道57号から山側の8町内を警戒区域に設定。その後、警戒区域の範囲は順次拡大。 避難者の身体的・精神的ダメージを最小限に抑えるため、旅館・ホテル・客船の一時的な借り上げや仮設住宅の早急な建設などの対応を行った。

・避難状況

平成3年5月15日、水無川で最初の土石流発生が確認され、島原市上木場地区に対して初めて避難勧告を出した。6月8日の火砕流によって警戒区域は有明海まで拡大され、さらに、北東側への崩落にともない、9月には千本木地区へも警戒区域を拡大し、設定区域は最大となり、避難対象も2,047世帯、7,208人とピークに達した。

避難者の避難先については、当初公民館や体育館に避難していたが、避難の長期化にともない、6月中旬から旅館、ホテル、客船などを一時的に利用した。また、6月下旬からは仮設住宅への入居が進められ、11月29日に避難所への避難は解消された。

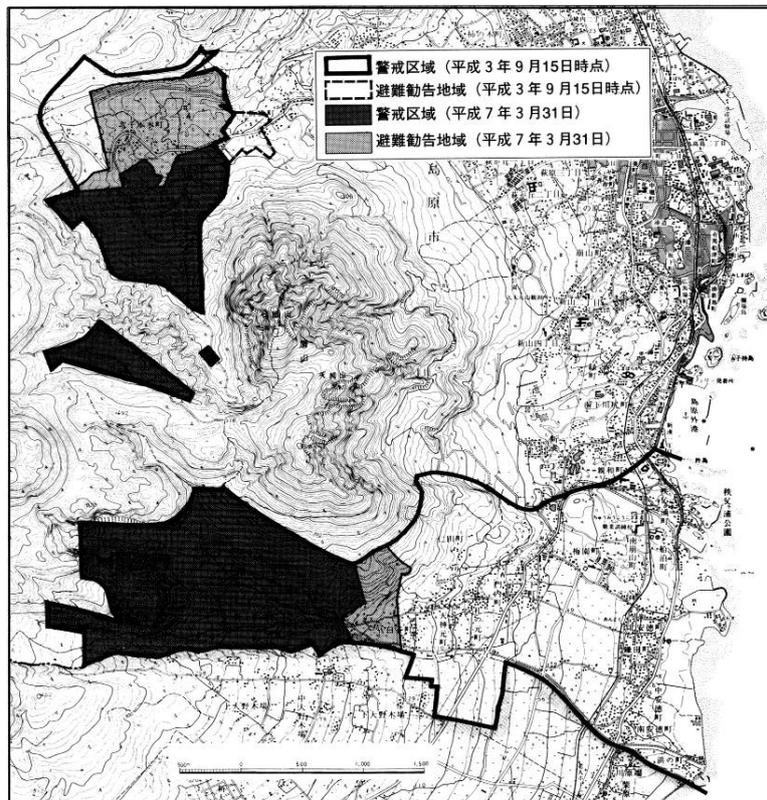


図1 警戒区域等の設定

【参考文献】

- 1) 島原市『雲仙・普賢岳噴火災害 島原市復興計画 改訂版』平成7年3月。
- 2) 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会『1990-1995 雲仙普賢岳噴火報告書』平成19年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199101	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理		●→→→	【19910101, p71】 【19910102, p71】	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→→→	【19910103, p71】	
施策2：復興計画の作成		●→→→	【19910104, p71】 【19910105, p72】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置		●→→→	【19910106, p74】	●→→→
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保		【19910107, p74】	●→→→	
施策2：恒久住宅の供給・再建		●→→→	●→→→	●→→→
施策3：雇用の維持・確保		●→→→	●→→→	●→→→
施策4：被災者への経済的支援	●→→→	●→→→	●→→→	●→→→
施策5：公的サービス等の回復		●→→→	●→→→	●→→→
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		●→→→	●→→→	●→→→
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		●→→→	●→→→	●→→→
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談	●→→→	●→→→		
施策2：中小企業の再建			●→→→	●→→→
施策3：農林漁業の再建			●→→→	●→→→

3. 災害復興施策事例

【19910101】堆積土砂除去（島原市）

- ・土砂運ための大型車両が常に通るために、道路の傷みが激しく、また、渋滞を招く結果となった。
- ・山腹等に堆積した土砂は、降雨の度に繰り返し土石流として流れ出してくるため、常に被災現場の状況は変化する。そこで、写真で現場状況を撮影したが、災害査定をどの時点のものにするのかを迷った。

【19910102】業者委託による降灰除去（島原市）

- ・散水車等を保有し、降灰除去が可能な業者をリストアップすることが必要となった。時間単価を設定した上で、散水車による除去を業者に委託した。経費は、散水車の作業時間から算出し、月報により出来高払いとした。
- ・除去作業では幹線道路を優先して行ったために、私道路の除去が遅れ、一部の住民からは降灰除去を実施する道路の優先順位に関して不平がでた。
- ・降灰作業の実施では、あらかじめ消防水利等を把握し、取水ポイントを決定する必要があった。

【19910103】復旧・復興体制の構築（島原市）

○復興計画改訂の経緯と計画の概要

島原市は、平成4年度に「雲仙・普賢岳噴火災害 島原市復興計画」（以下、便宜的に「第一次計画」という）を策定し、安中三角地帯嵩上事業や総合避難計画の策定をはじめとする復興事業に着手した。しかし、第一次計画の策定後、中尾川流域、眉山六溪及び湯江川流域（礫石原）などに新たに被害や災害の危険性が拡大し、水無川流域同様、砂防事業をはじめとする大規模な防災事業の実施が図られることになった。中尾川流域における計画立案を中心に第一次計画の全市的な見直しを行い、これらを「島原市復興計画改訂版」として取りまとめることとなった。

復興計画の改訂については、市長を議長とする「島原市災害復興推進会議」が計画の案を作成し、学識経験者や各界の代表者から構成される「島原市災害復興懇話会」での協議を踏まえて、平成7年3月末に「島原市復興計画改訂版」として確定した。

【19910104】復興計画の策定手順（長崎県・島原市・深江町）

- 災害が長期にわたったことから、次のような計画策定の経過となった。噴火が終息した平成7年から本格的な復興対策が可能になった。「がまだす」は、島原地方の方言で「がんばる」という意味。

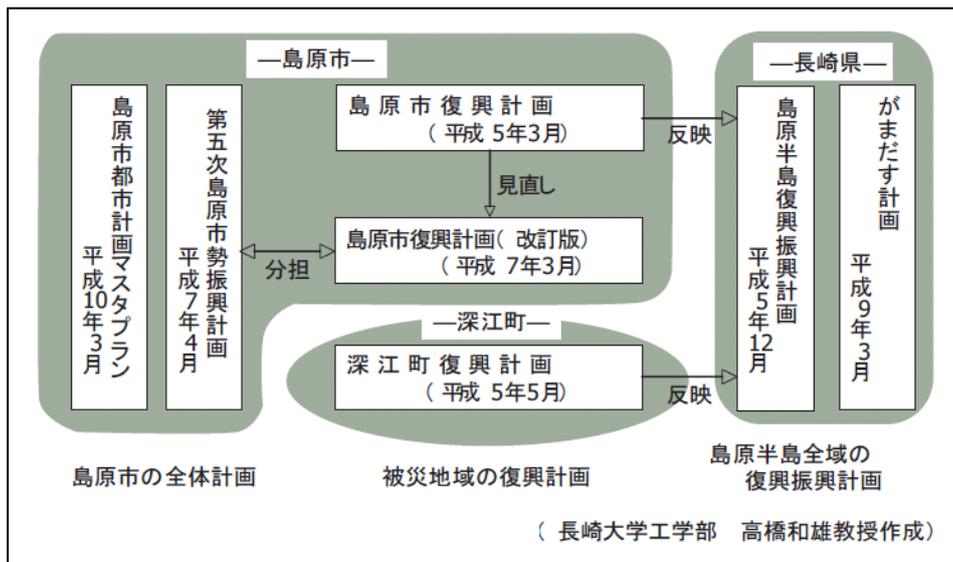


図 復興計画の策定手順

【19910105】復旧・復興計画の策定（島原市）

○復興計画の構成

復興基本方針、復興基本構想及び復興基本計画より構成される。復興基本方針は、具体的な計画内容の立案に先立ち、現時点における本市の復興課題を整理した上で、市として復興に対する基本的考え方や姿勢を明かにしたものである。

復興基本構想とは、基本方針に基づいて具体的な復興対策を明示するとともに、それらを本市復興の将来像として視覚的に取りまとめたものである。

復興基本計画とは、基本構想に掲げた各対策を確実に実現するため、計画の内容や実現方策などを詳細に定めたものである。これらは「生活再建」「防災都市づくり」及び「地域の活性化」という3つの計画の柱で体系的に整理している。

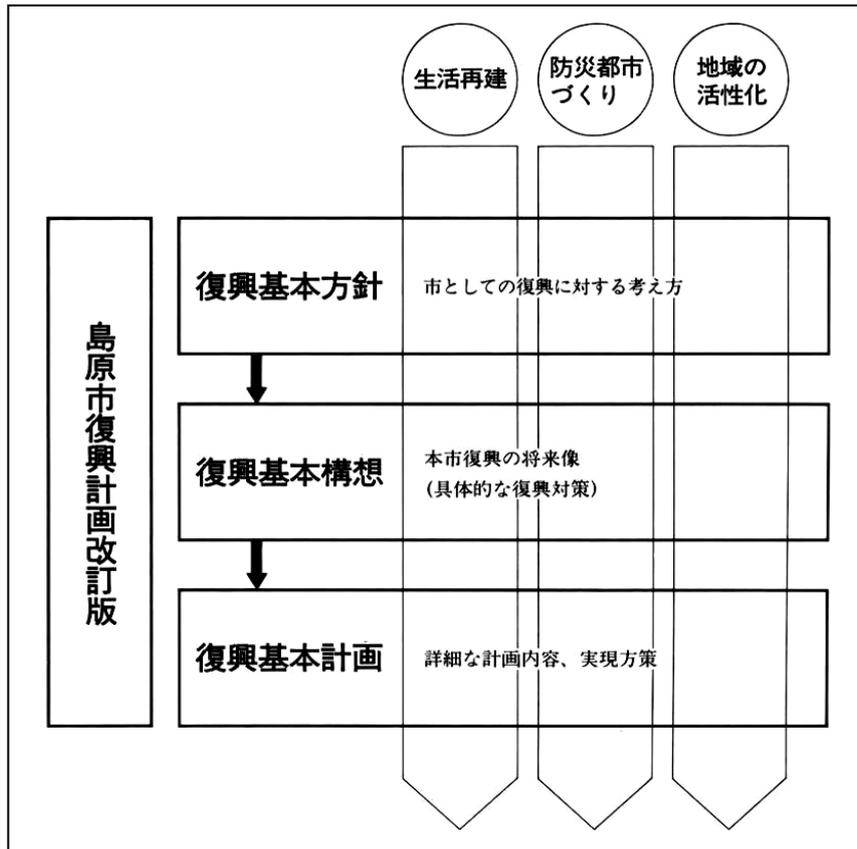


図 島原市復興計画改訂版の構成

○復興基本構想

復興基本構想は、以下の目的で策定された。

- ・復興基本方針を受けて、当面及び将来における島原市の復興ビジョンを明確にし、市民や関係機関（団、県、深江町など）に提示することにより、本市復興に対する理解と協力を醸成すること。
- ・今後の個別・具体的な復興基本計画の策定にあたり、それらの相互関係や方向性を定めることによって、効果的な事業化や復興水準の向上を図ること。

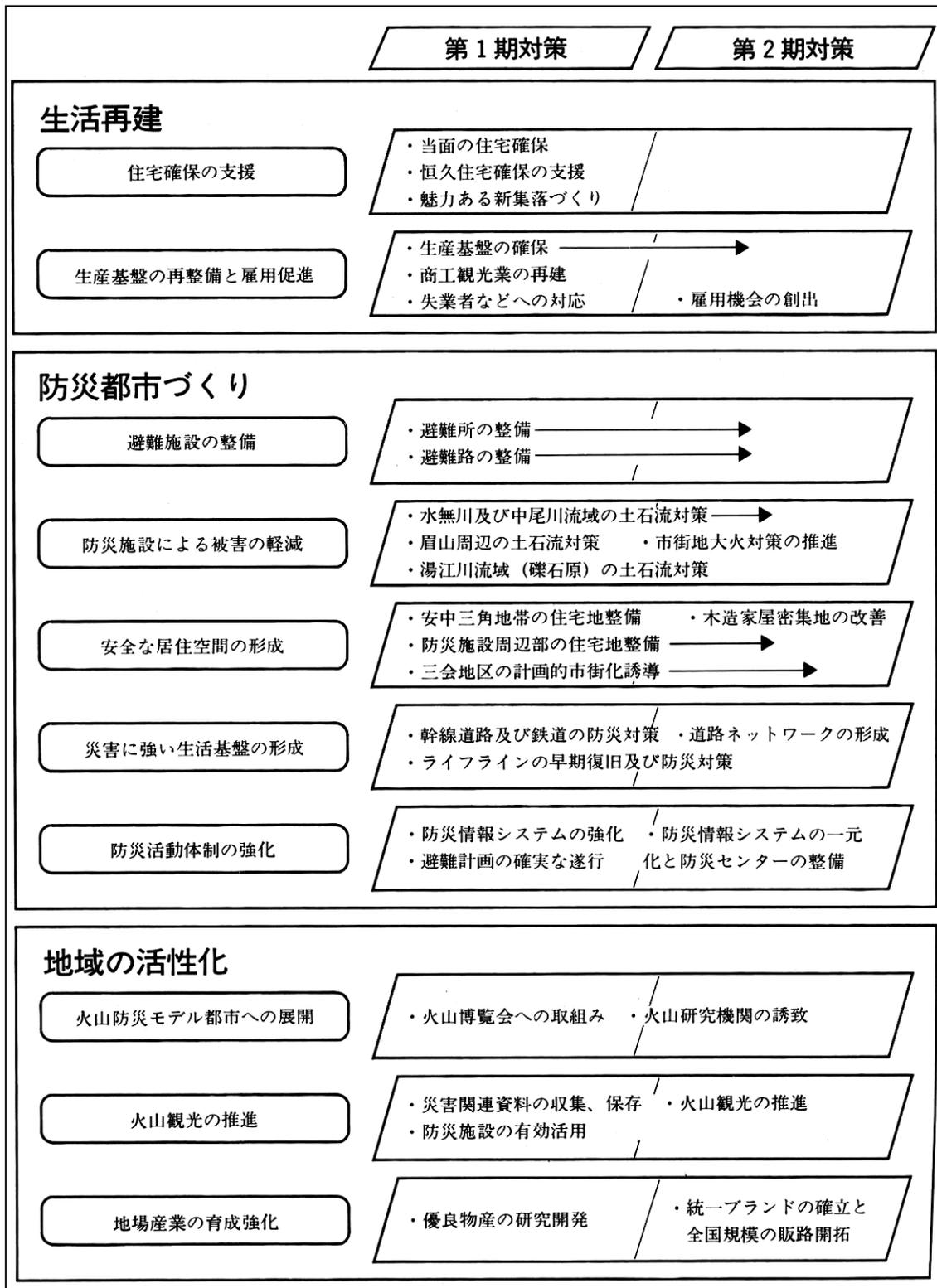


図 復興基本構想の構成

【参考文献】

- 1) 島原市『雲仙・普賢岳噴火災害 島原市復興計画 改訂版』平成7年3月。
- 2) 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会『1990-1995 雲仙普賢岳噴火報告書』平成19年3月。

【19910106】復興基金の概要（雲仙岳災害対策基金）

1) 基金の内容

○長崎県では、被災者の生活再建を支援するために、長崎県からの出損金、貸付金、義援金の一部を積み立て、その運用益を様々な事業費として使用している。基金は財団法人として設立されている。

2) 財団法人の運営

表 財団法人の概要

項目	内容
財団の資金	基本財産：3億円 運用財産：災害対策基金100億円（長崎県貸付） 義援金基金：6億円
役員	理事長県知事、理事1名、常務理事1名、監事2名
運営	理事会：基金予算、事業内容等の審議、決定機関 幹事会：理事会開催前の調整機関 事務局：長崎県災害復興室及び関係課職員で構成

3) 基金事業内容の決定方法

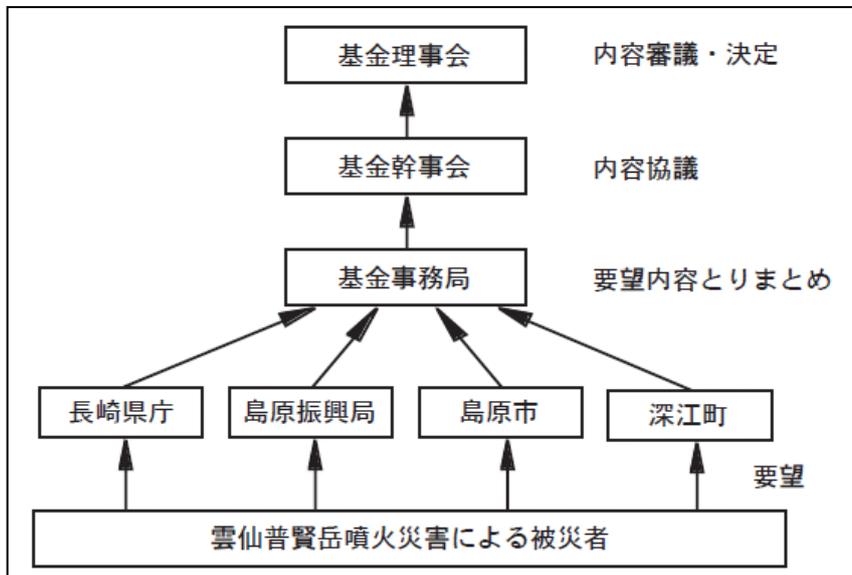


図 基金事業内容の決定方法

【19910107】一時提供住宅の供給（長崎県）

○長崎県では、島原半島、諫早市、大村市および長崎市に所在する県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅、県職員住宅、教職員住宅、住宅供給公社住宅の193戸の空き室を確保した。144戸の申し込みを受け、120戸が貸し付けられたが、島原市および周辺の空き室の確保数が少なく、被災者の望む形での住宅供給は難しかった。

○貸付条件は、家賃、敷金を免除し、公営住宅については所得制限などの入居条件が撤廃された。

○公営住宅については、本来本人負担である浴槽、風呂釜の設置を各住宅管理者又は長崎県において実施した。

【19910108】災害が長期化する中での住宅対策（長崎県）

○雲仙岳噴火災害における住宅対策の難しさについて、『雲仙・普賢岳噴火災害誌』長崎県（平成10年2月）では、次のように述べている。

変化していく状況の中で、本格的な復旧事業に入れない「継続中」の状況が長期にわたり続いたとともに、警戒区域等の設定により、住宅を失っていないにもかかわらず、長期の避難生活を強いられた人々が極めて多数に及んだという特殊性を持っていた。

このため、長期にわたる災害の住宅対策を進めるに当たっては、

- 1) 避難対策の側面を持つことから、短期間に避難者に対応すること、
- 2) 災害の長期化と終息という正反対の事態を想定しつつ対策を進めること、
- 3) 状況が時々刻々変化するため、住民が将来の住宅計画を定められない中で、住民の意向との整合を図ること、

4) 避難対策、一時的対策、恒久的対策としてのそれぞれの住宅対策が明確に区分できないため、総合的な居住の場の確保と時間経過に伴う質の向上を進めるという課題に対応することが必要であると思われる。出典：『雲仙・普賢岳噴火災害誌』長崎県（平成10年2月），429-430より

○こうした観点から、公営住宅についても、「おそらく全国で初めて軽量鉄骨プレハブ造（深江町は木造）を採用し早期建設を図った」り、民間賃貸住宅を5年間県が借上げて被災者に提供する、借上賃貸住宅（借上復興住宅）、さらに、先に述べたように県が仮設住宅の補強・改善を行い、市町に譲渡して市町の単独住宅として管理する、などの様々な工夫・取り組みが行われた。

【19910109】供給住宅の種類及び戸数等（島原市）

○市に建設資金がなく、県に県営住宅の建設を依頼した。この際、用地は市で確保、県は366戸の建設、5年後に県営住宅を市で引き取る、となった。

○供給した住宅は、1)短期住宅（59戸、仮設住宅を改造したもので約5年耐用）、2)中期住宅（172戸、4団地木造の平屋、約10年耐用）、3)恒久住宅（一般的な市営住宅）に分類される。

○最終的には、264戸の恒久住宅を建設している。短期住宅や中期住宅の解体時に発生する住宅間の移転等については、平成22年までの公営住宅建設を含む住宅マスタープランに定めた。

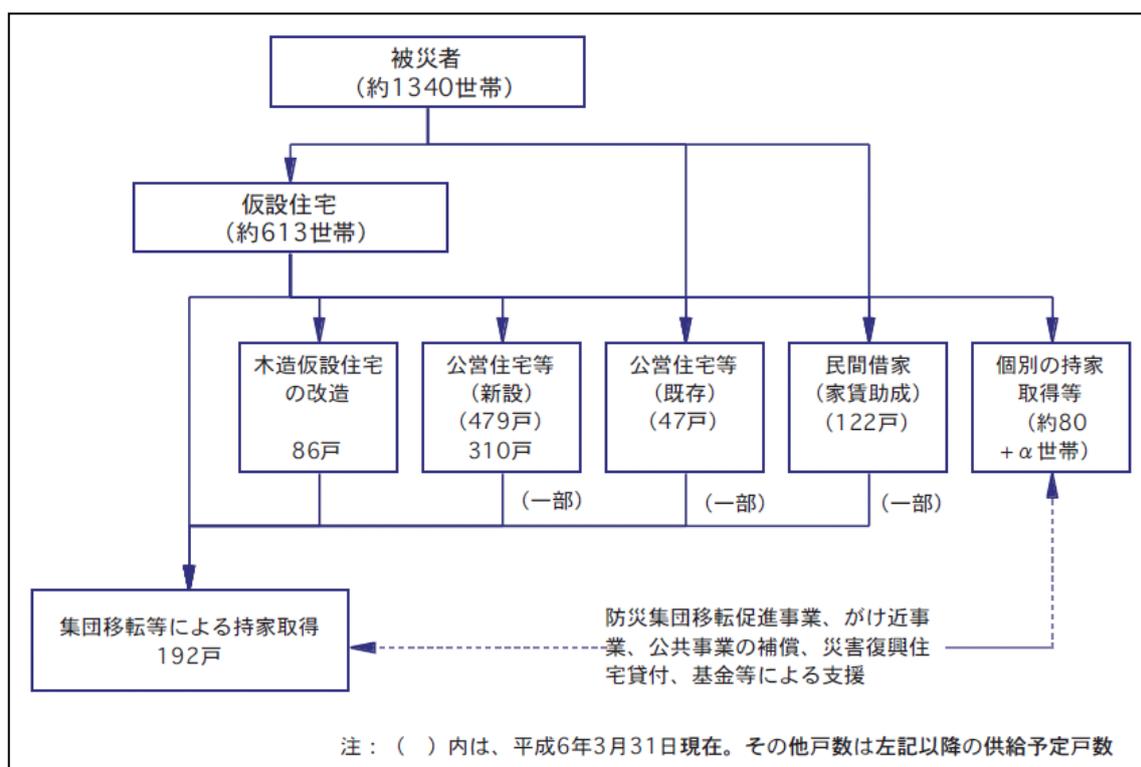


図 恒久住宅の供給の考え方

【19910110】住宅再建後の被災者の状況（島原市）

○被災者の多くが被災前に部屋数の多い戸建て住宅に居住していたことから、特に中層の災害公営住宅の入居者の中には（特に高齢者）、隣戸の音や従前の住宅と比較して居室が狭い事などが原因となり、日常生活にストレスを感じている入居者が多くなっている。

○島原市の住民は持ち家指向が高いため、時間経過に伴い、入居者が住宅建設等を行い、出ていくケースが多い。

【19910111】雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援（長崎県）

○県基金では、再建費用のみだけでなく移転費用等へも助成を実施している。さらに対象項目の中には、家具購入等も含まれている。（次頁参照）

表 雲仙岳災害対策基金での住宅再建支援事業

項目	事業内容	助成金額等
住宅再建時助成事業	半壊以上の被害を受けた住宅の再建を行う者に対し、その一部を助成	○新築の場合：定額300万(別途市町基金から250万) ○200万円以上の大規模改修の場合 ・助成率1/2 ・限度額350万 (内4/7当基金、3/7市町基金負担)
警戒区域内残存住宅再建時助成事業	現に警戒区域内に長期にわたって残存する住宅について、移転して住宅を再建する場合に助成	・助成額：300万円(別途市町基金か250万)
住居確保助成事業	住宅の全壊者、半壊者で民間住宅、公営住宅等に入居し、将来にわたって住宅を建設しない者に助成	・全壊者：定額200万(別途市町基金から100万) ・半壊者：定額100万(別途市町基金から50万)
住宅被災者生活再建助成事業	住宅に被害を受けた人が家具購入等の生活の再建を行う場合に助成	滅失：定額105万(別途市町基金45万) 全壊：定額70万(別途市町基金30万) 半壊：定額35万(別途市町基金15万) 床上浸水等： 定額14万(別途市町基金6万)
被災者用住宅団地造成促進助成事業	被災者用住宅団地の造成費用に対する利子補給等	
避難住宅家賃助成事業	警戒区域等内に住居があるため、若しくは住居が全半壊であるため、賃貸住宅等に入居している世帯に対しその家賃の一部を助成	・月額2万円まで全額、それを超える部分1/2を助成、限度額月4万
家財置場のための倉庫等確保助成事業	現に警戒区域の設定等が行われている区域内に居住していた世帯、又は警戒区域の設定等が解除された区域内に居住していた世帯が倉庫等を借り上げるもしくは購入等を行った場合、その経費の一部を助成(倉庫として仮設住宅を利用している世帯は対象外)	○借り上げ：月額1万円まで全額、それを超える部分1/2を助成(限度額24万) ○建設・購入：12万円まで全額、それを超える部分1/2を助成(限度額24万)
移転費用助成事業	仮設住宅入居世帯、住宅家賃補助対象世帯等が警戒区域解除等の事情により、仮設住宅等からの一時移転を行った場合に対し、移転費用を助成	・1世帯あたり移転1回につき：5万円

【19910112】雇用維持対策（島原市）

- 雲仙普賢岳噴火災害でも、雇用調整助成金制度の特例措置がとられるとともに、島原公共職業安定所管轄区域を地域雇用開発促進法の「雇用機会増大促進地域」とし、区域内の一般求職者を地域雇用開発助成金に係る雇用開発必要求職者に指定することにより、地域雇用開発助成金の支給等が講じられた。
- また、雲仙普賢岳災害対策基金を活用した休業手当助成金や休業補償金等が、警戒区域及び避難勧告区域に指定されたことに伴い事業活動が縮小された被災事業主等に対して支給された。

【19910113】復職・再就職対策（島原市）

- 雲仙普賢岳噴火災害においては、離職者の復職・再就職を支援するため、島原公共職業安定所に雇用相談コーナーを設置し総合雇用相談を行うとともに、交通規制等により地域住民へのサービスに支障をきたす地域においては、職業相談・雇用保険給付業務を中心に臨時相談所を設置し、相談体制の整備を行った。

【19910114】雲仙岳災害対策基金での例（島原市）

○雲仙岳災害対策基金では、貸付額に対する利子補給が実施されている。

表 雲仙岳災害対策基金での利子補給例

事業名	事業内容
生活安定再建資金	島原市、深江町が実施する生活安定再建資金の貸付を受けた場合は、その利子相当額を補給対象者：警戒区域等内に住居を有しているため、避難生活が連続して2ヶ月を超えている世帯
利子補給事業	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金及び生活福祉資金貸付制度要綱に基づく資金を借り入れた場合、借り入れ後5年間の利子相当額を補給

【19910115】配布方法（島原市）

○配分方法(平成3年7月での配分)

- ・行方不明者分：遺族の避難先又は自宅へ直接持参
- ・入院者：家族の避難先又は自宅へ直接持参
- ・住居焼失者：本人の避難先に直接持参
- ・避難対象者：避難所入所者は、配布日を指定し、避難所で配布
- ・避難所外への避難者：公民館で配布
- ・本人又は遺族が島原市外に在住している場合は、希望により銀行振り込み

○支給事務方法

- ・本人来庁：身分証明のうえ、支給調書を作成し、現金を支給する。身分証明書が無い場合は、町内会長、民生委員、事業所の代表者等による証明書の提出を依頼した。
- ・電話受付：住民基本台帳のコピーを資料として、聞き取り確認の方法により、支給調書を作成し、希望により銀行振り込み。

○事務処理上の課題

- ・義援金の第一次配分では、市職員から被災者に対して手渡しで行ったために、その後、誰に渡したのかを確認することが困難となった。

【19910116】災害弱者支援（島原市）

1) ショートステイ

○避難対象地区に指定された地区に居住する寝たきり高齢者等が、仮設住宅や民間借家等での生活が困難な場合、国、県と協議の上、特例として1カ月更新で長期間の老人ホームでのショートステイの利用を実施した。

2) 高齢者等の仮設住宅への入居

○一人暮らしのお年寄りに配慮して、仮設入居の際などには、これまでの環境を激変させないように集落単位の移転を検討した。

3) 健康相談・診断の実施

○島原保健所、島原市、島原医師会が主体となり、健康相談、健康診断、健康状況調査を避難所及び仮設住宅において随時実施した。

【19910117】河川事業との関連例（長崎県）

○土石流で被害を受けた水無川の河川改修を直轄事業により実施。（次頁参照）

事業概要掘削工：V=534,000m³ 護岸工A=43,400m² 落差工：5基
橋梁付替：4橋（道路橋：3橋、鉄道橋：1橋） 土盛工：1,600m²
用地及び補償A=82,920m² 家屋補償：48戸

【19910118】監視体制、情報連絡体制整備（長崎県・島原市）

○普賢岳周辺において、土石流発生の監視体制を強化するために、監視カメラ、ワイヤーセンサー等の設置を実施した。ワイヤーセンサーの設置においては、電波法に基づく免許取得が必要であることから、応急復旧対応に追われている時点で、免許確保の手続きを行わなければならなかった。（次頁参照）

○住民への情報伝達施設整備には、屋外子局防災無線(同報系)を平成3～4年度に6億600万円で整備した。74基設置したが、火砕流・土石流により5基が被害を受けている。同報無線は自治省(当時)の防災まちづくり補助事業で行った。その他、固定系の戸別受信機15,000個を購入し、各家庭に無償で貸与している。

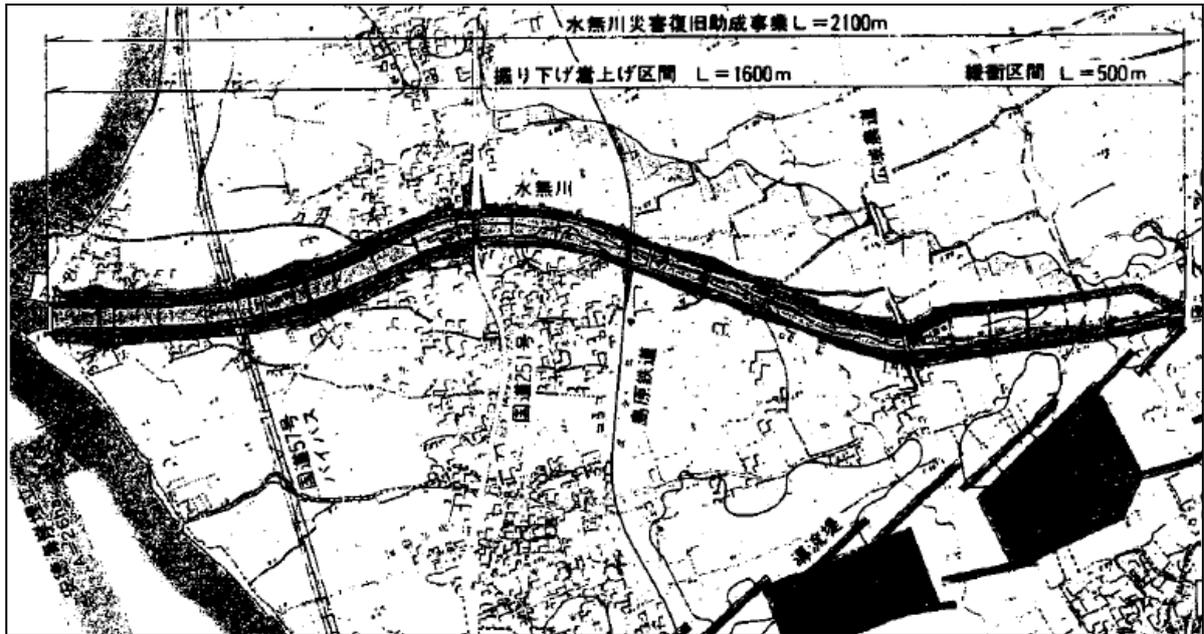


図 水無川河川改修事業計画図

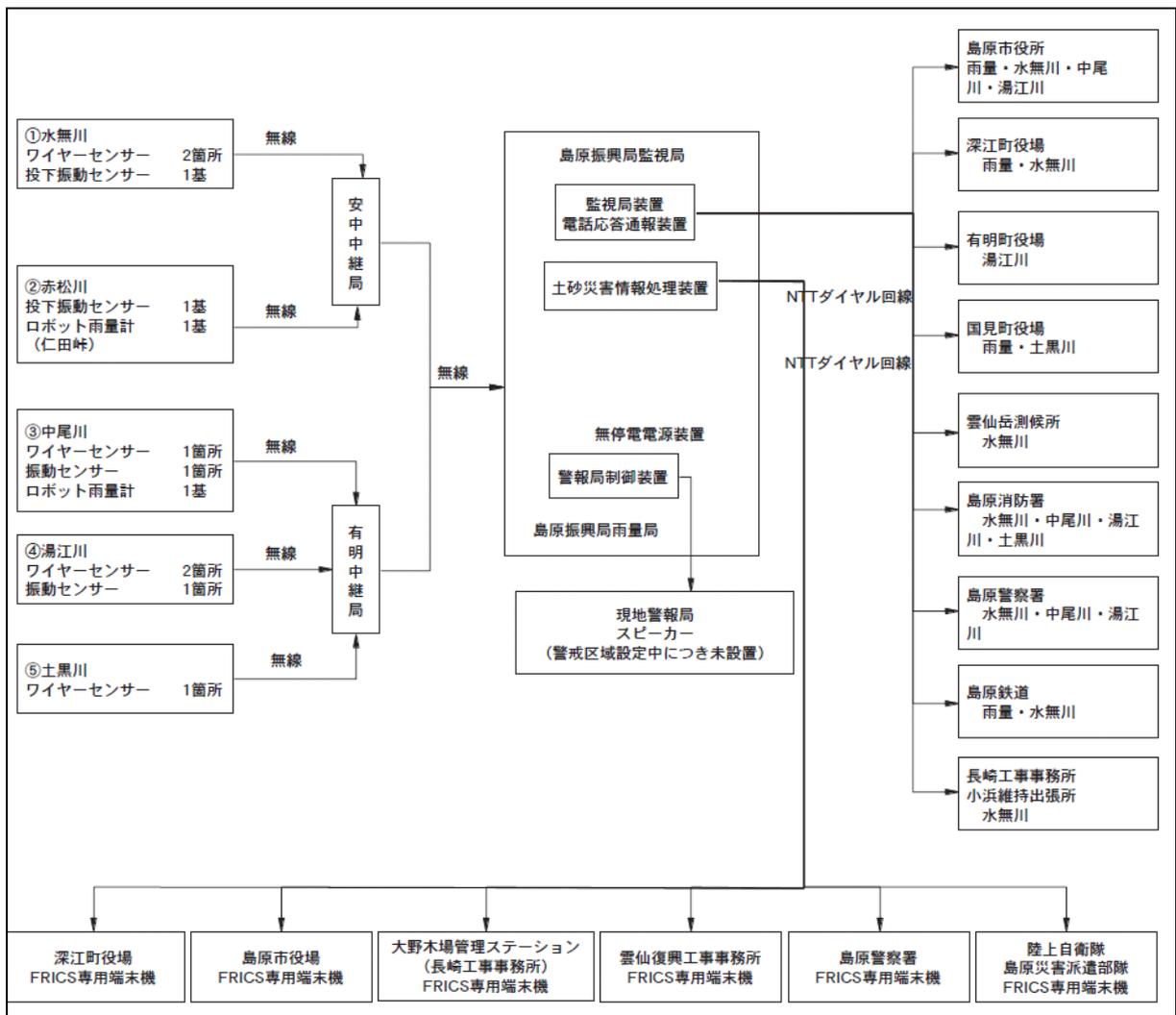


図 普賢岳土石流情報伝達システム図

(出典：上記共に雲仙・普賢岳噴火と火山噴火対策砂防事業、平成5年8月)

【19910119】火山災害予想区域図（島原市）

数度にわたって、被害予測図を更新しながら、危険区域の状況を住民へ公表した。

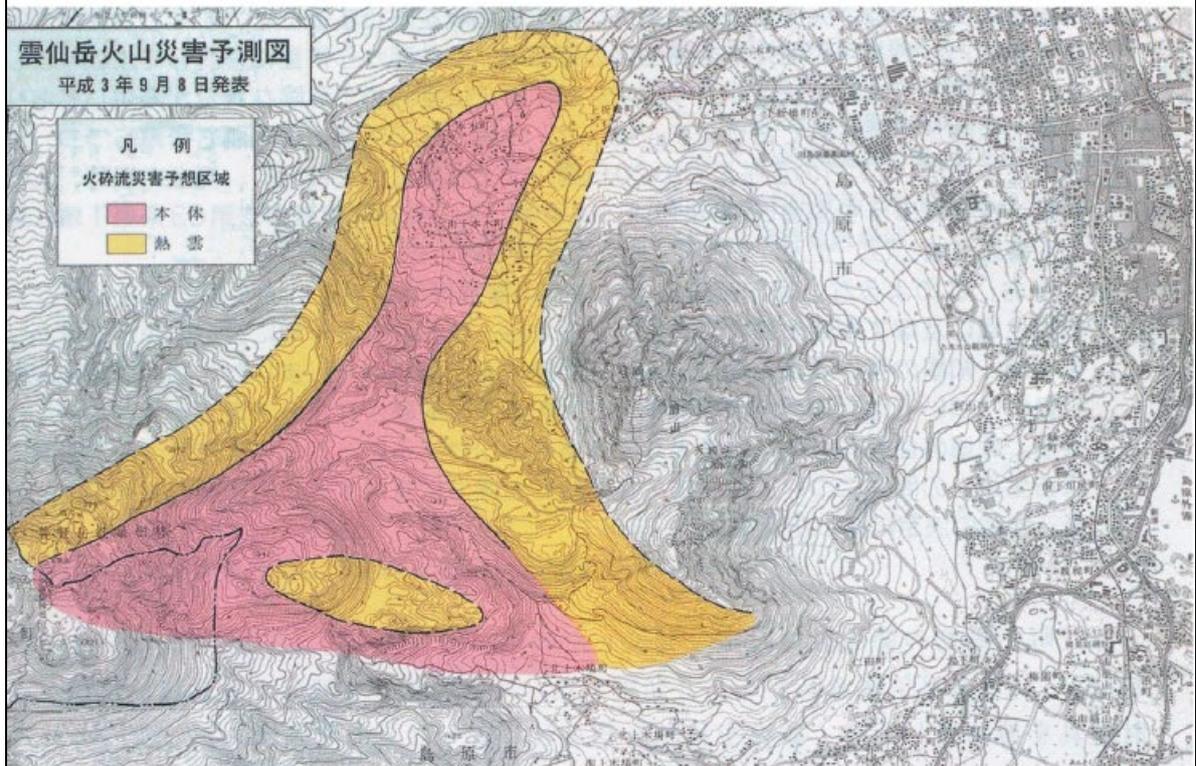
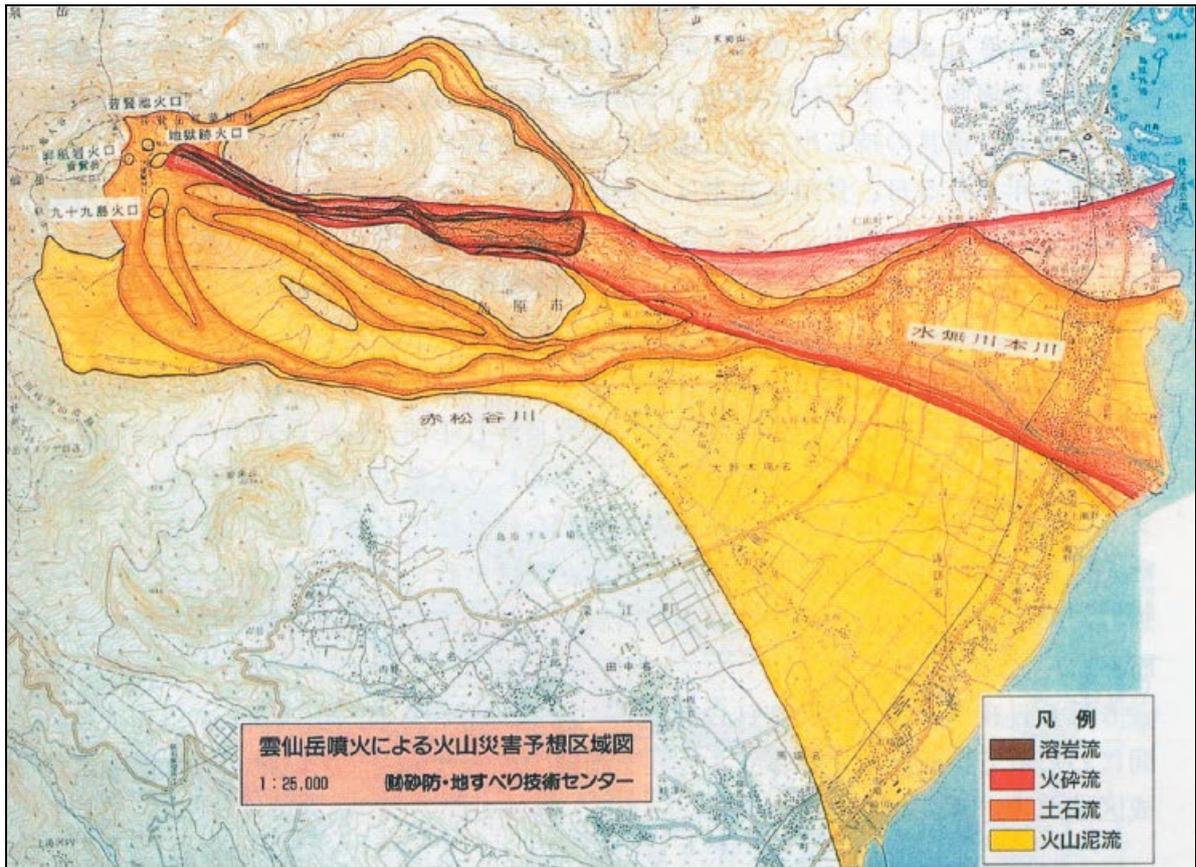


図 雲仙岳噴火による火山災害予想区域図
(出典：雲仙・普賢岳噴火と火山噴火対策砂防事業平成5年8月)

【19910120】 建築基準法第39条による災害危険区域（島原市）

- 長崎県は土石流及び火砕流による被災住宅の移転を進めるために、島原市域で平成5年6月25日、深江町域で同年9月3日に砂防指定地の一部を災害危険区域に指定した。また、その後、中尾川流域の被災住宅の移転を進めるため、中尾川砂防指定区域を平成6年9月9日、災害危険区域に指定した。

【19910121】 防災集団移転促進事業（島原市）

1) 事業導入の経緯

- 火砕流により被災した上木場地区は危険性が継続するために、島原市は住民に対して集団移転を表明したが、その後、住民の反対により集団移転は白紙撤回となった。しかし、火山活動の継続により被災者側から新集落形成の要望があり、住宅団地への入居者に対して防災集団移転促進事業が適用された。

2) 手続き等

- 災害が継続する中で、移転者の移転先等の意向の変化が相次ぎ、それに伴う事業計画の変更が生じた。
- 住宅移転に対しては、住宅団地入居者へ「防災集団移転促進事業」、住宅団地外へ移転する被災者へ「がけ地近接等危険住宅移転事業」の2つの事業が適用されたが、どちらの方法で再建するのかを決めかねる被災者がおり、各事業の申請人数の確定が遅れ、その後の申請事務に影響があった。

3) 事業対象者への対応等

- 事業適用により、住宅再建ができた被災者の中には、再建に要した借入金の返済が、転職等で収入減少により負担になっている人もいる。
- 補助の内容は借入金の利子補給及び移転費用の補助であること、事業適用には条件があることなどの内容の説明を行ったが、事業により補助金が多額にもらえるというイメージが一部の被災者の中で先行してしまった。

【19910122】 安中地域の嵩上げ事業（島原市）

1) 背景

- 将来的に発生が予想される土石流から地域を守ることを理由等として、安中地区における水無川と導流堤で囲まれる地域(安中三角地帯)の嵩上げが被災地域住民から発意された。その後、島原市復興計画にも位置づけられ、平成6年2月に事業計画書が完成している。

2) 適用事業手法

- 嵩上げ後の整備は、農業基盤整備事業と土地区画整理事業が適用されるが、嵩上げに必要な土砂処理は、堆積土砂除去費用を充填し、事業を実施した。

【19910123】 事業内容に関する周知（島原市）

- 被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかった例がある。
- 事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張してくる等の苦情を受けることがあった。

【19910124】商店街の活性化（島原市）

表 商店街の活性化事業例

事業名	事業内容	助成金等
商店街共同施設等設置助成事業	商店街振興組合等が防災対策、振興対策の観点からアーケード、カラー舗装駐車場整備を実施する場合に以下のような助成を行う。	
(1)商店街活性化基盤整備事業	・対象者：島原市及び深江町の行政区域に事務所を有する事業協同組合、協業組合、商店街振興組合、商工会議所・商工会（法人格を有しない商店街が事業を行う場合）	助成率：助成対象経費の65%以内 (限度額50,000千円)
(2)商店街活性化施設整備事業	・対象者：島原市、小浜町、布津町及び深江町の行政区域に事務所を有し、中小企業高度化資金を利用する事業協同組合、事業共同小組合、協業組合、協同組合連合金、商店街振興組合及び商店街振興組合連合金	助成率：1/10(中小企業高度化資金充当率8/10) 限度額：20,000千円
商店街等活性化事業	・災害で疲弊した商店街の活性化を図るため商店街復興PR事業となる商店街のイベントに対し、その経費の一部を助成 ・対象地域：島原市、深江町、小浜町、布津町	助成金額：1事業1,000万円以内

【19910125】火山博物館等（島原市）

- 島原市では、警戒区域が設置された後も、既解除区域において、災害遺物の収集が実施され、島原大変(1792年死者約1万5千人)時代の古文書等も合わせて収集を行い、これらの一部については平成6年6月から、仮展示を開始している。
- 建設省雲仙復興工事事務所(当時)では、「雲仙普賢岳資料館」を設置し、火山災害の実態や防災事業の概要を紹介している。また、島原城内に、「観光復興記念館」を設置し、ジオラマによる展示や映像による土石流、火砕流に関する紹介を行っている。
- 火山活動が継続することにより危険視されていた有珠山周辺の安全性を認識してもらうために、全国の学校関係者を虻田町に招待し、宿泊してもらうという「体験宿泊」を実施した。このように、まず学校関係者に安全性をアピールすることで修学旅行の誘致を図った。
- 「島原地域再生行動計画(がまだす計画)」では、広大な敷地を持つ砂防指定地を、周辺地域の安全性が確保された段階で、スポーツ施設や憩いの広場として、さらに地域の産業や観光のための基盤として、災害の教訓を記憶する復興のためのシンボルとしての利活用が現在計画されている。

【19910126】火山周辺の砂防施設活用（長崎県）

- 火山活動が継続することにより危険視されていた有珠山周辺の安全性を認識してもらうために、全国の学校関係者を虻田町に招待し、宿泊してもらうという「体験宿泊」を実施した。このように、まず学校関係者に安全性をアピールすることで修学旅行の誘致を図った。

【19910127】雲仙岳災害対策基金での例（長崎県・島原市）

表 雲仙岳災害対策基金での事業例

事業名	事業内容	助成金等
テレビ制作支援事業	○島原半島への観光客誘致促進を図るため同半島内を紹介するテレビ番組の番組企画費、取材費、現地撮影費等の制作経費を助成	助成率：制作経費の一部
マスメディア活用事業	○雲仙普賢岳の噴火災害にともなう島原半島観光のイメージダウンを回復するための事業に助成 ・関東・関西・福岡ローカル枠でのCMの放映 ・全国ネット番組・地域ネット番組への支援及び放送素材制作 ・雑誌掲載・パンフレットの作成	助成率：所要経費の一部 助成対象者：事業実施団体
島原半島リ・ポーン計画(マスメディア活用事業による)	○島原半島リ・ポーン計画実行委員会(雲仙観光協会、小浜温泉観光協会)が実施した「島原半島リ・ポーン計画」(長崎県出身の有名人を起用し、新聞、テレビで島原半島の安全PR)の経費を助成	助成率：経費の一部

(次頁へ続く)

事業名	事業内容	助成金等
修学(研修)旅行誘致事業	○島原半島内の宿泊施設に島原半島外の学校が宿泊する修学旅行等を誘致するため、観光関係者が行う誘致宣伝活動に要する経費の一部を助成 ・PTA・父母代表者、先生などの現地視察事業 ・安全PRを訴えるビデオ、情報誌、冊子等の製作、配布事業 ・半島以外の学校訪問などの誘致事業	助成率：所要経費の一部 助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体
エージェント・キャリア対策事業	○エージェントの企画担当者に島原半島の状況を理解してもらうため、担当者へ積極的なアプローチを行い、島原半島を取り込んだ商品の企画化と窓口でのPRをお願いするため下記事業の一部を助成 ・各エージェント・キャリアの現地視察招待 ・主要都市での安全性の説明・意見交換会の開催 ・ポスター・パンフレット等の作成	助成率：所要経費の一部
雲仙バスターミナル「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業	○県営バスターミナル内で島原半島を中心とする観光情報の提供、特産品の展示愛好会の展示会等に無料提供等を行うことで雲仙・島原の魅力と安全性をPRするため「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業に助成	
地域イベント支援事業	○地域の活性化に伴う宣伝一広報等の経費を助成する経費の一部を助成	
大型イベント開催支援事業	○テレビ放映等を通じて島原半島の復興をPRするため、島原半島内で大型イベント(音楽フェスティバル等)の実施に要	助成率：事業経費の一部 助成対象者：大型イベント等の主催者

【19910128】農林水産業者に対する資金融資等（長崎県）

- 長崎県は、雲仙普賢岳噴火災害に伴う被災農林業者の経営安定・経営再開を図るため、既存の制度資金等に利子の上積助成を行った。対象となるのは、(1)経営安定(収入源補填等)を図るための資金と、(2)経営再開(農業基盤整備、農地取得、農林施設整備等)を図るための資金で、被害率が大きいほど貸付利率は低く設定された(被害率50%以上は利率2.0%)。また、雲仙普賢岳噴火災害の長期化に伴い、立入禁止等の規制により、営農再開の目途が立たず、農業経営等に支障が生じている被災農林業者の負担軽減を図るため、(財)雲仙岳災害対策基金により、利子の助成を行った。具体的には、既往借入金の融資残高に対する利子の助成と、農業近代化資金の融資残高のうち、法定権限を越えて償還条件の緩和措置を講ずることのできない最終償還額について、新たな融資とそれに対する利子の助成を行った。
- さらに、雲仙普賢岳噴火災害により被害を受けた農林業者に対し、農林業制度資金の既往借入金について、償還条件の緩和を行った。
- これらの支援によって離農をある程度くい止めることができたものの、次のような課題があった。
 - 1) 事業内容に関する周知
 - 被災地内に土地や家屋を所有している市外居住者に対しては、支援内容の広報等が行き届かず、支援ができなかった例がある。
 - 事業期間終了後に支援制度があったことを知った被災者から、自分の受け取り権利を主張してくる等の苦情を受けることがあった。
 - 2) 被災状況の把握が不明瞭
 - 農地の被災状況の把握は比較的容易にできるが、警戒区域内の山林の被害状況は十分確定できないために、支援内容の根拠付けが不明瞭になった。
 - 3) その他
 - 経済的な支援が多額となったために、実際は全く使わない機械の導入等を行った経営者もいた。
 - 畜産関連では、補助金等により再建資金の確保ができて、再開場所の確保が困難であった。

表 雲仙岳災害対策基金の例（農林水産業共通）

事業名	助成対象等	事業内容
事業再開準備助成金支給事業	対象者：警戒区域等内に住居、農地、家畜、農業用施設、保有山林のいずれかを所有、又は借りて農林業を営む農林家 1世帯当たり50万円を助成	警戒区域又は避難勧告地域内の農林業者、漁業者、中小企業者等に事業の早期再開を図るため助成
農林漁業金融公庫資金利子助成事業	対象貸付金：沿岸漁業経営安定資金 限度額：(1)300万円(減収率50%以上又は被害率70%以上の者)、(2)150万円(上記外の者) 償還期間：20年以内(うち据置期間3年以内)	南共79号共同漁業権の区域に行使権を有する者で一定の減収が生じた者の減収補填及び経営再建に充てるための資金に対する利子の助成
	農林水産業関係資金 対象貸付金：農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 限度額： ・漁船1,000千円 ・その他施設(島原市、深江町にある施設)800万円(島原市、深江町以外にある施設)200万円(特認400万円) ただし、対象事業費の80%が限度 償還期間：15年以内(うち据置期間3年以内)	南共79号共同漁業権の区域に行使権を有する者で一定の施設被害が生じた者の漁船、漁具等施設の復旧資金に対する利子の助成

表 雲仙岳災害対策基金の例（農林業）

事業名	事業内容	助成金等
雲仙岳噴火災害対策資金利子助成費補助事業	対象貸付金：自作農維持資金、林業経営安定資金、雲仙災害経営安定資金、天災資金 限度額：自作農維持資金300万 償還期間：自作農維持資金20年(うち据置期間3年)	島原市及び南高来郡の農林業者が事業維持のため農業制度資金を借り入れる際、県、市町村、農業団体等で実施している利子補給等に加え、被害程度に応じて最高で無利子となるようさらに利子を助成
被災農家営農資金償還円滑化事業	○農業近代化資金の融資残高のうち、法定期限を超えて償還条件の緩和措置を講ずることのできない最終償還額に相当する借替資金の創設とそれに対する利子の助成 助成率：6.0%(助成後無利子) ○既往借入金(平成3年5月15日以前の借入)の融資残高に対する利子の助成 助成率：対象資金の現行利率の範囲内(助成後無利子) ○対象資金：農業近代化資金、長崎県農業経営近代化資金農林漁業金融公庫資金(自作農維持資金(災害)を除く)	災害の長期化に伴い、立入禁止等の規制により営農再開の目途がたえず農業経営等に支障が生じている農林業者に対し、雲仙岳災害対策基金により災害前に借り入れている制度資金に対する利子の軽減を行い、被災農林業者の負担軽減を図る対象者：警戒区域及び避難勧告地域内にある農地、農業用施設等に対する農業近代化資金等の借入金を有する農林業者)
雲仙岳噴火災害対策資金利子助成費補助事業 (生業再開資金利子等補給事業)	対象貸付金：農業近代化資金、長崎県農業経営近代化資金、農業基盤整備資金、農地等取得資金、総合施設資金、農林漁業構造改善事業推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金・農林漁業施設資金 貸付限度額：農業近代化資金事業費の80%以内で1,800万円を限(知事特認1億円) 償還期間：農業近代化資金(個人の1号資金)15年(うち据置期間3年)	島原市及び南高来郡の農林業者が事業再開のため農業制度資金を借り入れる際に県、市町村、農業団体等で実施している利子補給等に加えて被害程度に応じて最高で無利子となるよう、さらに利子の助成
作目転換等技術研修助成事業	研修手当額 ・基本手当：日額3,180円(全ての研修に交付) ・受講手当：日額590円(公的機関の研修に交付) ・寄宿手当：月額25,000円(宿泊型、公的機関の研修に交付) ・交通費：実費(宿泊型に適用)	被災農業者が作目転換等の技術研修を行う場合、一定要件のもとに職業訓練手当に準じた奨励金を支給
果樹種苗供給助成事業	取得費の1/2を助成	警戒区域等の被災農家が経営再建を図るため果樹苗木の取得費を助成

【19910129】雲仙岳災害対策基金による例（長崎県）

- 基金では、施設再建、施設復旧等に対する補助を実施している。また、農地の借上げや施設リースに対する補助等も実施している。
- 基金の活用により、被災した農林水産業者への支援が図られたが、総合的な農林水産業の復興対策との整合性を十分検討する必要があった。

1) 農業関連

表 雲仙岳災害対策基金による事業例（農業関連）

事業名	事業内容	助成金等
農業共同施設等再建助成事業	警戒区域等内の農業者が営農再開に必要な共同利用施設、農業機械等の整備を行う事業について助成	助成率：1/2(国、県、市町の助成がある場合はその助成残額の1/2)
被災営農施設等再開助成事業	警戒区域等内の農業者が新たにハウス、農舎畜舎等を再建する場合にその1/2を限度額の範囲内で助成	助成率：1/2(限度額 移転再開 200万円 現地再開 100万円)
農地災害復旧等助成事業	被災農家の負担軽減のために農地、農業用施設等の復旧・復興を行う場合、農業者の組織する土地改良区に対して右記事業の経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地災害関連区画整備事業 10%以内 ・畑地帯総合土地改良事業 10%以内 ・付帯事業 75%以内 ・上記各事業(災害復旧事業を含む)の対象とならない事業で基金が認めた被覆施設の移転及び転換に要する経費(市町基金を含めて地元負担が3%となるよう助成)
森林被害復旧対策助成事業	森林の復旧事業に要する安全衛生器具、作業用機械の整備及びオペレーター養成に対する経費について降灰による増加分を助成	降灰による増加分の3/4を助成
森林造成推進対策助成事業	森林造成等の促進のため、補助事業に対し、上乗せして地元負担額の1/2を助成	地元負担額の1/2を助成

2) 水産業

表 雲仙岳災害対策基金による事業例（水産業）

事業名	事業内容	助成金等
漁礁設置助成事業	有明海における漁場整備を図るため国の制度で行う立型漁礁設置事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成
沿岸漁業構造改善事業等推進助成事業	有明海における沿岸漁業の振興を図るため、国の制度で行う沿岸漁業構造改善事業並びに県の制度で行う第2次新水産業育成事業に対し地元負担に要する経費を助成	地元負担に要する経費の1/2を助成
被災漁業関連施設等再開支援	警戒区域又は避難勧告地域内で被災した漁具倉庫等の復旧に要する経費について助成	助成率 1/2 限度額：移転再開 200万円、現地再開 100万円
漁業種苗放流助成事業	有明海における漁業資源の回復を図るため、マダイ、クルマエビ等の種苗放流を実施した場合にその諸経費を助成	諸経費の9/10を助成
アサリ・ワカメ種苗助成事業	有明海においてアサリ等の定着性水産物の再生産を促進するため、これらの水産動物の増殖事業に要する経費を助成	水産動物の増殖事業に要する経費の1/2を助成

3) 施設の借上げ等

表 雲仙岳災害対策基金による事業例（施設の借上げ等）

事業名	事業内容	助成等金額
農地借上促進・整備等助成事業	警戒区域等内に住居、家畜又は農業用機械を所有している農家で農地を借り入れて営農を再開する農家及び被災農家に対して農地の賃借権を設定した農家に対して助成	・小作料助成：借り入れた農地の小作料の2/3とし、小作料の限度額は10aあたり年額4万円、5年間を限度 ・整備助成：借り入れた農地の簡易な整備費に対して10aあたり10万円以内農地を貸して助成被災農家等に農地を貸した農家に対して10haあたり2万円
避難畜舎等借上助成事業	警戒区域等内の畜産農家が家畜を避難させ、必要な畜舎を借り上げた場合、限度内で助成	限度額：借料の1/2の範囲で助成
園芸施設借上助成事業	警戒区域等の被災農家が営農再開のためのハウス施設を借りた場合、限度額の範囲内で助成	限度額：借料の1/2の範囲で助成
園芸施設リース事業助成	警戒区域等指定区域内の農家にリースする目的で園芸用ハウスが整備する場合は整備に要する経費を助成	経費の一部
果樹種苗供給助成事業	警戒区域等の被災農家が経営再建を図るため果樹苗木の取得費を助成	取得費の1/2を助成

【19910130】 経済的支援による効果・影響（島原市）

【農業関連】

- 災害発生以降、いち早く被災農業者により組織された「島原普賢噴火災害に立ち向かう被災農業者の会」により、営農再開、営農継続をしていくための方法が検討され、陳情活動が行われた結果、被災者にとって必要な事業項目ができ、農業の再建・振興が進んだ（農地の借上助成、園芸施設のリース事業等がそれに該当する）。

【畜産関連】

- 被害発生初期の被災者が施設の共同化を進めている時点で、被災地域の拡大により被災経営者が発生した場合、後から共同化に参加しにくいという状況が見られ、補助対象になれなかった経営者もいた。

【19910131】 雲仙岳災害対策での例（長崎県・島原市）

- 防災営農施設整備事業より、さらにきめ細かな支援が行われている。また、漁業関係では影響調査や通信システム整備に対しても支援を実施している。

1) 農業関連

表 防災営農施設整備事業例（農業関連）

事業名	事業内容	助成等金額
稚蚕飼育委託事業	降灰による灰付着の被害を受けやすい養蚕家を対象に稚蚕を島原半島外へ飼育委託する場合に助成	経費の1/2
簡易ハウス対灰被覆資材助成事業	防塵ビニール張り替えに伴う普通ビニールの価格差を助成	価格差の7/10
降灰対策事業	施設園芸農家が行う降灰対策に要する経費の一部を助成	・防災営農施設整備事業で導入した園芸用被服施設に二重カーテンや加温機等の付帯設備を整備の際は助成率1/3 ・園芸用被覆施設の一般被覆資材を耐灰性被覆資材に張り替える場合は張り替え価格差に対し助成率8/10 ・換気扇、スプリンクラー等の降灰除去施設を導入の際は助成率1/3

2) 水産業関連

表 防災営農施設整備事業例（水産業関連）

事業名	事業内容	助成等金額
緊急通信システム事業	漁協が実施する緊急通信施設整備事業に対し地元負担額の1/2を助成	地元負担額の1/2を助成
水産業影響調査費助成	有明海における雲仙岳噴火活動や土石流による環境・資源・漁業実態への影響調査に要する経費について助成	調査に要する経費について助成

【19910132】 防災営農対策事業（島原市）

- 平成3年度から実施。平成10年度以降も第4次計画を実施する。実施状況としては、火山灰による被害を防止するということから、ハウスをかぶせる、或いは農作物に積もった灰を洗い流すのがほとんどである。
- 国、県、市からあわせて98%の補助率で事業が実施された。

【19910133】 水産業対策（島原市）

- 並列漁礁や大型漁礁の設置、広域型増殖場の造成による環境整備等により、降灰や土石流により荒廃した漁場の回復を図っている。

事例コード | 199301

1993 年（平成 5 年） 北海道南西沖地震

表 1 北海道南西沖地震の主な被害状況（北海道内、災害救助法適用 5 町村）

町村名	人的被害（人）		住宅被害（棟）		
	死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水
奥尻町	198	143	437	88	47
大成町	10	41	35	39	24
瀬棚町	6	20	25	13	35
北檜山町	5	32	53	64	9
鳥牧村	7	14	27	9	89
計	226	250	577	213	204

（出典）北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成 7 年 5 月。

（2）災害後の主な経過

- ・地震後の応急対策について、北海道は、地震発生の日、7月13日午前7時00分に「北海道南西沖地震災害対策本部」を設置し、実施した。
- ・また、復旧・復興対策については、8月9日に「南西沖地震災害復興対策推進委員会」を設置し、8月20日に「北海道南西沖地震災害復興対策室」を設置し、とくに被害が大きかった奥尻町では平成7年3月に「奥尻町災害復興計画」を策定した。

表 2 災害後の主な経過（北海道の取組状況）

年	月日	項目
平成 5 年	7 月 12 日	22:17 地震発生（前震）
		22:30 道に「北海道災害対策連絡本部」、空知、上川を除く12支庁及び東京事務所に「地方連絡本部」を設置
	7 月 13 日	0 : 18 陸上・海上自衛隊災害派遣檜山支庁に到着
		0 : 30 災害救助法適用決定（奥尻町）（*）大成町、瀬棚町、鳥牧村、北檜山町はその後漸次決定
		7 : 00 道に「北海道南西沖地震災害対策本部」、渡島、檜山、後志、宗谷、胆振の5支庁及び東京事務所に「災害対策地方本部」を設置
		16 : 00 奥尻町に「災害対策檜山地方本部奥尻対策部」を設置 災害対策本部員会議開催
	7 月 14 日	災害対策本部連絡員会議開催
	7 月 20 日	北海道南西沖地震被害に関する緊急要望（北海道東北自治協議会）
	7 月 22 日	北海道南西沖地震被害に関する緊急要望（全国知事会）
		航空自衛隊災害派遣檜山支庁に到着
	7 月 28 日	知事から国に対する要望
	8 月 9 日	「南西沖地震災害復興対策推進委員会」の設置
	8 月 20 日	「北海道南西沖地震災害復興対策室」の設置
	8 月 30 日	「北海道南西沖地震津波検討委員会」の開催
	10 月 1 日	奥尻町からの派遣要請による道職員の派遣
		奥尻町「災害復興対策室」の設置
10 月 29 日	「北海道南西沖地震災害復興計画（まちづくり）検討委員会」の開催	
平成 7 年	3 月	「奥尻町災害復興計画」の策定

【参考文献】

- 1) 北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成 7 年 5 月。
- 2) 北海道奥尻町役場『北海道南西沖地震奥尻町記録書』平成 8 年 3 月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理		● → 【19930101, p91】		
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		● → 【19930102, p91】		
施策2：復興計画の作成		● → 【19930103, p93】		
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置		● → 【19930104, p93】 ● → 【19930105, p94】	● →	
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建		● → 【19930106, p94】 ● → 【19930107, p94】 ● → 【19930108, p95】 ● → 【19930109, p96】	● →	● →
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復		● → 【19930110, p96】		
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧	● →	● → 【19930111, p96】 ● → 【19930112, p96】	● →	
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		● → 【19930113, p96】	● → 【19930114, p96】 ● → 【19930115, p97】 ● → 【19930116, p97】 ● → 【19930117, p98】	● →
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生			● → 【19930118, p98】	● →
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19930101】 漁港内のゴミ・堆積物等の処理（奥尻町・北海道・北海道開発庁）

- 漁港内のがれき等の処理
 - ・陸上の堆積物除去・処理については、災害廃棄物処理事業を適用した。
 - ・漁港内の浮遊物・がれき処理については、ダイバーと人力、重機等により片付けを行った。漁港内に流れ込んだ自動車も同時にあげた。まず、優先的に漁港内の沈没したものを引き上げ、その後、浚渫を実施した。
 - ・沈没した漁船については、港外、漁港外に関わらず、遺体が入っているかどうかをまず確認し、次に引き上げの可能性・必要性を判断した。
 - ・漁港内外は浚渫を実施した。陸に打ち上げられた漁船の所有者を捜したが、所有者が死亡しているケースがあり、町で処理する例が多かった。
 - ・北海道は、沈船等の引き揚げ費用は、漁船船主責任保険及び普通損害保険で対応可能とした。
- 仮集積場所
 - ・仮集積場を沿岸部分に小刻みに設定し、収集したゴミや堆積物等を貯めていった。可燃物は、仮集積場に集めた後、焼却した。ゴミの収集・分別についてはボランティアの協力も得て実施した。
 - ・不燃物や廃棄する車等については一箇所に集めた。島内で鉄等の不燃物を処理するのは難しいため、島外の業者に引き取りを依頼した。
- 回収したゴミ等の処理
 - ・埋められるゴミ等は埋めた。湾内を浚渫した土砂は島外に出せなかったため、土砂捨て場をつくり野積みし、その後平らにした。
 - ・港湾や漁港部分の堆積物除去作業の調整や実施は主に、北海道と北海道開発庁が行った。
 - ・堆積物の集積場所については、量が非常に膨大であることやダイオキシンや産業廃棄物処理の問題もあるため、十分な検討が必要だった。

【19930102】 復旧・復興体制の構築（北海道）

- 1) 災害直後の体制
 - 北海道では、青苗地区の壊滅的な被害内容が明らかになり、集落及び地域の復興対策への取り組みが緊急に必要なとの認識の上、道の関係部局内部に、①まちづくりワーキンググループ、②漁村集落整備ワーキンググループ、③津波対策ワーキンググループ（外部委員会による検討）が設置された。
 - まちづくりワーキンググループについては、8月9日に道庁内に推進委員会が発足したことから、ワーキンググループの案がそのまま「まちづくり対策プロジェクトチーム」に引き継がれた。
- 2) 庁内体制
 - 南西沖地震災害復興対策推進委員会（平成5年8月9日設置：発災から27日目）
 - ・被災地域の復興対策を総合的に推進するための、庁内の横断的な調整組織として、平成5年8月9日に総務部長（8月20日付けで企画振興部長）を委員長とし、関係各部の次長等で構成する「南西沖地震災害復興対策推進委員会」を設置した。
 - ・同委員会の中に、復興対策の重点調題を検討する「まちづくり対策」、「水産業振興対策」及び「生活支援対策」の3つのプロジェクトチームをおき、それぞれの専門的、具体的な問題の検討を行った。
 - ・まちづくり対策プロジェクトチーム：道路、公園、上下水道等の生活基盤整備対策、住宅、商店街など集落整備対策、土地対策、防災対策などまちづくり対策
 - ・水産業振興対策プロジェクトチーム：漁港、漁船及び漁具対策、経営安定対策、沿岸整備対策など水産業の振興対策
 - ・生活支援対策プロジェクトチーム：医療福祉、雇用、教育対策など住民生活の安定を図るための支援対策
 - ・推進委員会の開催状況は下表のとおりである。
 - 南西沖地震災害復興対策室（北海道企画振興部）（平成5年8月20日設置：発災から38日目）
 - ・復興対策に係る総合的施策の企画及び総合調整等を行う臨時特別の組織として、8月20日付けで企画振興部に「南西沖地震災害復興対策室」を設置した。同室は道における国、地元市町村などとの総合窓口として被災地域の復興対策に関わる総合的施策の企画及び総合調整等の事務を処理するとともに、併せて南西沖地震災害復興対策推進委員会に関わる運営事務を所掌することとした。組織図は下図のとおりである。

表 復興対策推進委員会等の開催状況

回	開催日	議 題
1	平成5年8月9日	・委員会の設置及び今後の進め方 ・推進委員会書置要綱の制定
2	平成5年9月1日	・復興対策室設置に伴う復興対策の推進 ・推進委員会設置要綱の一部改正 ・今後の復興対策
3	平成5年11月24日	・推進委員会設置要綱の一部改正 ・南西沖地震災害対策第4次補正予算の状況 ・災害復興基金 ・まちづくり計画素案 ・水産業振興対策 ・平成6年度予算
4	平成5年12月16日	・まちづくり計画素案 ・水産業振興対策（奥尻町）
5	平成6年6月10日	・まちづくり復興計画 ・水産業振興対策 ・災害復興基金
6	平成7年3月27日	・復旧・復興事業の推進状況 ・まちづくり整備の推進状況 ・住宅対策の推進状況 ・復興基金の運用状況 ・奥尻町災害復興計画 ・復興対策室の組織改正

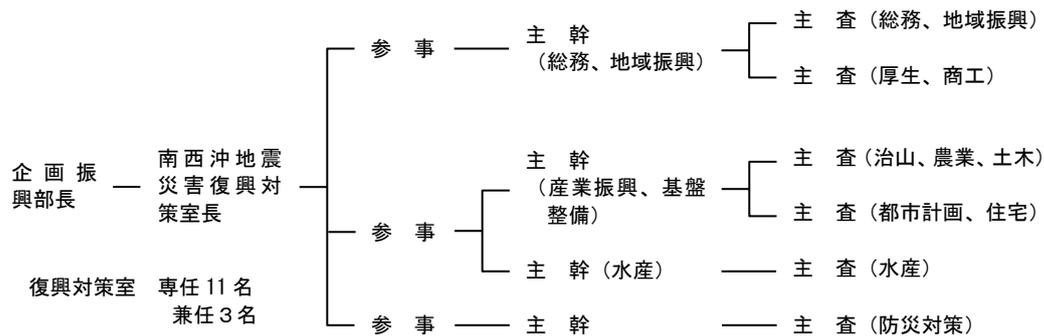


図 南西沖地震災害復興対策室組織図

3) 検討委員会

- 北海道南西沖地震津波検討委員会（平成5年8月30日設置：発災から48日目）
 - ・検討委員会：平成5年8月30日、平成5年10月1日に開催
 - ・湾岸施設の復旧、今後の津波対策の検討
- 北海道南西沖地震災害復興計画（まちづくり）検討委員会（平成5年10月25日設置：発災から43日目）
 - ・まちづくり計画に専門家の意見を反映させるもの

4) 連絡会議

- 北海道南西沖地震奥尻町災害復旧公共事業推進連絡会議（平成5年8月9日設置：発災から27日目）
 - ・構成：函館開発建設部、林野庁函館営林支局、防衛施設庁札幌防衛施設局、北海道檜山支庁、北海道函館土木現業所、奥尻町

5) 市町村の復興体制

- 奥尻町：平成5年10月1日に災害復興対策室を設置
- 大成町：太田地区災害復興プロジェクトチームを設置
- 北桧山町：建設課に太櫓復興対策係を平成6年度に設置
- 瀬棚町、島牧村：特別な組織を持たず、総務課が兼任で復興対策にあたる。

【参考文献】

- 1) 北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。

【19930103】復旧・復興計画の策定（北海道）

- 北海道が復興計画の策定に着手してから、町村の基本方針が固まるまでの経緯は、以下の段階に分けられる。
- 1期：震災直後（平成5年7月12日）－平成5年9月まで
（内容）・組織体制の整備、基本方針の検討
9月16日 土地利用構想案の「全戸高台移転案」「一部高台移転案」の事業手法について検討
9月24日 土地利用構想案について道が奥尻町に2案を提示
9月30日 奥尻町は議会に上記2案を説明
- 2期：平成5年10月－12月まで
（内容）・各町村における地元の合意形成
10月9日 「奥尻の復興を考える会」設立
10月19日、28日 奥尻町が住民説明会を開催
10月26日 道が防潮堤建設に関する説明会を開催
11月8－12日 「奥尻の復興を考える会」での勉強会、アンケート調査実施
11月22日 「奥尻の復興を考える会」の総会で一部高台移転案を要望
11月22日 奥尻町が一部移転案を了承
・関係町村、道、国との協議
・道の復興計画案の作成（12月19日）
・町村への提示
- 3期：平成6年1月－3月まで
（内容）・事業手法の決定
・町村の基本方針の決定

【参考文献】

- 1) 北海道企画振興部南西沖地震災害復興対策室『北海道南西沖地震災害復興対策の概要』平成7年5月。
- 2) 北海道奥尻町役場『北海道南西沖地震奥尻町記録書』平成8年3月。
- 3) 奥尻町『奥尻町災害復興計画』平成7年3月。

【19930104】市町村財政（北海道）

- 1) 低利資金の確保
 - 災害復旧、応急対策事業等で一時的に多額の資金が必要となることに対応し、低利の資金を確保するため、北海道市町村備荒資金組合資金等の効果的活用を図る。
（北海道市町村備荒資金組合資金）
 - ・短期資金の貸付枠8億円（年利3%）
 - ・短期資金の斡旋5億円（年利2.875%）
 - （北海道市町村振興協会資金）
 - ・短期資金の貸付枠10億円（年利3%）
 - ・関係市町村に対する制度の周知について各支庁に通知（平成5年7月16日）。
- 2) 特別交付税等の確保
 - 被害状況等を把握し、随時自治省（当時）に報告。
 - ・災害救助法適用町村に普通交付税9月分の繰り上げ交付。
 - ・公共施設被害の著しい町村に普通交付税9月分の繰り上げ交付。
 - ・特別交付税（12月分）の交付。
 - ・特別交付税（3月分）の交付
 - 自治省（当時）に公営企業関係分の被害状況を説明し、地方公営企業等災害復旧事業債の措置を要望。
 - 災害復旧に係る財政措置として次の措置を講じるよう自治省（当時）に要望。
 - ①普通会計に対する財政措置
 - ・特別交付税、地方債等による財政措置

②公営企業会計に係る財政措置

- ・地方公営企業等災害復旧事業債について低利資金の充当及び償還年限の延長
- ・地方公営企業等災害復旧事業債の元利償還金の補填のため一般会計が繰り出す額についての交付税措置

○平成6年度の復興対策費について特別交付税で措置するよう自治省（当時）に要望。

【19930105】復興基金の概要（北海道）

1) 設置の目的

○平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震による災害に関し、被災者の救済を図り、地域住民の自立を支援するとともに、地域の総合的な復興に寄与することを目的とする。

2) 設置主体

○災害救助法が適用された桧山管内の奥尻町、大成町、瀬棚町、北桧山町、後志管内の島牧村の5町村がそれぞれ設置した。

3) 設置方式

○被災地町村では、国や道の補助制度を有効に活用するためには事業に精通した町村職員の参加が必要であるとの判断から、財団方式や公益信託方式等によらず、各町村による条例方式で設置を行った。

○義援金から被災者への見舞金として配分したものを除いた残余额を活用している。

○奥尻町災害復興基金事業一覧（次頁参照）

表 復興基金の概要（北海道）

項目	内容
主体(条例方式)	災害救助法が適用された奥尻町、大成町、瀬棚町、北桧山町、島牧村
目的	・被災者の救済を図り、地域住民の自立を支援するとともに、地域の総合的な復興に寄与すること
基金の規模	・奥尻町：132.6億円(当初90.0億円) ・大成町：6.0億円(当初5.9億円) ・瀬棚町：6.5億円(当初6.0億円) ・北相山町：7.5億円(当初6.3億円) ・島牧村：5.0億円
基金の財源	・義援金257億円(基金を設立しない被災市町村への配分も含む)
設立年月日	・奥尻町：平成5年12月21日 ・大成町：平成5年12月17日 ・瀬棚町：平成5年12月21日 ・北桧山町：平成5年11月24日 ・島牧村：平成5年12月20日
事業の予定期間	・3～4年
事業内容	・住宅取得費の助成等 ・農業、水産業、商工観光業の振興対策のための営農施設、漁具魚網の再建費の助成等 ・中小企業事業再開費の助成等

【19930106】公営住宅の整備（北海道）

○基本的には地元の市町村の事業であるが、奥尻町にあつては、青苗地区の被害が甚大であり、町単独による建設が困難との判断から道営により、104戸の災害公営住宅を建設した。

【19930107】災害復興住宅利子補給費補助制度の創設（奥尻町）

○時期 平成5年11月10日

○北海道持家建設資金の支払利子に対する3年間の利子補給を実施

表 奥尻町災害復興基金事業一覧

<p>1. 住民の自立復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金利子補給 災害援護資金利子補給 冬季暖房用灯油等購入費助成 在宅福祉サービス負担金助成 通学通勤交通費助成 <p>2. 商工・観光業の復興支援</p> <p>①商工業振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業再開費助成 中小企業振興資金、災害資金利子補給 <p>②観光復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光案内板整備費助成 地域イベント開催費助成 観光復興大型イベント開催費助成 観光復興キャンペーン助成 観光案内所設備整備助成 賽の河原休憩所整備助成 <p>3. 農林水産業の復興支援</p> <p>①農林業振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 営農施設等再建費助成 共同利用農業機材整備助成 米穀共同利用施設整備助成 農業復興特別助成 <p>②水産業振興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同利用漁船建造費及び利子補給 共同利用中古船購入費助成 水産業共同利用施設整備助成 小型漁船船外機整備費助成 共同利用倉庫整備助成 	<ul style="list-style-type: none"> 小型漁船巻揚施設整備助成 漁具購入助成及び利子補給 ウニ・アワビ・ホタテ深淺移植助成 鮮魚運搬費用助成 製氷貯水冷凍冷蔵施設整備 アワビ資源回収支援センター整備 <p>4. 防災関連の復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線戸別受信機購入助成 町内会各地域避難路整備助成 水難救難所体制強化支援 避難所等非常用電源確保及び無線機整備 災害用保安帽支給 防災ハンドブック作成 緊急避難用袋配布 避難広場照明施設整備 災害対策用備蓄飲料水整備 <p>5. まちづくりの復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 青苗地区下水道整備助成 定住促進土地購入・住宅整備助成 神威協町内会温泉施設復興支援 集会施設整備 防犯街灯等整備 まちづくりに係る公共用地取得 まちづくりに係る分譲用地取得 地域ゴミステーション整備 被災地区まちづくり等復興整備 <p>6. 公園の復興支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波資料館建設 青描墓地公園整備 被災公園復興整備 <p>7. 住民活動の復興支援</p> <p>①住民活動関連対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者スポーツ団体活動資材整備助成 奥尻三大祭復興支援 地域お祭り復興支援 <p>②住居安定</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅転出費用助成 住宅解体費助成 住宅基礎上げ工事費助成 住宅取得費助成 家具・家財購入費助成 <p>8. その他復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災児童生徒特別教育資金支給 郷土芸能保存強化整備助成 人材育成地域交流助成 漁業青色申告会運営費助成 共同テレビ受信施設復興支援 復興基金支援施策ガイドブック作成 津波犠牲者慰霊碑建立 生涯学習センター建設 高齢者生活福祉センター建設 北海道南西沖地震災害記録誌作成 災害応急仮設住宅整備 神威協町温泉保養所被災機器改 その他特別復興対策支援
--	---	--

【19930108】住宅情報・融資制度等の情報提供（北海道）

○被災住民向け住宅相談会を開催し住まいづくり、融資制度等についての説明と被災者個々との面談相談に対応。

・主催者：奥尻町、北海道住宅都市部、道立寒地住宅都市研究所、檜山支庁、住宅金融公庫、住宅建設事業者

○小規模世帯向けモデルプランの提供

・被災者に高齢の単身者、夫婦世帯等の小規模世帯が多く、建設資金をできるだけ抑えた住宅提供の要望もあり、小規模世帯向けの住宅情報が少ないことから、主催者がモデルプランを提供

・住宅規模 2LDK、延床面積20.5坪、20.3坪

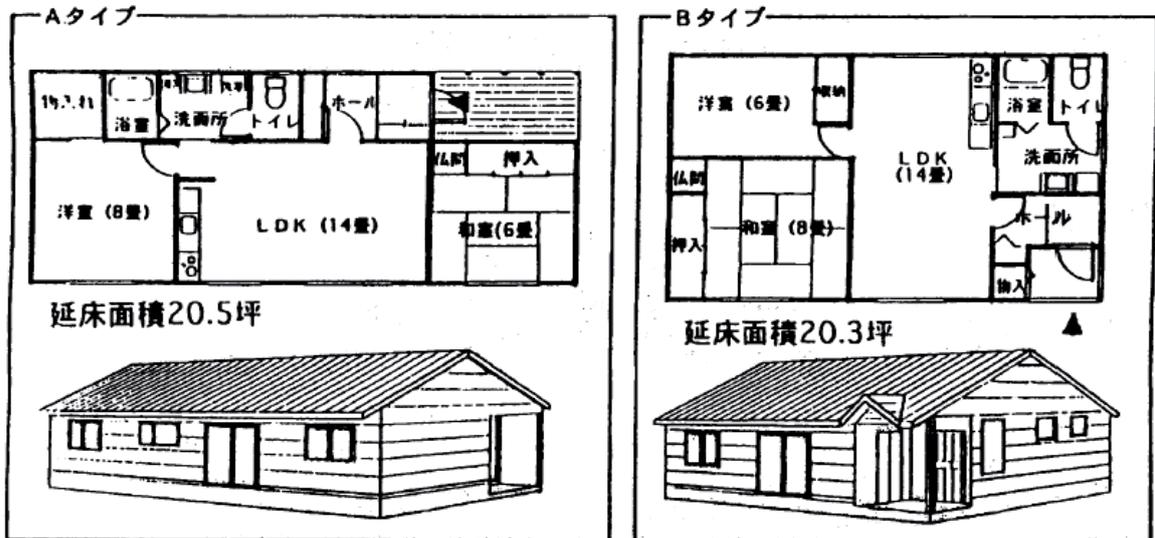


図 小規模世帯向けモデルプラン

【19930109】建設事業者への住宅建設の協力要請（奥尻町）

- 時期：平成6年9月16日
- 対象事業者：奥尻島内・外の住宅事業者（函館建設業協会、檜山建設協会、北海道住宅建築協会函館支部、北海道住宅供給公社等37社）
- 「奥尻町の住宅建設に関する建設事業者説明会」を開催し、今後の建設ラッシュ時における住宅建設の協力を要請。

【19930110】高齢者対策（北海道）

- 高齢者保健対策は、今後の高齢化社会へ向けて、平成5年度に策定した「奥尻町老人保健福祉計画」に基づき進めていくこととしている。しかし、災害発生による高齢者の生活環境の大きな変化から、平成6年度に高齢者の生活実態・福祉制度の利用意向調査を実施した。
- この調査結果をもとに、平成3年度に設置した特別養護老人ホーム「おくしり荘」を中核にショートステイ事業、デイサービス事業等の福祉サービスに併せて、高齢者世帯の住宅対策として、居住機能の他、介護支援機能、地域交流機能を総合的に提供する高齢者生活福祉センターを平成7・8年度に整備した。
- 在宅生活への支援対策として、ホームヘルプサービス事業やデイサービス事業等を推進している。

【19930111】防潮堤整備（北海道・奥尻町・大成町）

- 防潮堤の整備
 - ・防潮堤の天端高は、津波波高を考慮し、北海道から、奥尻町、大成町等被災自治体に提示され、被災自治体内での検討を経て最終的な高さが決定された。
- 奥尻町青苗地区岬周辺
 - ・天端高：海拔5.9m－11.7mで市街地を取り囲む形で建設
 - ・事業期間：平成5年度－平成7年度
 - ・事業主体：北海道
- 奥尻町初松前地区
 - ・天端高：海拔11m、延長560m
 - ・事業期間：平成6年度－平成7年度
 - ・事業主体：北海道
- 大成町太田地区（太田漁港南護岸から北側の漁港）
 - ・天端高：海拔7m、延長171.9m
 - ・事業期間：平成6年度－平成7年度
 - ・事業主体：北海道
 - ・南護岸から南側については道道の道路護岸の嵩上げにより防護

【19930112】防潮水門の整備（奥尻町）

- 港湾海岸区域内には、釣懸川、塩釜川の普通河川があり、この津波対策の有効な方法として北海道で初めての津波水門の設置が検討され、釣懸川水門が平成7年3月に、また塩釜川水門が9月に完成した。
- 水門は、全閉において河川流量を排水できるフラップゲートが2門ずつ設置されており、治水面にも対応できる構造となっている。
- 地震発生時に震度5程度を感知すると約1分間の非常放送後に自重降下を開始し、ゲートが全開する機能となっているため、万一の津波の襲来から河川及び周辺の地域を守ることができる。

【19930113】全戸移転跡地の災害危険区域の指定（奥尻町）

- 奥尻町青苗5区の岬周辺地区は、北海道南西沖地震において津波が通り抜け甚大な人的・物的被害が発生し、かつ高台まで距離があり避難が困難な場所である。
- そのため青苗5区は全戸移転することとなり、その跡地（移転促進区域）は建築基準法第39条に基づき町条例により災害危険区域に指定され、住居の用に供する建物が制限された。現在は、公園として利用されている。

【19930114】防災集団移転促進事業等（奥尻町）

- 1) 合意形成過程
 - 育苗地区のまちづくりは、「全戸高台移転」と「一部高台移転」の2案に整理され、平成5年9月30日に議会に説明、10月19日に住民に対する説明会が開催された。

《全戸高台移転案》

抜本的な津波安全対策として、岬周辺と低地部の全戸を高台に移転し、既成市街地を含めた青苗地区の一体的なまちづくりを図る

《一部高台移転案》

港背後の低地部に漁師まちゾーンを形成し、ほかを高台に移転する

○説明会での住民要望

漁業者：前浜に近く海の近くに住みたい

商業関係者：まとまった住宅地の形成を望む

高齢者：住み慣れた土地で再建したい

若年層：住み慣れた土地に執着することなく安全な高台を望む

- 住民組織の「奥尻の復興を考える会」は、町からの復興計画案についての説明(10月19日)及び道の防潮堤建設に関する説明会(10月26日)を受け、勉強会やアンケート調査を実施後、総会(11月22日)を開催し、漁業者の強い声がある全戸高台移転は困難とし、一部高台移転案を採用した。町は、これを受け議会での了承を得て、復興方針について道に回答し、その後、復興計画素案が町に示された。

2) 事業概要

事業主体：奥尻町

対象地区：奥尻町青苗地区岬周辺 ・事業期間：平成6年度～平成7年度

総事業費：7億2千万円(国から3/4補助)、補助対象外分は奥尻町が単独事業で実施

3) 事業内容

- 集団移転促進事業計画を定め、平成6年8月19日内閣総理大臣の承認を受ける
- 該当区域の住宅を全戸移転し、移転者等の住宅団地として2カ所を造成する
- 移転者等から用地を買い取り、地区の排水終末処理場、記念公園等を整備する
- 平成6年10月1日、移転促進区域内の跡地は建基法39条に基づき町条例により災害危険区域に指定し、住居の用に供する建物を制限
- 土地の処理方法は、町が在来地を一括買収し、造成後被災者に同単価で分譲

【19930115】漁業集落環境整備事業による嵩上げ（奥尻町）

- 津波被害が甚大であった奥尻町の青苗地区では、被災者の再建意向として漁業者は現地再建、その他住民は高台移転を希望していたため、現地嵩上げ(漁業集落環境整備事業)と高台移転(防災集団移転促進事業)をあわせた被災地の復興がなされた。

1) 事業概要

事業手法：漁業集落環境整備事業(水産庁)

上水道は簡易水道災害復旧事業(厚生省(当時))

事業期間：平成6年度～平成8年度(3カ年)

総事業費：約24億1千万円

2) 事業内容

- 青苗地区漁業集落環境整備事業基本計画を定め、平成6年6月13日農林水産大臣承認を受ける
- 防潮堤の背後を盛土し、緑道(宅地、道路、公園、避難路)、上水、排水施設等を整備
- 造成地の残土(約14万㎡)を市街地の盛土材に利用
- 地区面積：事業面積95,100㎡、宅地180画地
- 公共施設：道路(16路線)、緑道(7路線)、排水施設、終末処理場(青苗岬周辺地区に建設)、防災安全施設(防火水槽6基、街路灯26基)、緑地広場
- 用地処理：町が在来地を一括買収し、造成後、被災者に分譲

【19930116】曳家による残存家屋対処（大成町）

- 大成町太田地区は、海岸沿いを走る道道北松山大成線の天端嵩上げと背後宅地の嵩上げにより集落再建を図ることとしたが、残存家屋も多かった。
- そのため、残存家屋を曳家により造成地に移転しながら順次整備を進めていくこととした。被災者の土地に対する愛着が強く、配分用地の決定同意が得られないなど問題が生じたが、残存家屋の曳家用地を確保することを用地配分の第一条件として調整を図ることとし、地区内での自主的な調整による原案を町が修正する形で最終配分が決定された。
 - ・施工：平成7年度に30件、平成8年度に29件
- 工期：住宅のジャッキアップ(2.2m程度)に約1週間、移動と据え付けに約1週間、全体で約1月。
- 半壊家屋については、個人で補修(町の助成金利用)した後に曳家が行われた。

○居住者は、仮設住宅と地区会館に仮住まいした。

【19930117】 文教施設事例（奥尻町）

○地震、津波により被災した稲穂、青苗の両小学校は、「公立学校施設整備費」の補助を受けて校舎の新築工事が進められ、稲穂小学校は平成6年3月30日に、また、青苗小学校は平成7年3月30日にそれぞれ完成した。

○稲穂小学校は盛土上に校舎を建設し、育苗小学校は1階部をピロティ構造としている。

【19930118】 災害記憶継承への取組み（奥尻町）

1) 記録誌の作成

○被害状況を記録誌としてとりまとめ、地震災害の恐ろしさを永く後世に伝えるとともに、今後の地震災害対策の参考資料として役立てるため発刊し、町内全世帯及び関係機関に配布。

○北海道南西沖地震の場合は、義援金を原資とする災害復興基金の事業として行っている町が多い。

2) 津波慰霊碑の建立

○犠牲者の供養と後世への伝承のための慰霊碑建立事業。青苗岬公園中央に北海道南西沖地震災害によって亡くなられた198名の名前が刻まれた慰霊碑が建立されている。

3) 津波資料館の建設

○大被害の記録を後世に伝えるとともに、津波や地震の研究者、学者らの拠点とするための資料館の建設事業。

事例コード

199302

1993 年（平成 5 年） 8 月豪雨

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成5年8月6日、前夜から降り続いていた雨は未明から厳しさを増し、午後になると一段と雨脚は強くなり、「100年に1度の豪雨」と称されるような想像を絶する記録的な豪雨となって、鹿児島市内とその周辺部に甚大な被害をもたらした。

このときの降雨は、8月5日午後12時から7日午後6時までで、川内市の376ミリを最高に宮之城、東市来で300ミリを超え、鹿児島市でも269ミリを記録した。また鹿児島市では、6日午後5時から7時までの2時間で109ミリという局地的集中豪雨も記録した。しかも、鹿児島市北部地域から郡山町にかけて降り始めてから総雨量は350mmを超えた。

このため、鹿児島市内を流れる甲突川、新川、稲荷川の3河川が氾濫して、天文館や西駅周辺等の広い範囲で浸水した。特に、甲突川が国道3号線と平行している草牟田付近では国道が2メートル以上も冠水し、道路はさながら濁流の流れる川と化したほか、長年市民に親しまれてきた甲突川にかかる五石橋のうち新上橋と武之橋が流失した上、県内最古の石橋といわれてきた実方太鼓橋も流失した。

この夜、鹿児島市内では11,000棟余りが浸水し、市民4,000人余りが58か所に設置された避難所へ避難し、不安な夜をすごした。

また、鹿児島市小山田で国道3号線が大きく陥没したのをはじめ、随所で崖崩れも発生した。中でも鹿児島市竜ヶ水地区では国道10号沿いの崖が4kmの区間で22箇所にわたり崩壊し、通行車両1,200台やJRの列車乗客、地域住民など約3,000名が完全に孤立してしまった。これら孤立した人々については、官民一体となった海上からの救出活動で救助されたが、一夜明けた被災地はさながら地獄の様相で、この豪雨により一夜のうちに48名もの人命が奪われ、1名が行方不明となった。

この他、交通網はもちろん電話・電気・ガス・水道にいたるほとんどのライフラインもずたずたととなり、市民生活は混乱を極めた。

表1 被害状況（鹿児島県）

区分			被害	区分		被害	
人的被害	死	者 人	48	衛 生 福 祉 関 係	千円	10,578,496	
	行 方 不 明 者	人	1	農 業 関 係	千円	8,523,722	
	負 傷 者	重 傷	人	12	水 産 関 係	千円	17,500
		軽 傷	人	52	山 林 関 係	千円	9,533,025
	合 計	人	113	商 工 業 関 係	千円	26,744,988	
住家被害	全 壊	棟	298	公 共 土 木 施 設 関 係	千円	21,518,169	
	半 壊	棟	193	学 校 施 設 関 係	千円	2,931,468	
	一 部 破 損	棟	588	警 察 関 係	千円	300,563	
	床 上 浸 水	棟	9,378	そ の 他	千円	29,000	
	床 下 浸 水	棟	2,754	合 計	千円	80,176,931	
	合 計	棟	13,211				

(2) 災害後の主な経過

6月12日から始まった豪雨災害で、鹿児島県では2度にわたり災害対策本部を設置し対応にあたった。以下主に8月5日から6日の集中豪雨における鹿児島県の災害対策本部の対応（竜ヶ水周辺孤立者救出に係る）の経過を記載する。なお、災害対策本部が解散されたのは、本災害後に発生した台風第7号・台風第13号の対応を終え県内が平静を取り戻した10月12日であり、その設置期間はこれまでに例の無い73日間に及んだ。

表2 災害後の主な経過（鹿児島県の取組状況）

年	月日	項目
平成5年	8月5日	22:10 鹿児島地方気象台から鹿児島県地方に大雨洪水警報が発令
	8月6日	災害対策本部設置（※ 8月1日22:30から継続）
		17:00 第1配備体制発令
		17:50 知事から災害発生通報及び対策の指示
		18:00 県警察本部からの連絡員派遣
		18:26 JR九州鹿児島支社から孤立した列車乗客の救出要請
		18:35 第十管区海上保安本部に出動要請、県警本部に通報
		18:40 桜島町にフェリー出動要請
		19:00 近隣漁港に出動要請、鹿児島市災害対策本部に避難所開設要請、医療救護班、救助班出動、海上自衛隊に災害派遣要請打診
		20:00 海上自衛隊に災害派遣要請（正式）、陸上自衛隊に災害派遣要請打診
		23:00 鹿児島市・伊集院町・郡山町に災害救助法の適用決定（8月5日から8月6日にかけての集中豪雨）
	8月7日	1:00 陸上自衛隊に出動要請（正式）
19:30 医療救護班活動終了（災害対策本部救護活動終了）		
10月12日	災害対策本部解散	

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199302	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理		●→→→ ●→→→	【19930201, p103】 【19930202, p103】	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→→→	【19930203, p103】	
施策2：復興計画の作成		●→→→	【19930204, p103】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建		●→→→ ●→→→	【19930205, p103】 【19930206, p104】	●→→→
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧		●→→→ ●→→→ ●→→→	【19930207, p104】 【19930208, p104】 【19930209, p104】	●→→→ ●→→→ ●→→→
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19930201】土砂、水害ゴミ収集・処分（鹿児島市）

- 河川の氾濫等で、被災家屋からの粗大ゴミを中心とした大量のゴミが市街地等に溢れた。除去には、域内外の建設業者等から車両を借り上げるとともに、市職員自らが、収集に回るなどして作業に当たったが、一時的に大量のゴミが出された上、道路寸断等により、埋立処分地への搬入に手間取った。
- 土砂：人家→道路端（個人で処理）→集積場→処分場
- たたみ等のゴミ：人家→道路端→集積場→処分場

【19930202】風倒木の処理（鹿児島市）

- ・風倒木被害等緊急対策事業（県単独）を創設し、平成7年度までの3年間に亘り、1)被害の著しい地域への風倒木処理業者の派遣、2)被害材の混入による木材市場の混乱を防止するための被害材の仕分け、3)風倒木の林外搬出の促進、4)作業道等の災害復旧、に対して助成を行うこととした。
- ・上記の対策を円滑に行うために、県森林組合連合会等からなる「風倒木処理対策連絡会」を発足させた。

【19930203】復旧・復興体制の構築（鹿児島県）

- ・本災害における、復旧・復興体制に関する記録なし。

【19930204】復旧・復興計画の策定（鹿児島県）

- ・本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- ・本災害における主な復旧事業は下記の通りである。

○公共事業

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・災害関係緊急砂防事業
- ・災害関係緊急急傾斜地事業
- ・災害関係緊急治山事業
- ・林地崩壊防止事業
- ・造林事業

○県単公共事業

- ・県単道路整備事業
- ・県単橋梁整備事業
- ・県単河川等防災事業
- ・県単砂防事業
- ・県単急傾斜地崩壊対策事業
- ・県単林道事業
- ・県単治山事業
- ・県単農地等防災事業

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

【19930205】住宅金融公庫の現場審査の特例（鹿児島市）

- 豪雨及び台風13号による家屋の被害により、瓦不足となったことから現場審査の特例措置が次のとおり行われた。
- ・適用期間
平成5年9月6日から平成6年1月31日までに現場審査を行うもの。
- ・特例措置
現場審査時期：通常は屋根工事完了後であるが、屋根木工事等の屋根下地材の施工が完了し、屋根仕上材が葺かれていないものに対しても、現場審査を行うことができる。
現場審査合格判定：屋根仕上材の施工を除く工事について審査上支障のない場合は合格とするもの。

【19930206】住宅金融公庫との連携による相談所の設置（鹿児島市）

- 豪雨等により家屋に被害を受けた地域において、住宅金融公庫の災害復興住宅金融制度及びがけ地近接等危険住宅移転事業の説明会を開催した。

【19930207】甲突川総合治水対策（鹿児島県）

◇概要

- 平成7年6月に、鹿児島県と流域の鹿児島市、郡山町、吉田町による「総合治水対策推進協議会」を設置

- 河川改修と併せて、流出抑制対策、土砂流木抑止対策、常時浸水地区の内水対策及び避難予警報や対策等についての計画をとりまとめた。

◇甲突川総合治水対策推進の基本的考え方

- 浸水被害の軽減のために、以下の方針で積極的な取り組みを行った。

- 1) 激特事業等による河川改修により、流下能力を向上させる。
- 2) 土砂・流木を抑止するために、砂防・治山事業・急傾斜保全事業を推進する。
- 3) 団地等の開発に対しては、下流への流量増とならないよう防災調整池設置基準を強化する。
- 4) 内水排除対策として、本川の堤防より低い地域は本川の水位の影響を受けて水路の排水がしにくいため、スムーズに排水できるように下流へのバイパス水路等の下水路網の整備を行う。
- 5) 雨水の流出抑制対策として、学校校庭や公園等における雨水貯留を行う。
- 6) 自然流出抑制機能を保全するため、森林の保育管理を積極的に実施する。
- 7) 各家庭等における雨水の貯留・浸透を啓発していく。
- 8) 被害軽減対策として、高床構造とした住宅や防水シャッター等を設置した建築物等、耐水化を奨励・指導する。
- 9) 防災マップを策定し、防災情報の周知を行う。
- 10) 河川水位や雨量情報について無線通信網を利用し、適時・的確な情報伝達のための河川情報システムを整備する。

【19930208】甲突川改修（鹿児島県）

- 被害概要：浸水家屋11,586戸、浸水面積424ha

○計画概要

- ・被災前：昭和44年の水害を契機に改修工事全体計画を策定、当初計画では計画高水流量を1,000 m^3/s (1/100確率)としていたが、河道拡幅を全体的に行うことは困難なことから、基本高水流量を1,000 m^3/s 、計画高水流量700 m^3/s に改正、300 m^3/s についてはダム、遊水池、放水路で対応することとする。
- ・甲突川は昭和45年度から中小河川改修事業に着手、しかし、平成5年の洪水を契機に激特事業を導入し、洪水発生当日の洪水流出量を水位観測所データから算出された700 m^3/s 対応の改修を行った。

○計画作成/ 工事期間

- ・事業：平成5年度～平成9年度
- ・平成8年3月総合治水対策計画のとりまとめ

○適用事業・事業費

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業：268億円
- ・河川災害復旧事業：65.8億円

【19930209】石橋移転・復元事例（鹿児島県）

- 被害概要：1845～49年に甲突川にかけられた五石橋の内、2橋が流失し、3橋（西田橋：鹿児島県、高麗橋・玉江橋：鹿児島市）が残った。

○計画概要

- ・残った3石橋を河川改修に併せて移転復元を行い、保存することとなる。
- ・西田橋については、「西田橋解体復元調査委員会」の指導・助言のもと、(財)文化財建造物保存技術協会の設計・施工監理により復元が行われている。

○事業費

- ・西田橋地域総合整備事業(ふるさとづくり債)
50億円(用地補償20億円、橋梁10億円、資料館10億円、公園10億円)
- ・高麗橋・玉江橋街路事業、地方特定道路整備事業・緊急地方道路整備事業(自治省(当時)起債事業)
49億円(用地補償21億円、橋梁20億円、公園地8億円)

事例コード

199303

1993 年（平成 5 年） 台風 13 号

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

県内各地で、豪雨災害の悲劇からようやく落ち着きを取り戻しつつあったおり、戦後最大級の台風第13号が来襲した。

台風13号は広い暴風域と非常に発達した雨雲を伴い、平成5年8月3日16時前に薩摩半島南部に上陸し、鹿児島湾を経て県本土を南西から北東方向に縦断する格好で大隅半島北部を通り抜けた。このため、県本土全域で大雨と暴風による被害が多発した、なかでも薩摩半島では局地的に大雨が降り、3日16時30分頃、金峰町大坂扇山地区で大規模な崖崩れが発生し、付近住民20名が避難していた民家を押つぶした。また、同日22時頃川辺町小野においても崖崩れが発生し、9名が死亡したほか、金峰町白川、大口市、垂水市、知覧町でも土砂崩れ等により1名ずつ4名が死亡し、台風第13号災害による死者は2市3町で33名にもものぼった。

この台風では強風による被害も大きく、県内で32,813棟の住家と3,128棟の非住家が、全壊・半壊・一部損壊の被害を受けた。さらに、再び鹿児島市内を流れる甲突川が氾濫し、市内で1,400棟余りが浸水被害を受け、加世田市を流れる万之瀬河も氾濫し、約780棟が浸水被害を受けた。

また、9月20日20時頃、日置郡日吉町の毘沙門地区で大規模な土砂崩れが発生、2世帯5人が生き埋めとなり、2名が犠牲となった。当時同地域に気象警報等は発表されておらず、午前中小雨がぱらついていた程度で、これまでの災害発生状況と大きく異なっていた。

表1 被害状況（鹿児島県）

区分		被害	区分	被害			
人的被害	死者	人	33	衛生福祉関係	千円	2,682,631	
	行方不明者	人	—	農業関係	千円	29,863,024	
	負傷者	重傷	人	15	水産関係	千円	2,216,447
		軽傷	人	160	山林関係	千円	11,955,506
	合計	人	208	商工業関係	千円	8,005,830	
住家被害	全壊	棟	226	公共土木施設関係	千円	33,976,605	
	半壊	棟	706	学校施設関係	千円	2,664,677	
	一部破損	棟	31,899	警察関係	千円	157,214	
	床上浸水	棟	1,381	その他	千円	229,873	
	床下浸水	棟	3,903	合計	千円	91,751,807	
	合計	棟	38,115				

(2) 災害後の主な経過

鹿児島県では8月からの豪雨災害で災害対策本部が設置され継続していた。主な経過については記録のあった箇所を記載する。

表2 災害後の主な経過（鹿児島県の取組状況）

年	月日	項目
平成5年	8月6日	災害対策本部設置 (※ 8月1日22:30から継続)
	9月3日	18:00 鹿児島市・加世田市・垂水市・川辺町・金峰町に災害救助法の適用決定(台風13号)
	10月12日	災害対策本部解散

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

2. 災害復興施策事例の索引表

199303	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握				
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		●→	【19930301, p108】	
施策2：復興計画の作成		●→	【19930302, p108】	
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3：都市基盤施設の復興	●→		【19930303, p108】	●→
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

【19930301】復旧・復興体制の構築（鹿児島県）

- ・本災害における、復旧・復興体制に関する記録なし。

【19930302】復旧・復興計画の策定（鹿児島県）

- ・本災害では、事業全体を統括した復旧・復興計画は立案されていない。
- ・本災害における主な復旧事業は下記の通りである。

○公共事業

- ・河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・災害関係緊急砂防事業
- ・災害関係緊急急傾斜地事業
- ・災害関係緊急治山事業
- ・林地崩壊防止事業
- ・造林事業

○県単公共事業

- ・県単道路整備事業
- ・県単橋梁整備事業
- ・県単河川等防災事業
- ・県単砂防事業
- ・県単急傾斜地崩壊対策事業
- ・県単林道事業
- ・県単治山事業
- ・県単農地等防災事業

【参考文献】

- 1) 鹿児島県『平成5年夏鹿児島県豪雨災害の記録』平成7年3月。

【19930303】スクールゾーンの安全確保（蛤良町）

- 集中豪雨によって県道に架かる橋が流失したため、各通行車両が狭い町道に殺到し、登下校の児童・生徒の安全性の確保が懸念されるとの申出を受けた。
- 現場の状況はまさに申出の状況であり、早速、町に連絡、安全な対応方を要請していたところ、町、県土木事務所、地元警察署、教育委員会による「臨時スクールゾーン対策委員会」が開催され、県道の一部安全部分について歩行者用に開放するとともに、町道の危険箇所には、学校の「親子会」が立ち番をし、児童・生徒の通行の安全を図ることが決定した。